

令和6年度

公示用

業務説明書

業務名 札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務

札幌市建設局土木部道路維持課

業務名：札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務

業務委託費 円

一金 内訳 業務価格 円

消費税等相当額 円

業 務 説 明

1 業務の概要

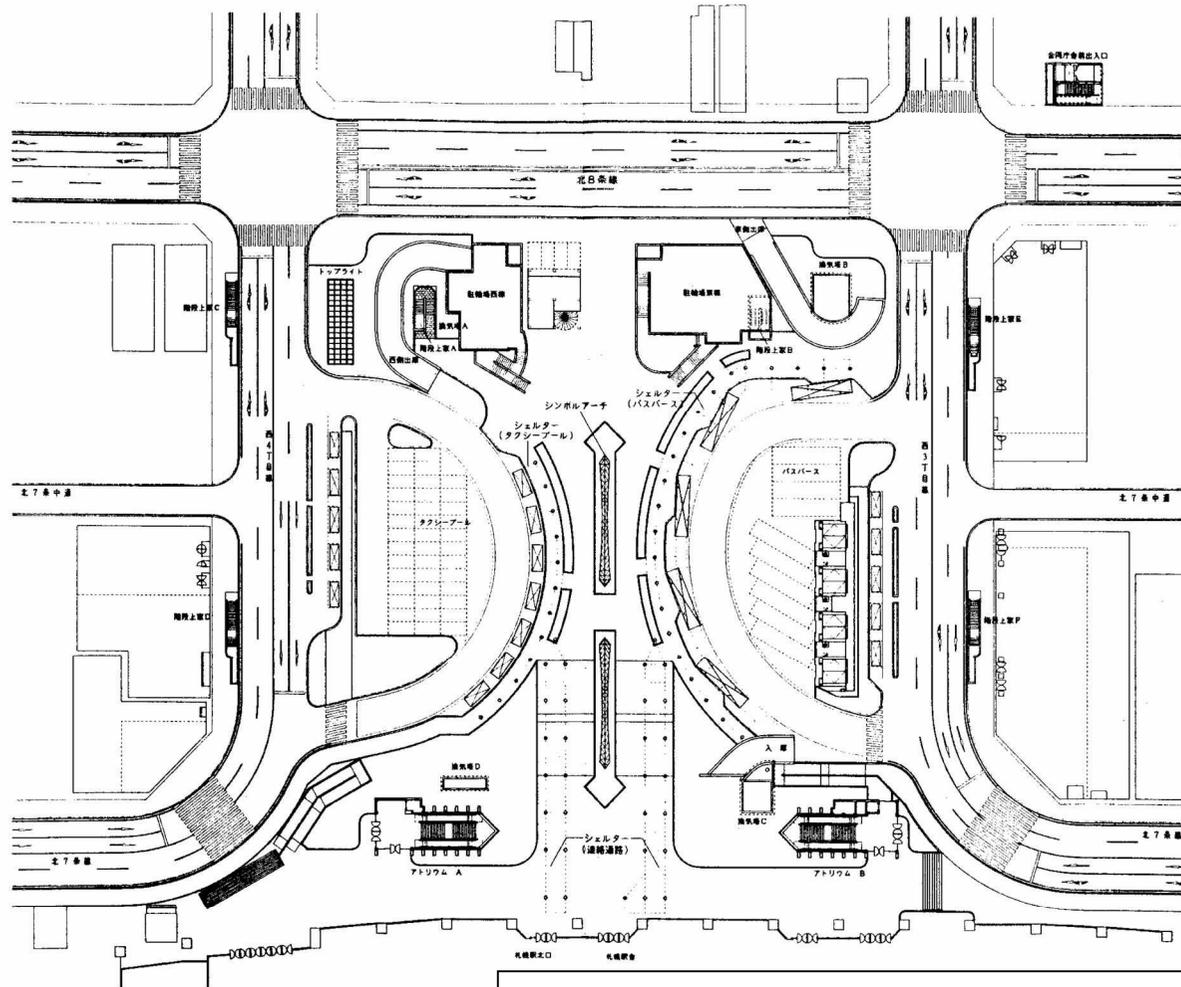
札幌駅北口駅前広場、地下歩道、地下駐車場における各施設の管理業務及び札幌駅北口地下駐車場の駐車料金収納業務を行う。

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 仕様書

別添の仕様書による。

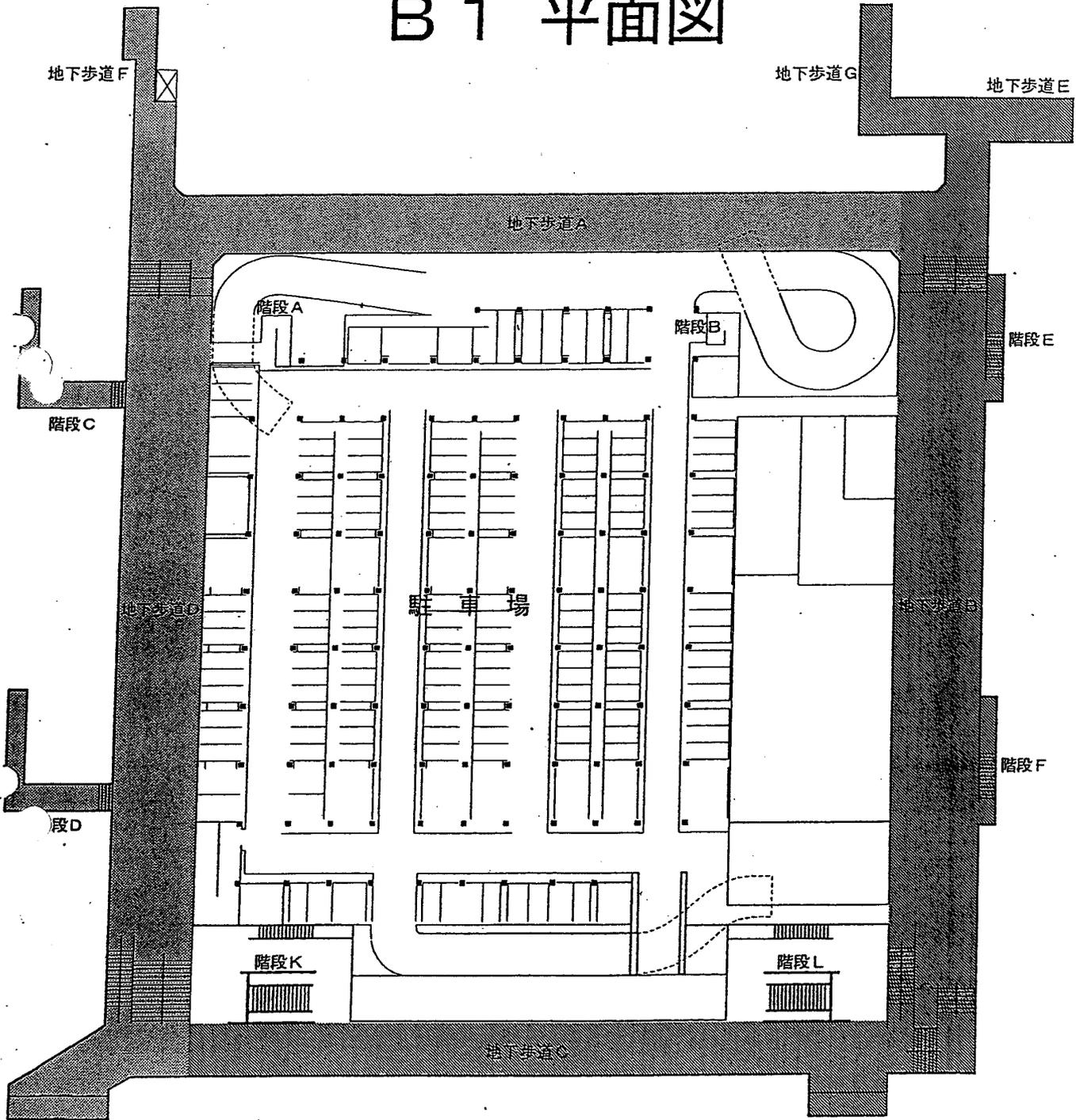


札幌市札幌駅北口駅前広場施設

札幌市北区北7条西3丁目 地上部

札幌市札幌駅北口駅前広場施設
 札幌市北区北7条西3丁目

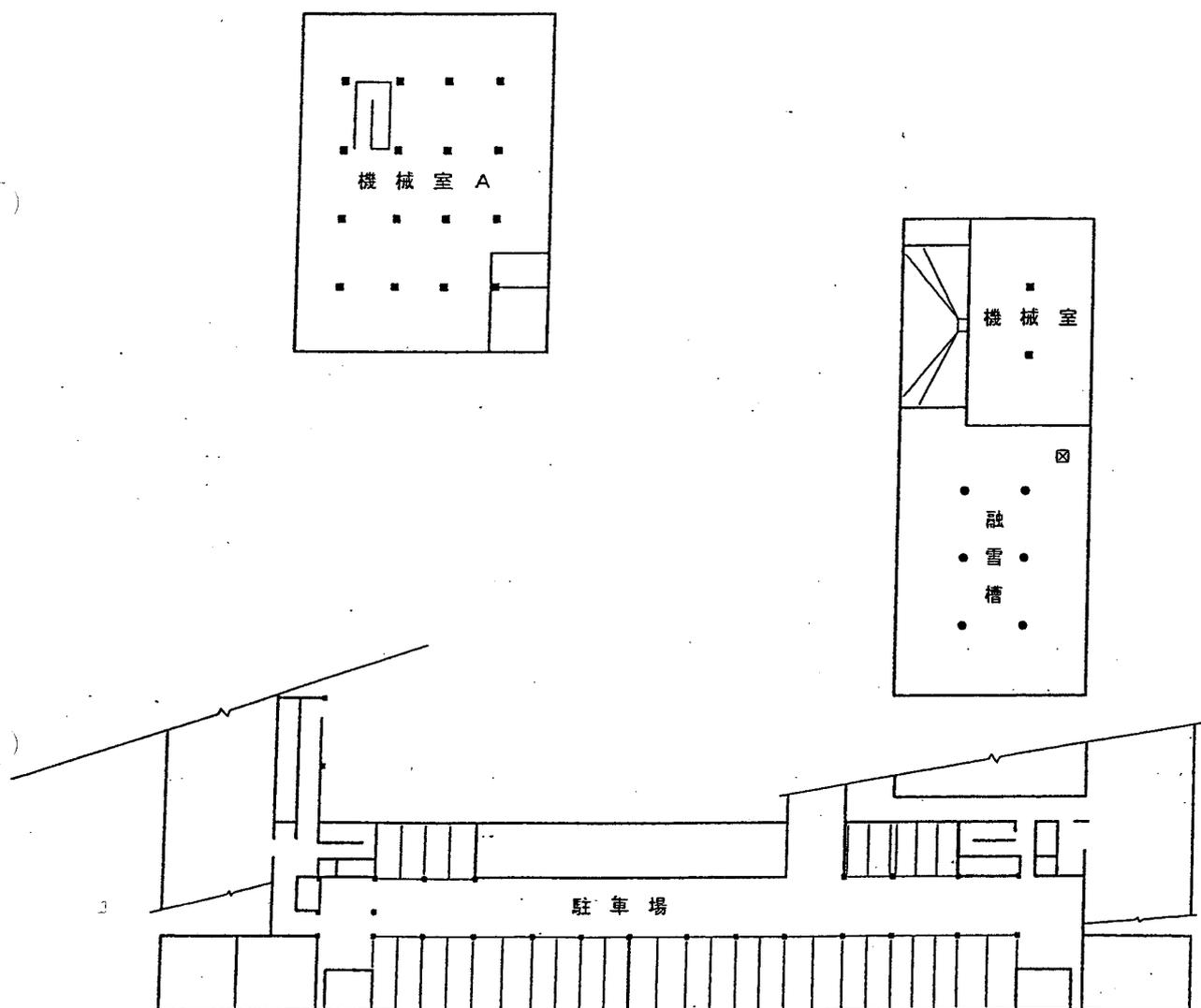
B 1 平面図



札幌駅北口1号地下歩道線
 札幌駅北口2号地下歩道線

札幌市札幌駅北口駅前広場施設
札幌市北区北7条西3丁目

B2 平面図



※新幹線工事のため、当面地下2階駐車場の使用不可

札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務 仕様書

1. 業務場所

札幌市札幌駅北口駅前広場施設

札幌市北区北7条西3丁目（別添図参照）

2. 業務内容

(1) 自家用電気工作物保安管理業務

別添「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」にもとづき自家用電気工作物の保安管理業務を実施する。

(2) 設備等保守点検業務

別添「設備等保守点検業務仕様書」にもとづき施設の設備等保守点検業務を実施する。

(3) 清掃業務

別添「清掃業務仕様書」にもとづき施設の清掃を実施する。

(4) 警備業務

別添「警備業務仕様書」にもとづき施設内の巡回警備及び駐車場管理、駐車場料金の収納業務を実施する。

(5) 植栽管理業務

別添「植栽管理業務仕様書」にもとづき施設内の植栽の維持管理を実施する。

3. 管理運営委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 遵守法令等

業務にあたっては、本仕様書及び本仕様書「2.業務内容」各号に定める仕様書・業務内訳書によるほか、次の各号に定める法令を遵守すること。

- (1) 道路法
- (2) 電気事業法
- (3) 水道法
- (4) 下水道法
- (5) 消防法
- (6) 建築基準法
- (7) 危険物の規制に関する政令規則

- (8) 労働基準法
- (9) 警備業法
- (10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (11) 大気汚染防止法
- (12) 電気設備に関する技術基準及び内線規程
- (13) 酸素欠乏症防止規則
- (14) その他関連法令及び規則等

5. 管理体制

(1) 業務責任者並びに各業務主任及び業務者

受託者は直接雇用契約関係にある者の中から次のアからエに規定する者を選任すること。

ア. 「2.業務内容」(1)の自家用電気工作物の保守管理については、経済産業省の省令で定める技術基準に適合するため、受託者は業務場所に常時勤務する電気主任技術者を選任するものとする。

イ 「2.業務内容」(2)、(3)、(4)、(5)に定める業務を統括指揮・監督する業務責任者を選任すること。業務責任者は、「10.資格一覧」(6)に掲げる資格を有することとし、当該施設の防火管理者として、委託者と協議のうえ、少なくとも年1回の防災訓練などを行なうこと。

業務責任者はウに定める業務主任との兼任を妨げない。

ウ. 「2.業務内容」(2)、(3)、(4)、(5)の業務ごと業務主任を1名選任すること。ただし、兼任は妨げない。

エ. 「2.業務内容」の各項の業務を行う業務者を選任すること。ただし、特殊作業に従事する場合、委託者が承認した限り、この限りではない。

(2) 緊急対応など

緊急時及び重大な故障が発生した時は、当該施設・設備に精通し、いかなる場合にも機敏に対応できる者を待機させ、その発生時には当該施設へ30分以内に到着できる体制を確保すること。これら緊急時対応などについては、札幌市の指示のもとで処置を行い、その結果を速やかに札幌市に報告すること。

(3) 連絡、報告及び調整

本業務を円滑に遂行するため、連絡、報告及び調整に係る体制を定め、札幌市の承諾を得るものとする。

6. 受託者の責務及び業務主任等の資格

- (1) 受託者は業務責任者、業務主任及び業務者（以後「すべての業務者」という。）の技術の向上と対象施設及び設備の状況把握のための社内教育、社外教育に努めること。
- (2) 受託者はすべての業務者に安全衛生教育を充分に行うこと。
- (3) 受託者はすべての業務者に対し、社員であることの名札の着用を義務付けするほか、作業に適した服装を整えること。
- (4) 施設の鍵は、受託者の責任のもと厳重に保管すること。
- (5) 電気主任技術者は、受託者と直接雇用計画を締結した従業員であって、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。
- (6) 「2.業務内容」(2)の業務に関わる業務主任にあつては、「10.資格一覧」の(2)から(5)までの資格を有する者とし、また、同業務に関わる業務員にあつては、「10.資格一覧」の(2)から(5)までのいずれかの資格を有する者とする。
- (7) 「2.業務内容」(3)の業務に関わる業務主任にあつては、「10.資格一覧」(7)の資格を有する者とする。
- (8) 「2.業務内容」(4)の業務に関わる業務主任にあつては、「10.資格一覧」(8)の資格を有する者とする。

7. 提出書類

(1) 契約締結時の提出書類

受託者は、契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、下記の書類を契約締結後直ちに、別紙の記載要領に沿って作成し提出すること。なお、当該業務に従事する者を新規に採用する場合は、履行開始前までに関係書類を提出すること。

ア. 業務費内訳書

イ. 業務従事者賃金支給計画書

ウ. 社会保険料事業主負担分調書

(2) 履行開始時の提出書類

受託者は、下記の書類を業務の履行開始日の前日までに提出し、札幌市の承認を得ること。

また、従事する労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿

を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。なお、社会保険
 手続上、健康保険証の写しを期日までに添付できない場合
 は、当該写しのみを、社会保険手続後すみやかに提出すること。

- ア. 業務受託届
- イ. 業務責任者及び業務主任者等指定通知書
- ウ. 電気主任技術者指定通知書
- エ. 電気主任技術者選任に係わる主務官庁に対し提出する書類
- オ. 業務管理体制表（会社組織系統）
- カ. 安全衛生管理体制（管理要領）
- キ. 業務員名簿（住所、氏名、年齢、経歴、資格免許証写し）
- ク. 業務従事者名簿
- ケ. 業務従事者の公的年金、雇用保険などの証（写し）
- コ. 資格者一覧表
- サ. 年間業務工程表
- シ. 業務従事者配置計画書
- ス. 日常業務スケジュール表

(3) その他の提出書類

ア. 業務完了届等

毎月の業務が完了したときは、完了届（様式1）及び「個人情報取扱状況
 報告書」（様式9）を翌月の5日（当該日が閉庁日に当たるときは、その直
 後の開庁日）までに提出すること。

ただし3月の業務に係る完了届は、3月31日までに提出すること。

イ. 報告書等

「2. 業務内容」に基づき実施した業務について、次表に定める報告書等を
 提出すること。

業 務	報 告 書 等	様 式	提出時期
自家用電気工作物	業務日誌	別途指示	都度電送にて
保安管理業務	主務官庁に対し提出する書類	別途指示	都度
設備等保守点検業務	業務日誌	別途指示	都度電送にて
清掃業務	夜間警備日誌		
警備業務	業務報告書		別途指示
植栽管理業務	写真		
	消耗品受払簿		

駐車場料金収納業務	駐車場管理日報 駐車場管理月報 現金出納簿 定期駐車券受払簿 カード式駐車券受払簿 駐車利用券受払簿 領収書	様式 2 様式 3 様式 5 様式 6 様式 6 様式 6 様式 7	別途指示 *完了届出時 *完了届出時 *完了届出時 *完了届出時 *完了届出時
その他	委託者の指示する書類	別途指示	速やかに

※ 駐車場管理月報（様式 3）現金出納簿（様式 5）、定期駐車券・カード式駐車券・駐車利用券の各券受払簿（様式 6）は、月末締めとすること。

また、委託者が支給した消耗品の受払簿についても同様の取扱いをすること。

ウ 業務従事者健康診断受診等状況報告書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（業務従事者名簿により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に、業務従事者健康診断受診等報告書を提出すること。なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年単位毎に1回当該書類を提出すること。

エ 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書を提出すること。

（4）契約約款第16条第2項の規定に基づき、業務従事者における労働社会保険諸法令の遵守確認のため、必要に応じて雇用契約書、賃金台帳、社会保険届出書等の関係書類の写しを求めることがある。

8. その他特記事項

- （1）本仕様書に明記されていない事項については、委託者の指示によること。
- （2）仕様書について不明な点等は、契約前に文書等にて確認のうえ、遺漏のないように業務を遂行すること。
- （3）業務中の事故については、受託者の負担において処置すること。
- （4）受託者の過失による機器の損傷、施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担にて復元すること。
- （5）札幌駅北口駅前広場での火災等による非常時には、消防署員の指示のもと、委託者職員とともに消火活動などに協力すること。

- (6) 自家用電気工作物の設置又は変更が行われた場合、主務官庁に申請書または届出を提出する書類、図面等の作成及び手続きを行うこと。
- (7) PCを使用し、施設内にインターネット機能の構築を行うこと、また、これに係る設置費用及び維持管理費用などは、受託者が負担すること。
- (8) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）」を守らなければならない
- (9) 受託者は、市民対応について市民の利便性を高めるサービス施設であることを自覚し、市民の満足度を高めるように努めること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

9. 再委託について

業務の「主たる部分(下記参照)」については、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 日常清掃
- (2) 警備業

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこととする。

10. 資格一覧

業務の遂行にあたり次の個人資格を有するものを従事させること。

- (1) 電気主任技術者（第3種以上）
- (2) 電気工事士（第2種以上）
- (3) 消防設備士又は消防設備点検資格者
- (4) 建築物環境衛生管理技術者
- (5) 危険物取扱者（乙種第4類）
- (6) 防火管理者（乙種）
- (7) ビルクリーニング技能士
- (8) 警備資格者（2級以上）
- (9) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報
報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓
約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委
託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾
を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、
委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託
者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）
に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本
契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及
びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務
の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する
管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するととも
に、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報
が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行
わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら
ない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責
任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第14条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【別紙 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名)

業務番号:

業務名:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をお願いいたします。

.....
.....

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

...(総括保護管理者).....

...(保護管理者).....

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。名簿での提出が難しい場合は、当該業務を担当する部署名又はグループ名等を記入してください。

...(部署名又はグループ名等).....

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、各従業員から、当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴して提出してください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 有り 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業員を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

...(連絡責任者).....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【別紙2】

個人情報取扱状況報告書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	

公金収納・徴収事務の委託について

1 収納事務、徴収事務の別について（地方自治法施行令第158条）

（収納事務） ・ 徴収事務（調定も受託者側で行う）

2 公金の種類について（地方自治法施行令第158条）

（使用料） ・ 手数料 ・ 賃貸料 ・ 物品売払代金 ・ 寄附金 ・ 貸付金の元利償還金
 ※（仕様書） ・ 契約書（案）（警備業務仕様書 3 作業内容）に記載

3 告示について（地方自治法施行令第158条第2項、札幌市会計規則運用方針第39条）

別紙告示（案）のとおり

4 公金の払込に関する手順について（地方自治法施行令第158条第3項）

払込日：収納の翌日（金融機関の休業日及び札幌市の閉庁日にあたるときは、その直後の休日でない日）
 払込先：指定金融機関または収納代理金融機関
 払込むまでの公金の保管場所：管理室内の金庫
 ※（仕様書） ・ 契約書（案）（警備業務仕様書 3 作業内容(2)）に記載

5 委託業者が使用する様式について

(1) 調定関係

- ・ 収入原簿（会計規則運用方針様式78）について
 （別添 のとおり ・ 収納事務につき対象外）
- ・ 調定簿（会計規則運用方針様式81）について
 （別添 のとおり ・ 収納事務につき対象外）
- ・ 調定簿兼収入原簿（会計規則運用方針様式83）について
 （別添 のとおり ・ 収納事務につき対象外）

(2) 収納関係

- ・ 納入通知書（会計規則運用方針様式4）、納付書（会計規則運用方針様式7）について
 （別添 のとおり ・ レジを使用するため対象外）
- ・ 領収日付印（会計規則運用方針様式10）について
 （別添 のとおり ・ レジを使用するため対象外）
- ・ 領収書（レジによるもの・・・会計規則運用方針様式11）について
 （別添 様式7のとおり ・ レジを使用しないため対象外）
- ・ 領収書（保健センター等・・・会計規則運用方針様式12）について
 （別添 のとおり ・ 対象外）

(3) 払込関係

- ・現金払込書（会計規則運用方針様式 14）について
（別添 様式 4 のとおり） ・ 用品を使用 ）

(4) その他

- ・現金出納簿（会計規則運用方針様式 20）について
（別添 様式 5 のとおり）

※ これ以外の様式がある場合、個別にご相談ください。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務に係る収納業務を委託したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広

1 委託を受けた者

〇〇〇〇〇

2 委託した収納金の種類

使用料（札幌駅北口地下駐車場使用料）

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 収納業務を行う場所

札幌市北区北7条西3丁目

札幌駅北口駅前広場施設

完了届

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

名 称 札幌駅北口駅前広場施設管理運營業務

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄)

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

	時間駐車	定期駐車	合計	時間駐車内訳		
入車台数	台	台	台	現金精算	台	円
出車台数	台	台	台	カード精算	台	円
総駐車台数	台	台	台	利用券精算	台	円
泊台数	台	台	台			
総駐車時間	時間	時間	時間	合計	台	円

精算機利用実績

	西出口精算機		東出口精算機		事前精算機1		事前精算機2		事前精算機3		事前精算機4		事前精算機5	
現金精算	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円
カード精算	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円
利用券精算	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円
合計	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円

収入状況

現金精算	定期駐車券	カード式駐車券	駐車利用券	合計
台 円	1月 枚 円 3月 枚 円	1000円 枚 円 3000円 枚 円 5000円 枚 円	1時間 枚 円	
計 円	計 円	計 円	計 円	円

券発行実績

定期駐車券	カード式駐車券	駐車利用券
1月 枚 円 3月 枚 円	1100円 枚 円 3300円 枚 円 5500円 枚 円	1時間 枚 円
計 円	計 円	計 円

	時間駐車	定期駐車	合計	時間駐車内訳		
入車台数	台	台	台	現金精算	台	円
出車台数	台	台	台	カード精算	台	円
総駐車台数	台	台	台	利用券精算	台	円
泊台数	台	台	台			
総駐車時間	時間	時間	時間	合計	台	円

精算機利用実績

	西出口精算機		東出口精算機		事前精算機1		事前精算機2		事前精算機3		事前精算機4		事前精算機5	
現金精算	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円
カード精算	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円
利用券精算	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円
合計	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円	台	円

収入状況

現金精算	定期駐車券			カード式駐車券			駐車利用券	合計
台 円	1月 枚 円	3月 枚 円		1000円 枚 円	3000円 枚 円	5000円 枚 円	1時間 枚 円	
計 円	計 円			計 円			計 円	円

券発行実績

定期駐車券			カード式駐車券			駐車利用券		
1月 枚 円			1100円 枚 円			1時間 枚 円		
3月 枚 円			3300円 枚 円					
			5500円 枚 円					
計 円			計 円			計 円		

領 収 書

No. _____

帳票コード 91	本庁及び 区コード 00	主管課コード 29415	年度 06	予算統括部 コード 294	短縮コード 4044	会計 10	款 17	項 01	目 05	節 04
-------------	--------------------	-----------------	----------	---------------------	---------------	----------	---------	---------	---------	---------

札幌市
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
登録番号 T900020011002
消費税率 10%

様	金額	金 円
---	----	-----

札幌市札幌駅北口地下駐車場
()の代金として受領いたしました。

札幌市公金収納受託者

領 収 書 日 付



領 収 書

No. _____

帳票コード 91	本庁及び 区コード 00	主管課コード 29415	年度 06	予算統括部 コード 294	短縮コード 4044	会計 10	款 17	項 01	目 05	節 04
-------------	--------------------	-----------------	----------	---------------------	---------------	----------	---------	---------	---------	---------

札幌市
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
登録番号 T900020011002
消費税率 10%

様	金額	金 円
---	----	-----

札幌市札幌駅北口地下駐車場
()の代金として受領いたしました。

札幌市公金収納受託者

領 収 書 日 付



収納事務受託者証

令和 年 月 日付契約の札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務委託契約書に基づき、を札幌市の公金収納事務受託者であることをここに証明いたします。

令和 6 年 4 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

令和 6 年 度

1. 自家用電気工作物保安管理業務

仕 様 書

札幌市建設局土木部道路維持課

自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

1 遵守事項

- (1) 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運営の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うものとする。
- (3) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うものとする。
- (4) 電気主任技術者は、本業務受託者の従業員であって、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。また、本業務場所に常時勤務する者でなければならない。

2 業務内容

- (1) 電気事業法第39条に係る自家用電気工作物の保安管理
- (2) 自家用電気工作物等の点検、測定、試験、操作
- (3) 自家用電気工作物の設置又は変更について、主務官庁に対し、申請書または届出を必要とする場合における書類、図面等の作成及び手続き
- (4) 保安上必要な検査業務
- (5) 事故発生等の緊急対応
- (6) 電気工作物に関する技術指導

3 点検測定

自家用電気工作物の点検測定は、本市が策定する保安規程に定める基準による。

- (1) 点検項目及び点検周期表
別表、巡視点検測定基準による。(保安規程に定める点検・測定試験基準)
- (2) 定例外精密点検
別紙、[特記]定例外精密点検の令和6年度分を実施すること。
(実施時期の基本は8月とし、協議のうえ決定すること。)
点検結果は、本市が指示する様式に記録し提出すること。

4 緊急時の体制

事故発生時の緊急出動は、休日、夜間にかかわらず行うものとする。

5 電気主任技術者の明確化

- (1) 受託者は電気主任技術者を定め、氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を契約時に別紙により提出すること。

- (2) 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者(代務者)をあらかじめ指名しておくものとする。
- (3) 契約期間内に電気主任技術者に変更があった場合は、速やかに本市に報告するとともに主務官庁に対し必要な書類を提出すること

6 連絡、報告及び調整

- (1) 連絡体制
設置者及び受託者は、施設管理運營業務仕様書5.(3)で定めた連絡体制系統図に基づいて連絡するものとする。
- (2) 連絡責任者
本市は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要事項を受託者に連絡するための連絡責任者を選任するものとする。

7 委託契約書等に明記された者による保安管理業務の実施

- (1) 本市は受託者と委託契約する際に面接を行い本人確認を行うものとする。
- (2) 本市は受託者が点検を行う際に、受託者が提示する身分証明書により本人であることを確認する。
- (3) 点検報告書の記録
本市は受託者が行う点検等の終了時に受託者から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録の保存を行う。

8 提出書類

- (1) 電気主任技術者選任に係る主務官庁に対し提出する書類
－契約時及び随時
- (2) 自家用電気工作物点検報告書
－その都度
- (3) その他必要書類
－必要の都度

9 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては本市、受託者、協議の上決定する。

別表 巡視点検測定基準

点検対象機器	点検部位	点検方法	点検項目	周 期			精 密
				日 常	定 期 月次	年次	
引込施設	地中電線路	マンホール・ハト・ホール	外観目視 損傷、浸水（※冬季を除く）		1回/3月※		
		ケーブル配線	外観目視 端末処理部の損傷、亀裂			1回/年	
		電路全体	測定 絶縁抵抗測定			1回/年	
			測定 接地抵抗測定			1回/年	
高圧受電・き電・変電設備	盤	本体	外観目視 異音、異臭、施錠状況	1回/日			
			外観目視 損傷、変形、亀裂、汚損、腐食、結露	1回/日			
			外観目視 高圧充電部の防護カバー		1回/月		
			増締め 端子のゆるみ			1回/年	
		接地線等	外観目視 接地線外れ、損傷、断線		1回/月		
			測定 接地抵抗測定			1回/年	
		指示計器	外観目視 損傷、汚損、指示状態	1回/日			
			試験 校正試験				必要時
		表示灯	外観目視 不点、損傷、汚損	1回/日			
		制御回路	外観目視 損傷、変色、過熱、		1回/月		
			増締め 端子のゆるみ			1回/年	
			測定 絶縁抵抗測定			1回/年	
	開閉装置・遮断装置	断路器	外観目視 損傷、変形、汚損、腐食			1回/年	
			外観目視 接地線外れ、損傷、断線、変色、過熱			1回/年	
			試験 接触状態、可動状態			1回/年	
			測定 絶縁抵抗測定			1回/年	
			外観目視 操作機構の損傷、変形			1回/年	
		遮断器 (本体)	外観目視 損傷、変形、汚損、腐食、亀裂			1回/年	
			外観目視 過熱、異音、異臭		1回/月		
			外観目視 接地線外れ、損傷、断線			1回/年	
			試験 接触状態、可動状態			1回/年	
			測定 VCB接触子消耗量測定				必要時
			測定 絶縁抵抗測定			1回/年	
			外観目視 操作部の損傷、変形、汚損、亀裂			1回/年	
		外観目視 開閉表示		1回/月			
		(ブッシング・接続部)	外観目視 損傷、変形、汚損、亀裂、過熱、変色、発錆			1回/年	
		計器用変成器	外観目視 損傷、亀裂、異音、異臭、汚損			1回/年	
			外観目視 接地線の外れ、損傷、断線			1回/年	
			測定 絶縁抵抗測定			1回/年	
			外観目視 接続部の変色、過熱、ゆるみ			1回/年	
	外観目視 ヒューズの変色、経年劣化等				1回/年		
	保護継電器等	外観目視 損傷、汚損、動作表示の確認	1回/日				
		試験 整定値、動作試験			1回/年		
		試験 動作特性試験			1回/年		
		試験 シークス連動試験			1回/年		

別表 巡視点検測定基準

点検対象機器	点検部位	点検方法	点検項目	周 期			精 密	
				日 常	定 期 月次	年次		
高圧受電・き電・変電設備	高圧機器	変圧器 (本体)	外観目視	損傷、変形、亀裂、温度、過熱、異音、異臭、汚損、腐食		1回/月		
			外観目視	接地線の外れ、損傷、断線			1回/年	
			測定	絶縁抵抗測定			1回/年	
		(ブッシング・接続部)	外観目視	損傷、亀裂、汚損、変色、過熱、ゆるみ			1回/年	
			コンデンサ・リアクトル (本体)	外観目視	損傷、亀裂、汚損、漏油、ふくらみ、過熱		1回/月	
				外観目視	接地線の外れ、損傷、断線			1回/年
		測定		絶縁抵抗測定			1回/年	
		(ブッシング・接続部)	外観目視	損傷、亀裂、汚損、漏油、変色、過熱、ゆるみ			1回/年	
			避雷器 (本体)	外観目視	損傷、亀裂、汚損			1回/年
				外観目視	接地線の外れ、損傷、断線			1回/年
		測定		絶縁抵抗測定			1回/年	
		(ブッシング・接続部)	外観目視	損傷、亀裂、汚損、変色、過熱、ゆるみ			1回/年	
			母線	外観目視	たるみ、損傷、過熱、腐食、接続部のゆるみ			1回/年
				外観目視	支持物の損傷、脱落、汚損、亀裂			1回/年
測定	絶縁抵抗測定				1回/年			
低圧配電盤	盤	本体	外観目視	異音、異臭、施錠状況	1回/日			
			外観目視	損傷、変形、亀裂、汚損、腐食、結露	1回/日			
			外観目視	高圧充電部の防護カバー			1回/年	
			増締め	端子部のゆるみ			1回/年	
		接地線等	外観目視	接地線外れ、損傷、断線		1回/月		
			測定	接地抵抗測定			1回/年	
		指示計器	外観目視	損傷、汚損、指示状態	1回/日			
			試験	校正試験				必要時
		表示灯	外観目視	不点、損傷、汚損	1回/日			
		制御回路	外観目視	損傷、変色、過熱、		1回/月		
			増締め	端子部のゆるみ			1回/年	
			測定	絶縁抵抗測定			1回/年	
		コンデンサ	本体	外観目視	損傷、亀裂、汚損、漏油、ふくらみ、過熱		1回/月	
				外観目視	接地線の外れ、損傷、断線			1回/年
測定	絶縁抵抗測定					1回/年		
接続部	外観目視		損傷、亀裂、汚損、漏油、変色、過熱、ゆるみ			1回/年		
配線用遮断器等	外観目視	損傷、汚損		1回/月				
	増締め	端子部の変色、ゆるみ			1回/年			
ヒューズ類	外観目視	変色、経年劣化等			1回/年			
保 安 装 置	接 地 設 備	接地端子箱	外観目視	損傷、変形、汚損、腐食		1回/月		
			外観目視・増締め	端子の損傷、変形、ゆるみ			1回/年	
		接地線等	外観目視	接地線の損傷、断線		1回/月		
		接地極	測定	接地抵抗測定			1回/年	
外観	埋設票の損傷、汚損			1回/月				

別表 巡視点検測定基準

点検対象機器	点検部位	点検方法	点検項目	周 期			精 密	
				日 常	定 期 月次	年次		
蓄電池設備	盤	外観目視	異音、異臭、施錠状況	1回/日				
			損傷、変形、亀裂、汚損、腐食、結露	1回/日				
		増締め	端子部のゆるみ			1回/年		
		接地線等	外観目視	接地線外れ、損傷、断線	1回/月			
	測定		接地抵抗測定			1回/年		
	蓄電池	外観目視	損傷、変形、汚損、腐食、漏液、	1回/月				
			触媒栓、液位			1回/年		
		測定	電圧、液温、比重の測定			1回/年		
	充電装置	外観目視	損傷、変形、汚損、腐食、動作状況	1回/月				
			測定	絶縁抵抗測定			1回/年	
非常用発電設備	原動機	運転状況	試験	温度、異音、異臭、振動、換気、漏油、排気ガスの状況	1回/月	1回/年		
		本体	外観目視	損傷、変形、汚損、腐食、固定	1回/日			
		燃料系	外観目視	燃料漏れ、配管外れ、汚損	1回/月			
		潤滑油系	外観目視	油量、潤滑油漏れ、配管外れ、汚損	1回/月			
		点火装置	外観目視	損傷、変形、汚損、	1回/月			
		始動装置	外観目視	損傷、変形、汚損	1回/月			
		吸気・排気	外観目視	損傷、漏気	1回/月			
		防振装置	外観目視	損傷、変形、腐食	1回/月			
	発電機	運転状況	試験	温度、異音、異臭、振動、電圧、電流	1回/月	1回/年		
		本体	外観目視	損傷、変形、汚損、腐食、固定	1回/月			
		接地線等	外観目視	損傷、外れ、断線	1回/月			
		測定等	測定	絶縁抵抗測定			1回/年	
	発電機盤	遮断器・開閉器等		低圧配電設備に準ずる				
		制御回路		低圧配電設備に準ずる				
		指示計器		低圧配電設備に準ずる				
		表示灯		低圧配電設備に準ずる				
		接地線		低圧配電設備に準ずる				
		保護継電器等		保護装置に準ずる				
	始動用設備	蓄電池		蓄電池設備に準ずる				
		充電装置		蓄電池設備に準ずる				
	燃料供給設備	貯蔵槽	外観目視	貯蔵量、損傷、腐食、漏油	1回/日			
		配管	外観目視	損傷、腐食、漏油	1回/月			
	換気設備	ダクト	外観目視	損傷、変形、汚損、腐食、振動、固定	1回/月			
	消火器		外観目視	設置状況	1回/日			
	負荷設備	低圧機器	運転状況	外観目視	異音、異臭、温度、振動	1回/日		
			本体	外観目視	損傷、汚損、固定状況	1回/日		
			接地線等	外観目視	外れ、腐食、断線	1回/月		
測定等			測定	絶縁抵抗測定			1回/年	
低圧配線・制御配線		外観目視	変色、損傷、汚損、固定状況	1回/日				
		外観目視	ラック・保護管等の損傷、支持状態、ゆるみ	1回/日				
配線用遮断器		配線用遮断器		低圧配電設備に準ずる				
地中電線路		マンホール・ハト`ホール	外観目視	損傷、浸水（※冬季を除く）	1回/3月※			
		ケーブル配線	外観目視	端末処理部の損傷、亀裂			1回/年	
		電路全体	測定	絶縁抵抗測定			1回/年	
	測定		接地抵抗測定			1回/年		
受電室	室内	外観目視	施錠、標識、漏水、整頓状況	1回/日				
	消火器	外観目視	設置状況	1回/日				

委託事業場

事業場名	所在地	設備容量(kVA)	稼働期間
札幌駅北口地下施設	北区北7条西3丁目	900 発 500	通年
札幌駅地下ロードヒーティング設備	〃	350	冬季12月～3月
都心北融雪槽施設	〃	300	4月～6月・1～3月
札幌駅北口駅前広場ロードヒーティング設備	〃	2,000	冬季12月～3月
合 計	4箇所		

発：自家発電設備

定例外精密点検

項 目	令和5年度 令和8年度	令和6年度 令和9年度	令和7年度 令和10年度	周 期	備 考
	地下RH・融雪槽	広場RH	地下施設		
OCR 特性	10	6	10	1回/年	
OVR 特性	1	0	0		
DGR 特性	3	1	1		
OVGR 特性	1	0	0		
UVR 特性	2	1	5		
LGR 特性	3	2	5		
VCB 連動	14	8	12		
VCB 特性	5	3	6		
ELB 特性	14	31	25		

令和 6 年 度

2. 設備等保守点検業務

仕 様 書

札幌市建設局土木部道路維持課

設備等保守点検業務 目次

1. 消防用設備保守点検
2. エレベーター保守点検
3. エスカレーター保守点検
4. 電気・空調・換気・衛生設備等保守点検
5. 加圧給水装置保守点検
6. I T V 装置保守点検
7. 駐車場管制保守点検
8. 自動制御設備保守点検
9. 中央監視装置保守点検
10. 電動シャッター保守点検
11. ロードヒーティング設備保守点検
12. 自家発装置保守点検
13. 直流電源装置保守点検
14. 自動開閉装置保守点検

1. 消防用設備保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した消防用設備の適切な運用と施設の安全を確保するために、保守点検するので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、消防法、建築基準法、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 日常点検

別表の消防用設備点検項目にもとづき実施すること。

(2) 定期点検

定期点検は、年2回とし、別表の点検項目及び関連法規等の判定基準に準じて実施すること。

(3) 故障時点検

消防設備の不具合及び故障が発生した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。なお、簡易な修繕等の費用は受託者が負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要 (裏面に続く)

名称	機種	数量	単位	備考
消火器具	A B C粉末消火器 (蓄圧式) 10 型	70	本	
	A B C粉末消火器 (蓄圧式) 20 型	4	本	
自動火災報知設備	防災複合盤R型	1	台	
	副受信機	1	台	
	発信機	32	個	
	差動式スポット型感知器	258	個	
	定温式スポット型感知器	21	個	
	光電式スポット型感知器 (2 種)	109	個	
	光電アナログ式感知器	4	個	
	光電式スポット型感知器 (2 信号)	4	個	
表示灯	32	灯		

誘導灯	誘導灯	106	台	
	誘導標識	3	枚	
排煙設備	連動制御盤	4	台	
	手動開放装置	42	台	
	排煙口	42	台	
	排煙機	4	台	
防排煙制御設備	光電式スポット型感知器 (3種)	1	個	
	光電式スポット型感知器 (2信号)	4	個	
	定温式スポット型感知器	89	個	
	手動閉鎖装置	47	個	
	防火戸	3	面	
	防火シャッター	48	面	
非常放送設備	増幅器	1	台	
	スピーカー	164	個	
	音量調整器	164	個	
	遠隔操作器	1	台	
非常コンセント設備	非常コンセント	11	個	
	加圧送水装置	1	台	
	ポンプ制御盤	1	台	
	屋内消火栓	24	台	
	消火栓起動装置	1	台	
	呼水槽	1	台	
	放水試験	1	式	
粉末消火設備	粉末タンク	4	台	
	容器弁開放器 (ガス式)	32	台	
	加圧用ガス容器	51	本	
	起動用ガス容器	27	本	
	起動用操作函 (地函式)	4	台	
	音響装置	40	台	
	音声盤	2	面	
	制御盤	2	面	
	圧カスイッチ	4	個	
	選択弁	46	個	
	放出ヘッド	842	個	
	電源装置	2	系統	
移動式粉末消火設備	移動式粉末消火設備	8	台	

2. エレベーター保守点検 仕様書

1. 一般事項

本業務は、札幌駅北口施設エレベーターに付属する昇降機の運用を円滑に行うため、日常監視業務、遠隔監視業務及び法定点検等を行うものである。

本業務履行においては、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

本業務はエレベーターの保守点検を実施するとともに、遠隔監視による該当設備の異常通報等の緊急対応を行うものである。

(1) 定期点検

- ① 定期的に計画的な点検・手入れ保全(給油・調整・清掃等)を実施すること。
- ② 点検・手入れ保全の箇所・機器・内容は、別表のとおりとする

(2) エレベーター異常監視・直接通話サービス

- ① 当該設備について次の異常が発生したときは、遠隔監視装置からの異常発報を行うこと。また、発報が行われた場合には、早急に適切な処置をとること。
(ア) 閉じ込め故障 (イ) 使用不能故障(運行に支障がある状態) (ウ) 着床不良等走行部異常
(エ) 戸開閉不良 (オ) 制御盤停電等電源系統異常 (カ) 制御関連機器温度異常
- ② 当該設備に次の故障が発生したときは、該当設備かご内のインターホンにより、同かご内の乗客と受託者の受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたること。
(ア) 閉じ込め故障 (イ) 使用不能故障

(3) 品質検査

本年度中に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行うこと。品質検査の結果については、報告書を提出すること。

(4) 緊急時の対応

- ① 受託者は受託者の受信施設にて、常時、受信専門員が委託者からの緊急連絡を受信できるものとする。
委託者から、対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けたときには、速やかに、対象設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。この処置の結果については、報告書を提出すること。
- ② 故障が発生した場合、委託者から連絡(遠隔監視装置の自動通報を含む)を受けて後、24時間以内に復旧すること。
- ③ かご内に乗客が閉じ込められた場合、委託者または、かご内の乗客からの連絡(遠隔監視装置の自動通報を含む)を受けて後、30分以内に救出すること。
- ④ 上記①、②、③については、天災地変、輸送機関の事故等受託者の責によらない場合を除くものとする。

(5)維持管理のための情報提供サービス

日常管理のために必要な、安全確保・正しい利用方法、及び関係法令改正等の情報提供サービスを委託者に行うこと。

(6)供給機器・部品等

①受託者は受託者の部品供給を行う施設に機器・構成部品等を備蓄し、緊急時においても速やかに供給すること。

3. 契約対象外作業

以下に定める作業は契約の対象外とする。

- (1)受託者の責に帰すべからざる事由(第三者の行為、委託者の過失等)によって発生した対象設備の機能低下・不全、変調、異常、故障等に対する部品の修理・取替。
- (2)関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導による対象設備の改修・新規付加物の設置に関する工事。
- (3)意匠関係工事、巻上機の一式取替工事、一切の建築関係工事、その他第1項に定める契約範囲以外の作業。

4. 作業時間帯

受託者は、緊急事態に対応する場合を除き、付近駅の開業時間や朝夕のラッシュ時間帯を勘案した上で、契約に基づく作業を行うものとする。なお、作業を実施しようとする場合は、あらかじめ作業計画について委託者と協議し承諾を得てから実施すること。

5. 作業中の運転休止

受託者は、対象設備の点検・修理その他の作業を行うにあたり、委託者の承諾を得た後、該当設備の運転を休止することができる。但し、緊急対応時については、対応後の連絡とする。

6. 受託者所有機器等

ア 受託者は契約に定めた作業等を実施するための機器、部品、備品、電話回線等(以下、受託者所有機器という)を対象設備又は建物に設置するものとする。なお、設置にあたっては該当設備又は建物に、諸施設に障害を与えない範囲内で、せん孔、配線等を施すことができるものとする。

イ 受託者所有機器の設置費用及び電話回線の開設費用・回線使用料は、受託者の負担とする。

ウ 委託者は、受託者との協議を行わずに次の行為を行わないものとする。

- (1)受託者所有機器を設置場所から移動すること。
- (2)受託者所有機器に貼付された受託者の所有権の表示等を取り外すこと。
- (3)受託者所有機器を他へ譲渡・転貸し、又は担保に供するなど第三者の権利の目的とすること。
- (4)受託者所有機器について操作・分解・データの読み出し及び解析を行うこと、又は、第三者に行わせること。
- (5)受託者所有機器の修理、改造、模様替え等を行うこと、又は第三者に行わせること。

エ 委託者は、受託者所有機器が設置される場所の環境が変化することとなる場合は事前に受託者に通知するものとする。また、受託者所有機器に障害又は故障が生じた場合には、直ちに受託者に通知するものとする。

7. 保守時の立会い

委託者は、保守点検作業について必要と認めた場合、事前に受託者に通知し、契約内容の履行状況を作業に立ち会い、確認することができるものとする。

8. 提出書類

受託者は下記項目に該当する文書等を提出すること。

(1) 報告書等

- ①実施した業務について、その都度内容、使用資材、使用量、設備の異常の有無、処置を記載した報告書を提出すること。
- ②故障修理等を行った場合は、内容、使用資材、使用量及び処置等を記載した報告書(写真添付)を提出すること。

9. 広域災害に対する対応

広域災害発生時における利用者の安全を確保する為、以下の体制を整えること。

- (1)故障を受信する電話受信センターは広域災害発生時に自動的に代行受信する体制を持つこと。なお、代行受信する受信施設は当該建物を起点にして200km以上離れた場所とする。
- (2)故障受信施設は自家発電設備を保有し、2日間以上の電源を確保すること。
- (3)24時間緊急対応可能な作業員を配置する事業拠点が半径10km以内にあること。

10. その他

(1) 責任者の選定

業務に従事するもののうち1名責任者を定め、業務全体の監督指導に当たらせること。

責任者を選定したときは、速やかに委託者にその氏名を通知すること。

(2) 服装及び身分証明書

業務に従事する者は、各業務に適した衣服を着用することとし、身分証明書を携帯すること。

(3) 安全の確保

業務の実施に当たっては、施設内外の通行人に対する安全の確保及び従事者の事故防止に十分注意して作業を行うこと。

(4) 環境への配慮

本業務履行において使用する材料等は環境に配慮したものを使用すること。

(5) 電気等の節約

業務の遂行に必要な電気等の使用に当たっては、節約に努めること。

(6) 備品等の破損事故

業務の実施に当たり、備品及び設備等を破損し、または破損箇所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

(7) 疑義について

業務の遂行に当たり、疑義のある場合は、委託者と協議し、滞りなく業務を進めること。

11. 対象エレベーター

(1) オーチス製

号機	1号機	3号機
定格速度	45m/min	30m/min
定格積載量	750kg・11人乗	750kg・11人乗
電動機容量	AC15kw	AC11kw
停止階	3	2
制御方式	交流 I N V 制御油圧間接式	交流 I N V 制御油圧間接式
扉開閉方式	2枚戸中央開	2枚戸中央開、貫通2方向
付加設備	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床 オートアナウンス装置 故障自動通報システム	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床 オートアナウンス装置 故障自動通報システム
基数	1基	1基

(2) 日立製

号機	2号機	4号機	5号機
定格速度	45m/min	30m/min	45m/min
定格積載量	750kg・11人乗	750kg・11人乗	750kg・11人乗
電動機容量	15kw	AC3.5kw	AC3.5kw
停止階	3	2	2
制御方式	交流 I N V 制御油圧間接式	I N V 制御方式	I N V 制御方式
型式		機械室レス型	機械室レス型
扉開閉方式	2枚戸中央開	2枚戸中央開 貫通2方向	2枚戸中央開 貫通2方向
付加設備	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床 オートアナウンス装置 故障自動通報システム	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床 オートアナウンス装置 故障自動通報システム ITV 設備	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床 オートアナウンス装置 故障自動通報システム ITV 設備
基数	1基	1基	1基

別 表 (1 , 3号機)

区 分	作業の対象(装置名)	主 な 作 業 内 容	備考
機械室	環境状況	室温確認	
		機械室出入り口・室内状況点検	
		機械室整理整頓	
		非常用工具・消火器の確認	
		常備工具・常備部品の確認	
	制御盤	主接触器の動作状態点検	
		盤内機器の外観点検	
		主接触器接点点検	
		各リレー動作状態点検	
		冷却ファン点検	
		各ターミナル確認	
		各端子確認	
	電動機	ヒューズ取替	
		電動機温度確認	
		電動機運転状態点検	
ロータリーエンコーダ回転音点検			
油圧機器	電動機口出し線点検		
	電磁バルブ確認		
	各部油漏れ・異常音点検		
	油圧配管・継手・高圧ゴムホース点検		
	油圧機器各ボルト確認		
	タンク外観点検		
	作動油(量・温度・白濁・汚れ)点検		
油戻り状況点検			
かご	運転状態	冷却器運転状態点検(注1)	
		乗心地・振動・異常音点検	
	外部への連絡装置	着床状態・レベル点検	
		呼出し通話確認	
	停電灯装置	点灯・照度確認	
		内装・照明・ファン	各機器点検
	ファン回転状態点検		
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認	
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認	
		かご位置表示装置点検	
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検	
		乗場とかご敷居との隙間確認	
		かごの戸相互間・戸とかごエントランス間隙間確認	
		戸スイッチ相互位置測定、動作点検	
		ハンガーローラ・レール清掃、点検	
駆動ロープ清掃、点検			
閉め安全装置・光電装置コード点検			
かごの戸ガイドシュー点検			
戸閉め安全装置	戸閉め安全装置動作点検		
	光電装置動作点検		
	ドア反転動作確認		

(注1) 装置付の場合の作業内容

区 分	作業の対象(装置名)	主 な 作 業 内 容	備考
かご上	かご上環境状況	汚損状態点検、清掃	
	戸の開閉装置	戸の開閉装置運転状態点検	
		制御機器点検	
		駆動機構点検	
	ガイドシュー・ローラ	かご上・プランジャーのガイドシュー・ローラー点検 (注1) かご上・つり合おもりガイドシュー・ローラー点検 (注1)	
給油器(オイラー)	給油器点検、注油		
かご上機器		かご上停止・操作スイッチ動作確認	
		かご器具ボックス内部点検、確認	
		光電装置点検(注1)	
		天井扇清掃、注油(注1)	
乗 場	戸の開閉状態	音・振動・開閉速度点検	
	乗場の戸・敷居	乗場の戸・三方枠外観点検	
		戸クローザ機能・自閉力点検、注油	
		ハンガーローラ・レール清掃、点検	
		ドアリンク機構清掃、点検、注油	
		戸のガイドシュー点検	
		乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間測定 乗場の戸廻りボルト確認	
	ドアインター ロックスイッチ	ロック機構点検 スイッチ動作点検	
	乗場ボタン・ 表示ランプ	インジケータ・押ボタン点検(ランプ含)	
		ホールランタン点検(注1)	
昇降路・ピット	環境状況	昇降路環境状況点検	
		ピット内汚損状況・各機器点検	
		ピット内清掃	
	主・調速機ロープ	主ロープ取付部点検	
		各ロープ錆・素線切れ点検	
	ガイドレール	各部点検 レールブラケット・アンカーボルト確認	
	リミットスイッチ	取付状態点検	
		動作確認	
	非常止装置	非常止装置清掃、点検、注油	
	移動ケーブル	走行状況点検	
		傷・変形点検	
	プランジャー・シリン ダー	プランジャープリー点検(注1)	
		プランジャー傷・錆・汚れ状態点検	
	調速機	回転状態点検(注1)	
		各ピン部清掃、点検、注油(注1)	
スイッチ点検(注1)			
配線端子・ターミナル確認(注1)			
テンションプリー	調速機テンションプリー溝清掃、点検(注1)		
昇降路・ピット内機器	ピットスイッチ点検		
	油戻しポンプ運転状態、フィルタ点検(注1)		
緩衝器	緩衝器固定状況点検		
かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ点検		
	かご下プリー点検(注1)		

(注1) 装置付の場合の作業内容

作業に必要な下記消耗品は、受託者とする。

カーボンコンタクト及びフィンガー、カーボンブラシ、リード線、ランプ類(発光ダイオード除く)、
補充用油脂類一切(作動油、マシン油、グリース類)、ウエス

別表(2, 4, 5号機)

区分	作業の対象(装置名)	主な作業内容	備考
機械室	環境状況	室温確認	
		機械室出入り口・室内状況点検	
		機械室整理整頓	
		非常用工具・消火器の確認	
		常備工具・常備部品の確認	
	制御盤	主接触器の動作状態点検	
		盤内機器の外観点検	
		主接触器接点点検	
		各リレー動作状態点検	
		冷却ファン点検(注1)	
		各ターミナル確認	
		各端子確認	
	ヒューズ取替		
	電動機	電動機温度確認	
		電動機運転状態点検	
		ロータリーエンコーダ回転音点検	
		冷却ファン清掃、点検(注1)	
		電動機口出し線点検	
	油圧機器	電磁バルブ確認	
		各部油漏れ・異常音点検	
油圧配管・継手・高圧ゴムホース点検(注1)			
油圧機器各ボルト確認			
オイルパン点検			
タンク外観点検			
作動油(量・温度・白濁・汚れ)点検			
油戻り状況点検			
ストレーナ清掃、点検			
ドレンフィルタ清掃、点検			
冷却器運転状態点検(注1)			
冷却器用ストレーナ清掃、点検(注1)			
かご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検	
		着床状態・レベル点検	
	外部への連絡装置	呼出し通話確認	
	停電灯装置	点灯・照度確認	
	内装・照明・ファン	各機器点検	
		天井扇回転状態点検(注1)	
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認	
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認	
		かご位置表示装置点検	
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検	
乗場とかご敷居との隙間測定			
かごの戸相互間・戸と前柱間隙間測定			
戸スイッチ相互位置測定、動作点検			
ハンガーローラ・レール清掃、点検			

(注1) 装置付の場合の作業内容

区分	作業の対象(装置名)	主な作業内容	備考
かご	かごの戸・敷居	振れ止めローラ点検	
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布(注1)	
		係合装置清掃、点検、注油	
		閉め安全装置・過負荷ドア反転装置・光電装置コード点検(注1)	
		かごの戸シュー点検	
	戸閉め安全装置	係合子と係合ローラ相互位置点検	
		戸閉め安全装置動作点検	
かご上	戸閉め安全装置	光電装置動作点検(注1)	
	かご上環境状況	過負荷ドア反転装置動作確認	
		汚損状態点検、清掃	
	戸の開閉装置	戸の開閉装置運転状態点検	
		制御機器点検	
		駆動機構点検	
		モータのブラシ・コンミ点検	
	ガイドシュー・ローラ	ロータリーエンコーダ点検(注1)	
		かご上・プランジャーのガイドシュー・ローラー点検(注1)	
	給油器(オイラー)	かご上・つり合おもりガイドシュー・ローラー点検(注1)	
		給油器点検、注油	
かご上機器	かご上停止・操作スイッチ動作確認		
	かご器具ボックス内部点検、確認		
	光電装置点検(注1)		
	天井扇清掃、注油(注1)		
乗場	戸の開閉状態	音・振動・開閉速度点検	
	乗場の戸・敷居	乗場の戸・三方枠外観点検	
		戸クローザ機能・自閉力点検、注油	
		ハンガーローラ・レール清掃、点検	
		振れ止めローラ点検	
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布(注1)	
		ドアリンク機構清掃、点検、注油	
		戸のシュー点検	
		乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間測定	
		乗場の戸廻りボルト確認(ポケット・敷居)	
	係合装置取付ボルト確認		
	ドアインター	ロック機構点検	
	ロックスイッチ	スイッチ動作点検	
乗場ボタン・ 表示ランプ	インジケータ・押ボタン点検(ランプ含)		
	ホールランタン点検(注1)		
昇降路・ピット	環境状況	昇降路環境状況点検	
		ピット内汚損状況・各機器点検	
		ピット内清掃	
	かご・おもり吊り車	かご・おもり吊り車回転音点検(注1)	
		かご・おもり吊り車溝点検(注1)	
	主・調速機ロープ	主ロープ取付部点検	
各ロープ錆・素線切れ点検			

(注1) 装置付の場合の作業内容

区分	作業の対象(装置名)	主な作業内容	備考
昇降路・ピット	ガイドレール	各部点検	
		レールブラケット・アンカーボルト確認	
	つり合おもり	各部点検(注1)	
		押え金具確認(注1)	
	リミットスイッチ	取付状態点検	
		動作確認	
	非常止装置	非常止装置清掃、点検、注油	
	移動ケーブル	走行状況点検	
		傷・変形点検	
	プランジャー・シリンダー	プランジャープリー点検(注1)	
		ジャッキグランド部清掃、点検	
		プランジャー傷・錆・汚れ状態点検	
	调速機	回転状態点検(注1)	
		各ピン部清掃、点検、注油(注1)	
		スイッチ点検(注1)	
		減衰効果測定(注1)	
		配線端子・ターミナル確認(注1)	
テンションプリー	调速機テンションプリー溝清掃、点検(注1)		
昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取付状態点検		
	ピットスイッチ点検		
	油戻しポンプ運転状態、フィルタ点検(注1)		
緩衝器	緩衝器固定状況点検		
	オイルバッファ油量点検(注1)		
かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ点検		
	かご下プリー点検(注1)		

(注1) 装置付の場合の作業内容

作業に必要な下記消耗品は、受託者とする。

カーボンコンタクト及びフィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、

リード線、ランプ類(発光ダイオード除く)、

補充用油脂類一切(作動油、マシン油、グリース類)、ウエス

別表 消防用設備点検項目

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考	
		日 1 回	週 1 回	月 1 回			
消 防 用 設 備	1. 消火器具	本体容器損傷. 腐食. 変形				年 2 回	
		転倒防止等の適否			○		
		表示. 標識の損傷. 汚損			○		
		使用上の障害物等の有無			○		
		設置の場所. 間隔等の適否			○		
		安全栓・封・使用済確認					
		外観点検・機能点検					
	2. 自動火災報知設備 (1) 受信機・副受信機	盤本体損傷. 腐食等の確認			○	年 2 回	
		電圧等の指示が適正か確認					
		異音. 異臭等の有無					
		CRT画像状態の確認	○				
		警戒区域表示の確認			○		
		使用上の障害物の有無			○		
		操作SW開閉位置の確認			○		
		表示の適否			○		
		制御機器の異常の有無			○		
		端子等の腐食. 緩み					
		接地線					
		予備品等の確認					
		外観点検・機能点検					
		総合点検					
	(2) 感 知 器	本体損傷. 変形. 脱落確認				年 2 回	
		警戒状況の確認			○		
		機能障害となる物品の有無			○		
		外観点検・機能点検					
		総合点検					
	(3) 発 信 機	本体損傷. 変形. 汚損確認			○	年 2 回	
		使用上の障害物の有無			○		
		押しボタン保護板の損傷等			○		
		外観点検・機能点検					
		総合点検					

別表 消防用設備点検項目

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考
		日 1 回	週 1 回	月 1 回		
消 防 用 設 備	2. 自動火災報知設備 (4) 音響装置	本体変形. 腐食等の確認				年 2 回
		取付状態. 脱落. 緩み確認				
		音響効果の確認				
		外観点検・機能点検				
		総合点検				
	3. 排煙設備 (1) 煙感知器 (2) 熱感知器 (3) 防火戸 (4) 防火シャッター	本体損傷. 変形. 脱落確認				年 2 回
		警戒状況の確認				
		防火戸周囲に障害となる物品の有無			○	
		防火戸が正常な状態でセット確認				
		閉鎖が正常である確認				
		予備電源で正常作動確認				
		絶縁抵抗測定				
		外観点検・機能点検				
		総合点検				
	4. 誘導灯	外形損傷. 腐食. 脱落有無	随時			年 2 回
		間仕切等の視認障害確認			○	
		設置位置及び高さの確認				
		点灯状況及び影等の有無			○	
		外観点検・機能点検				
	5. 排煙設備 (1) 連動制御盤	盤本体の損傷. 変形. 汚損			○	年 2 回
		異音. 異臭等の有無			○	
		表示灯不点. 損傷. 汚損等	随時			
		電磁開閉器の損傷. 加熱				
制御機器の異常有無				○		
端子等の腐食. 緩み						
シーケンス試験等						
絶縁抵抗測定						
接地線						
外観点検・機能点検						
総合点検						

別表 消防用設備点検項目

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考	
		日 1 回	週 1 回	月 1 回			
消 防 用 設 備	(3) 消火ポンプ	本体の損傷、変形、汚損				年 2 回	
		異音、異臭、振動等の有無					
		連結部等の点検					
		ポンプの漏洩等の点検					
		圧力計の指示確認					
		各バルブ、弁等の点検					
		呼水槽等の点検			○		
		接地線					
		外観点検・機能点検					
		総合点検					
	(4) 消火水槽	基礎部亀裂・沈下の点検			○	年 2 回	
		架台ボルト緩み、発錆の点検					
		本体接続部漏水の点検			○		
		本体接続金具緩み・発錆の点検					
		給水装置の点検					
	8. 非常放送設備	外観点検・機能点検				年 2 回	
	9. 粉末消火設備	本体の変形、損傷、腐食等の確認			○	年 2 回	
		各種表示、標識等の確認			○		
		保護板の損傷確認					
		選択弁、復帰ボタン等の定位置確認					
	10. 移動式消火設備	外観点検・機能点検				年 2 回	

3. エスカレーター保守点検 仕様書

1. 一般事項

本業務は、札幌駅北口施設エスカレーターに付属する昇降機の運用を円滑に行なうため、日常監視務及び法定点検等を行なうものである。

本業務履行においては、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

本業務はエスカレーターの保守点検を実施するとともに、異常通報等の緊急対応を行うものである。

(1) 定期点検

- ① 定期的に計画的な点検・手入れ保全(給油・調整・清掃等)を実施すること。
- ② 点検・手入れ保全の箇所・機器・内容は、別表1のとおりとする。
- ③ 対象設備の運行状態の変調状態に対する処置の結果については、毎月、報告書を提出すること。
- ④ 変調発生後の処置のために保守作業を行ったときは、その都度、報告書を提出すること。

(2) 品質検査

本年度中に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行うこと。品質検査の結果については、報告書を提出すること。

(3) 緊急時の対応

- ① 受託者は受託者の受信施設にて、常時、受信専門員が委託者からの緊急連絡を受信できるものとする。
- ② 委託者から、対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けたときには、速やかに、対象設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。この処置の結果については、報告書を提出すること。

(4) 維持管理のための情報提供サービス

日常管理のために必要な、安全確保・正しい利用方法、及び関係法令改正等の情報提供サービスを委託者に行うこと。

3. 契約対象外作業

以下に定める作業は契約の対象外とする。

- (1) 受託者の責に帰すべからざる事由(第三者の行為、委託者の過失等)によって発生した対象設備の機能低下・不全、変調、異常、故障等に対する部品の修理・取替。
- (2) 関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導による対象設備の改修・新規付加物の設置に関する工事。
- (3) 意匠関係工事、一切の建築関係工事、契約範囲以外の作業。

4. 作業時間帯

受託者は、緊急事態に対応する場合を除き、付近駅の開業時間や朝夕のラッシュ時間帯を勘案した上で、契約に基づく作業を行うものとする。なお、作業を実施しようとする場合は、あらかじめ作業計画について委託者と協議し承諾を得てから実施すること。

5. 作業中の運転休止

受託者は、対象設備の点検・修理その他の作業を行うにあたり、委託者の承諾を得た後、該当設備の運転を休止することができる。但し、緊急対応時については、対応後の連絡とする。

6. 保守時の立会い

委託者は、保守点検作業について必要と認めた場合、事前に受託者に通知し、契約内容の履行状況を作業に立ち会い、確認することができるものとする。

7. 提出書類

受託者は下記項目に該当する文書等を提出すること。

(1) 報告書等

- ①実施した業務について、その都度内容、使用資材、使用量、設備の異常の有無、処置を記載した報告書を提出すること。
- ②故障修理等を行った場合は、内容、使用資材、使用量及び処置等を記載した報告書(写真添付)を提出すること。

8. その他

(1) 責任者の選定

業務に従事するもののうち1名責任者を定め、業務全体の監督指導に当たらせること。

責任者を選定したときは、速やかに委託者にその氏名を通知すること。

(2) 服装及び身分証明書

業務に従事する者は、各業務に適した衣服を着用することとし、身分証明書を携帯すること。

(3) 安全の確保

業務の実施に当たっては、施設内外の通行人に対する安全の確保及び従事者の事故防止に十分注意して作業を行うこと。

(4) 環境への配慮

本業務履行において使用する材料等は環境に配慮したものを使用すること。

(5) 電気等の節約

業務の遂行に必要な電気等の使用に当たっては、節約に努めること。

(6) 備品等の破損事故

業務の実施に当たり、備品及び設備等を破損し、または破損箇所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

(7) 疑義について

業務の遂行に当たり、疑義のある場合は、委託者と協議し、滞りなく業務を進めること。

9. 対象エスカレーター

輸送能力 : 9000 人/h 欄干有効幅 : 1200mm 定格速度 : 30m/min 運転方式 : キースイッチ方式 可逆式 階 高 : 4.59m 電動機容量 : 5.5Kw その他 : 光電式自動運転装置付 【三菱電機(株)製】	輸送能力 : 9000 人/h 欄干有効幅 : 1200mm 定格速度 : 30m/min 運転方式 : キースイッチ方式 可逆式 階 高 : 3.41m 電動機容量 : 5.5Kw その他 : 光電式自動運転装置付 【三菱電機(株)製】	輸送能力 : 9000 人/h 欄干有効幅 : 1200mm 定格速度 : 30m/min 運転方式 : キースイッチ方式 可逆式 階 高 : 8.54m 電動機容量 : 11.0Kw その他 : 光電式自動運転装置付 【三菱電機(株)製(屋外仕様)】
基 数 : 4 基	基 数 : 4 基	基 数 : 1 基

別表 1

箇所	機器名	点検内容	備考
機械室	室内環境	○整理・清掃状態、室温の異常の有無	
		○上下部機械室の塵埃・油汚れの有無の点検	
		○手巻ハンドル・防災カバー等備品の異常の有無の点検	
	各機器	○機械室各機器の運転状態、回転状態、動作状態、異常音の有無、異常発熱・異常アークの有無の点検	
	受電盤	○受電盤の固定状態、カバーの取付状態、ロック状態の点検	
		○連動機構の状態、損傷の有無、端子の緩み、ヒューズの劣化の有無	
		○N F ブレーカーの固定状態、損傷の有無、端子の緩み、電源表示灯の点灯状態の点検	
	起動盤・制御盤 リレー盤	○各盤の固定状態、扉（カバー）開閉状態、ロック状態の点検	
		○接触器本体の損傷の有無、カシメ部分のガタの有無、接点の荒損状態、フォローアップ、シャントリード線素線切れの有無、スプリングの端子の緩みの点検	
		○継電器の接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検	
		○O C R 本体の損傷の有無、作動値の設定状態、端子の緩みの点検	
○抵抗器の損傷の有無、端子の緩み、ヒューズ取付状態、劣化の有無の点検			
○その他機器の損傷の有無、端子の緩み、ブランジャーストローク、コネクタ接点状態、ハンダの状態、配線状態、各時限設定値の点検			
○各回路電圧・絶縁状態の点検			
○ヒューズ取付状態・劣化の有無の点検			
ターンマチックSLS (ステップリング安全スイッチ)		○ターンマチックのピン回りの給油状態、損傷・変形の有無、動作寸法の点検	
		○S L S の取付状態、関係寸法、セリの有無、動作状態の点検	
その他	○端子箱の取付状態、端子の緩み、配線状態の点検		
	○各配管の固定状態、発錆・損傷・油洩れ漏霧、各経路内空気混入の有無、ボルト・ホース・バンドの緩み		
	○レストスイッチの取付状態、損傷の有無、端子の緩み、配線状態の点検		
	○その他固定ボルトの緩み、配線状態、給油管の点検		

別表 1

箇所	機器名	点検内容	備考
ドライブユニット	ドライブユニット	○ドライブユニットの固定状態、回転状態、動作状態、発錆・損傷 異常音・異常発熱の有無の点検	
	電動機	○電動機の端子の緩みの点検 ○絶縁状態の点検 ○軸受の異常の有無の点検 ○モータプーリ異常の有無の点検	
	減速機	○減速機の歯当り、歯の摩耗状態、ギヤオイルの劣化・油量・ 油漏れの有無の点検 ○Vベルト・プーリの損傷・異常摩耗の有無、テンション、プー リ間の平行の点検 ○カップリングの取付状態、ロックボルトの緩み、給油状態の 点検	
	電磁ブレーキ	○ブレーキの給油状態、プランジャー・スリーブの摩耗状態、 セリの有無、ライニング面の当り・摩耗状態プランジャースト ロック、BRS・MRSの取付状態、ホイールの損傷・油付着の 有無、スプリング圧の点検	
	調速機	○制限スイッチのスイッチ・キックピンの取付状態、関係寸法、 接点のフォローアップ、接点の荒損状態、スプリング劣化の 有無、端子の緩み、配線状態の点検 ○センサのセンサプレート取付状態、関係寸法、端子の緩み、 配線状態の点検	
	ドライブチェーン sprocket	○ドライブチェーンの給油状態、亀裂・折損の有無、ラグローラ の損傷・剥離の有無、テンション、sprocketの軸受給油状 態、歯の摩耗状態、チェーンとの噛み合いの点検	
	DCS (駆動チェーン 安全スイッチ)	○DCSの取付状態、動作状態、関係寸法、セリの有無の点検 ○返し車の固定状態、防振ゴムの劣化、シーブの溝の摩耗状態 軸受の給油状態の点検	
	その他の機器	○手巻装置取付状態、防振ゴムの損傷・劣化の有無の点検	
踏板レール リンク	踏板	○踏板の亀裂、損傷の有無、踏板・ライザーの破損、取付状態、 デマケーションコム・デマケーションクリートの折損の有無の 点検 ○追従ローラの摩耗・劣化の状態、損傷・剥離の有無の点検 ○踏段軸の曲がり・ねじれの有無、踏段押え金固定状態、 プッシュの劣化の有無の点検 ○踏段と踏段との間隙、踏段とスカートガードの間隙、踏段間 の段差、踏段とくしの間隙の点検	
	サイドローラ	○ローラの取付状態、剥離・損傷の有無、摩耗・回転状態、 踏段との間隙の点検	
	レール	○レールの固定状態、異常摩耗の有無、曲がり・変形の有無、 継ぎ目の段差の有無の点検	
	CRS (踏段異常走行検出スイッチ)	○取付状態、動作状態、関係寸法、セリの有無の点検 ○返し車の固定状態、防振ゴムの劣化、シーブの溝の摩耗状態 軸受の給油状態の点検	
	SSS (スカートガード安全スイッチ)		
ステップリンク	○ステップリンクの給油状態、発錆の有無、異常摩耗の有無、 ハケの摩耗、給油状態、ボルトリンク用ボルトの緩み、関係 寸法の点検 ○駆動ローラの摩耗・劣化の状態、損傷・剥離の有無、マイカ ルタ板の亀裂・破損の有無の点検		

別表 1

箇所	機器名	点検内容	備考
移動手すり	移動手すり HGS (ハンドガード安全スイッチ) NSS (ニュアル安全スイッチ) ISS (インレット安全装置)	○手すりの損傷・亀裂の有無、汚損の有無、磨耗状態、テンション、ワックス塗付状態の点検 ○手すり案内レールの取付状態、摩耗状態、継ぎ目の段差の有無、曲がり・変形の有無、損傷の有無の点検 ○手すりブラシの取付状態、手すりとの間隙の点検 ○HGS・NSSは、DCSと同様 ○インレットカードの取付状態、手すりとの関係の点検	
	手すり駆動装置	○手すり駆動装置各部の取付状態、軸受給油状態、摩擦ゴムの摩耗状態、シーブと手すり耳部との間隙、スプロケットの損傷、異常摩耗の有無の点検 ○チェーンの給油状態、発錆の有無、異常磨耗の有無、亀裂・損傷の有無の点検 ○ニュアルローラ・手すり案内ローラ・加圧ローラ・その他の取付状態の回転状態、異常摩耗の有無、剥離・亀裂の有無 手すりとの関係の点検	
乗降口	運転状態	○運転中の異常音・振動の有無、ステップすべり量、操作盤スイッチの動作、照明点灯状態、FSS（ファイヤーシャッタースイッチ）の動作状態の点検	
	操作盤	○操作盤スイッチの取付状態、破損の有無、端子の緩み、配線状態の点検	
照明意匠	照明器具	○照明器具の取付状態、配線状態の点検	
	内側板 デッキボード	○デッキボードの取付状態、曲がり・変形の有無、飾り金ビスの緩み、スカートガードビスの緩みの点検	
	ランディングプレート	○ランディングプレートの取付状態、くしの取付状態、折損の有無の点検 ○ランディングプレートの摩耗状態の点検	
	意匠・安全装置	○意匠・乗場の汚れの有無の点検 ○安全ステッカー・三角部ガード板転落防止網の点検	
エスカレーター 自動運転装置	ポール部	○ポールの固定状態、設置状態の点検 ○スイッチの作動動作状態の点検 ○表示部（ランプ又はLED）の表示状態の点検 ○光電作動状態の点検 ○光電部の汚損状態の点検	
	追加リレー盤	○運転動作状態の点検 ○追加リレー盤の取付状態の点検 ○継電器の取付状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態の点検 ○その他機器の取付状態、端子の緩み、配線状態の点検	

4. 電気・空調・換気・衛生設備等保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設の電気空調換気衛生設備等の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び作業にあたっての法規を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は別紙に定める期間で点検項目及び判定基準に準じて実施すること。

(2) 日常点検・運転・監視

日常点検・運転・監視は別紙に定める点検項目及び判定基準に準じて実施すること。

特に受変電設備の運転監視については、あらかじめ電気主任技術者と協議し電気設備の配置、結線図を基に巡視経路を定めて点検すること。

項目	作業内容
運転監視	(1) 中央監視装置による電気・空調・衛生・自動制御等の運転停止の操作制御、監視及び異常の一次対応処置。 (2) 消防用設備、エレベーター・エスカレーター、AMラジオ再放送設備等施設内監視盤の監視及び異常の一次対応処置。 (3) 通路、駐車場の温湿度管理最適化のための機器の制御、設定値調整 (4) 監視盤の性能低下を防止するため、常に整理・整頓に努める ※異常の一次対応処置とは上記の電気・空調・衛生設備等の故障又は異常を発見し、応急処置をすみやかに行い、その波及被害を防止するため最善の措置を講ずるものとする。
各種記録	(1) 自動制御盤の記録データにより、一酸化炭素・二酸化炭素の濃度及び電力量、薬剤使用量を確認し節電、省エネ運転を実施する。 (2) 実施した作業について、その内容や設備の異常の有無、措置等を日誌により報告する。 (3) 故障不具合の原因記録写真、故障履歴の整理を行うこと。 (4) 機器取説類、機器台帳の整理、保管を行うこと。
日常点検	(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品や点検部の清掃 (2) 取り付け不良、作動不良、ズレ等の調整、簡易な溶接作業 (3) ボルト、ねじ等で緩み増し締め (4) 照明器具・誘導灯・消火栓ランプの点検。球、安定器の交換。 (5) 電気室、機械室のその他漏水、浸水跡の有無の確認、漏水回避の一次処置を行う。 (6) 潤滑油、グリス、Oリング、パッキン、フィルター等消耗品の交換 (7) 塗料、その他部品補修（タッチペイント）その他類する作業 (8) 消耗品の在庫管理

(3) 火災・事故・防犯総合連動試験の実施

別紙のイメージ図に基づき「火災・事故・防犯総合連動試験」を委託者立会いで実施する。実施にあたっては試験要領書、チェック項目表を作成し委託者の承諾を得ること。また、災害発生に対する措置について、災害対応マニュアル（緊急事態発生後の対応、機器復旧方法等）を作成し、随時修正することでマニュアルの作りこみを行うこと。

(4) 残留塩素の検査

給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を測定し、当該含有率が水道法施行規則第17条第3号に適合することを確認すること。

検査周期	7日ごとに1回
測定方法	DPD法又は同等以上の精度を有する方法

(5) 受水槽等の清掃

受水槽、雑排水槽、湧水槽の清掃を年1回、汚水槽の清掃を6月ごと実施すること。

設備	項目	内容
受水槽	清掃	(1) 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質（FRP）に応じた方法で行う。 (2) 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。 (3) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにする。
	消毒	(1) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。 (2) 消毒薬は、有効塩素 50～100ppm の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。 (3) 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。 (4) 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。 (5) 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
	水張り	消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
	汚泥等の処理	清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。
	水質検査	水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽における水について、札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱に基づき検査を行う。
汚水槽 雑排水槽 湧水槽	清掃	(1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。 (2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。
	汚泥等の処理	清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。
	水張り	清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

(6) 都心北融雪槽への水張り

水槽内への井水の注入時期・方法は、本市道路設備課職員（都心北融雪槽の担当者）と打ち合わせの上、行うこと。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品（空調換気フィルター）及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。

4. その他

作業実施にあたっては、広場及び通路、駐車場利用者の通行を妨げないように注意すること。

5. 設備概要

(1) 送風機 19台

ミツヤ送風機製作所	S F - 1	床置軸流型	120,000CMH×442pa	37.0kw	2台
荏原製作所	S F - 2		28,900CMH×628pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 3		28,900CMH×668pa	15.0kw	1台
新晃工業	S F - 4	床置多翼型ユニット	22,000CMH×647pa	7.5kw	1台
新晃工業	S F - 5		25,400CMH×657pa	11.0kw	1台
新晃工業	S F - 6		27,000CMH×432pa	7.5kw	1台
新晃工業	S F - 7		22,800CMH×775pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 8	床置片吸込多翼型	26,600CMH×313pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 9	天吊軸流型	3,970CMH×187pa	0.75kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 10		6,300CMH×118pa	1.5kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 11		3,500CMH×246pa	0.75kw	1台
荏原製作所	S F - 12		1,600CMH×100pa	0.27kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 13		1,780CMH×216pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 14		7,020CMH×207pa	1.5kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 15		28,100CMH×246pa	7.5kw	1台
ミツヤ送風機製作所	S F - 16		1,620CMH×128pa	0.25kw	1台
荏原製作所	S F - 17	(ブーストファン)	260CMH×240pa	0.6kw	1台
荏原製作所	S F - 18		3,390CMH×500pa	2.2kw	1台
ミツヤ送風機製作所	F S - 1	※点検対象外	990CMH×157pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	F S - 2	※点検対象外	4,190CMH×236pa	2.2kw	1台

(2) 熱交換ユニット 10台

(顕熱交換型) 昭和アルミニウム(株)	HEF-1	天井埋込型	OA 180CMH×141pa 40w RA 160CMH×144pa 40w	1台
	HEF-2	天井埋込型	OA 250CMH×123pa 40w RA 230CMH×124pa 40w	1台
	HEF-3	天井埋込型	OA 470CMH×258pa 270w RA 430CMH×260pa 270w	1台
	HEF-4	天井埋込型	OA 340CMH×400pa 280w RA 310CMH×399pa 280w	1台
	HEF-5	天井埋込型	OA 180CMH×141pa 40w RA 160CMH×144pa 40w	1台
	HFE-1	天井埋込型	OA 180CMH×141pa 40w RA 160CMH×144pa 40w	1台
	HFE-2	天井埋込型	OA 180CMH×141pa 40w RA 160CMH×144pa 40w	1台
(顕熱交換型) (株)三菱電機	HEF-1	天井埋込型	OA 70CMH×5mmaq 76w	1台
	HE-U-1	天井ダクト接続型	440CMH×80mmaq 275w	1台
	HE-U-2	天井ダクト接続型	300CMH×70mmaq 115w	1台

(3) パッケージ空調機 (空冷式) 12台

(株)東芝	PAC-2	冷房 3.6kw+暖房 3.8kw	1台
	PAC-3	冷房 3.6kw+暖房 3.8kw	3台
	HPA-1	冷房 5.6kw+暖房 6.3kw	1台
	HPA-2	冷房 3.6kw+暖房 3.8kw	3台
	PAC-2	冷房 4.0kw+暖房 4.2kw	4台

(4) 電気ヒーター 8台

(株)トヨホク	EH-1	トイレ天井	6台
	EH-2	壁掛パネル型	1.4kw 1台
		床置温風型	3.0kw 1台

(5) 排風機 27台

ミツヤ送風機製作所	E F - 1	床置両吸込多翼型	133,000CMH×501pa	55.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 2		133,000CMH×363pa	45.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 3	床置軸流型	64,100CMH×677pa	22.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 4	床置片吸込多翼型	22,200CMH×501pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 5		25,400CMH×422pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 6		27,000CMH×432pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 7		22,800CMH×668pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 8		26,600CMH×422pa	11.0kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 9	天吊軸流型	3,970CMH×177pa	0.75kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 10		6,300CMH×275pa	1.5kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 11		3,500CMH×451pa	2.2kw	1台
荏原製作所	E F - 12		1,600CMH×130pa	0.75kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 13		1,780CMH×108pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 14		7,020CMH×108pa	2.2kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 15		17,400CMH×256pa	3.7kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 16		1,270CMH×148pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 17		1,270CMH×177pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 18		1,270CMH×118pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 19		1,270CMH×148pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 20		1,270CMH×128pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 21		1,860CMH×89pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 22		2,100CMH×118pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 23		1,350CMH×128pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 24		760CMH×128pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 25		380CMH×59pa	0.035kw	1台
ミツヤ送風機製作所	E F - 27		100CMH×148pa	0.035kw	1台
荏原製作所	E F - 28		3,390CMH×690pa	0.6kw	1台
ミツヤ送風機製作所	F E - 1	※点検対象外	990CMH×157pa	0.25kw	1台
ミツヤ送風機製作所	F E - 2	※点検対象外	4,190CMH×305pa	0.75kw	1台
ミツヤ送風機製作所	F E - 3	※点検対象外	7,940CMH×275pa	2.2kw	1台

(6) 吸引ファンユニット

テラルキョクトウ(株)	D F - 1	天吊直動型	2,520CMH×1,039pa	2.2kw	1台
	D F - 2		2,700CMH×1,150pa	2.2kw	1台
	D F - 3		2,700CMH×1,150pa	2.2kw	1台
	D F - 4		2,700CMH×1,150pa	2.2kw	1台
	D F - 5		1,800CMH×1,058pa	2.2kw	1台
エヌ・ジェイ・アクバシ(株)	A F - 1	天吊直動型	588CMH	63.0kw	13台
日清紡績トレーディング(株)	L F - 1	天吊直動型	3,000CMH	0.4kw	6台
	F - 1		540CMH		8台

	F-1		840CMH	12台
--	-----	--	--------	-----

(7) フィルターユニット 4台

東洋空気調和(株)	FU-1	自動巻取型	22,200CMH×2.4m/s 0.1kw	1台
	FU-2		25,400CMH×2.6m/s 0.1kw	1台
	FU-3		27,000CMH×2.7m/s 0.1kw	1台
	FU-4		22,800CMH×2.5m/s 0.1kw	1台

(8) 受水槽

ブリジストン	WT-1	飲用水用	FRP 6.0 m ³ SET-7型	1槽
			FRP 1.8 m ³	1槽
	TW-1	井水用	FRP 12.0 m ³ SET-7型	1槽
			(RC 15.0 m ³)	(1槽)

(9) 薬液注入装置

ホーヤラックス(株)	YP-1	飲用水用	定量ポンプ エット型 240ℓ/min	1台
	YP-2	雑用水用	定量ポンプ エット型 550ℓ/min	1台

(10) 汚水槽

	汚水槽		2槽
	雑排水槽		2槽
	湧水槽		1槽

(11) 除砂装置

三共工業(株)		9 m ³ /h	1台
---------	--	---------------------	----

(12) 加圧給水装置

(株)荏原製作所	WP-1	飲用水用	40φ×65φ×240ℓ/min×22m	1台
	PW-1		32φ×50φ×70ℓ/min×18m	1台
	WP-2	井水用	40φ×65φ×550ℓ/min×28m	1台
	PW-2		40φ×65φ×420ℓ/min×35m	1台

(13) 揚水ポンプ

(株)荏原製作所	WP-3	井戸水	40φ×150ℓ/min×30m 1.5kw	1台
----------	------	-----	------------------------	----

(14) 汚水排水ポンプ

(株)鶴見製作所	PD-1		65φ×100ℓ/min×9m 2.2kw	2台
	PD-2		65φ×100ℓ/min×9m 2.2kw	2台

(15) 雑排水ポンプ

株荏原製作所	PD-1	40φ×100ℓ/min×5m	1台
	DP-3	80φ×840ℓ/min×15m	2台
	DP-4	50φ×100ℓ/min×12m	2台

(16) 電気温水器

株日本トイック	EW-1	12ℓ 貯湯式	2台
---------	------	---------	----

(17) 有圧扇 16台

	VF-1	電動シャッター	250φ×360 m ³ /h×5mmaq	1台
	VF-2	電動シャッター	400φ×1,660 m ³ /h×5mmaq	2台
	VF-3	電動シャッター	400φ×2,470 m ³ /h×5mmaq	1台
	VF-4	電動シャッター	400φ×2,720 m ³ /h×5mmaq	2台
	VF-5	電動シャッター	400φ×2,810 m ³ /h×5mmaq	1台
	VF-6	電動シャッター	400φ×3,430 m ³ /h×5mmaq	1台
	VF-7	電動シャッター	250φ×360 m ³ /h×5mmaq	1台
	VF-8	電動シャッター	350φ×1,660 m ³ /h×5mmaq	2台
	VF-9	電動シャッター	350φ×2,640 m ³ /h×5mmaq	2台
	VF-10	電動シャッター	400φ×2,720 m ³ /h×5mmaq	2台
	VF-11	電動シャッター	400φ×3,430 m ³ /h×5mmaq	1台

(18) 天井換気扇

	CF-1	130φ×100 m ³ /h×3mmaq	1台
	CF-2	200φ×320 m ³ /h×3mmaq	1台
	CF-3	230φ×100 m ³ /h×3mmaq	1台

(19) 衛生器具

	(地下施設)	洗面器	13台
		大便器	9台
		身障者用大便器	1台
		ストール小便器	6台
		掃除用流し	4台
		ステン流し	2台
	(地上施設)	洗面器	5台
		大便器	4台
		身障者用大便器	1台
		ストール小便器	3台
		掃除用流し	2台

別紙

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考	
		日 1 回	週 1 回	月 1 回			
3 衛 生 設 備 等	8. 上水受水槽 井水受水槽	基礎部亀裂・沈下の点検				年1回	
		架台ボルト緩み・発錆の点検				年1回	
		本体接続部漏水の点検			○		
		本体接続金具緩み・発錆の点検				年1回	
		ボールタップ等給水装置点検				年1回	
		各水槽清掃、水質試験（10項目+1）				年1回	上水のみ
	9. 電気温水器	配管接続部の漏水点検			○		
		圧力計・温度計の点検			○		
		逃がし弁・膨張タンク等の点検			○		
		絶縁抵抗値の測定・記録				年1回	
	10. 衛生器具 大便器 小便器 掃除用流し ステン流し 手洗い洗面	陶器類破損の点検			○		
		大小便器の点検			○		身障含む
		洗浄装置・水量の点検				年2回	
		水栓類取付部漏水の点検				年2回	
		排水詰りの点検				年2回	
		トラップ封水切れの点検				年2回	
	11. 薬液注入装置	異音・振動・異臭の点検	○				
		運転圧力、電流値の確認、記録	○				
	12. 加圧給水装置	異音・振動・異臭の点検	○				
		運転圧力、電流値の確認、記録	○				
		別紙点検仕様書のとおり				年1回	
13. ルーフドレン (駐輪場等)	排水目皿の点検・清掃			○			
	テープヒーターの動作点検				年1回		
14. 屋外雨水・排水桝	詰り・陥没等の点検				年1回		
	マンホール内点検			○			
	マンホール内排水作業				年3回		
15. 屋内排水目皿	排水目皿の点検・清掃				年1回		

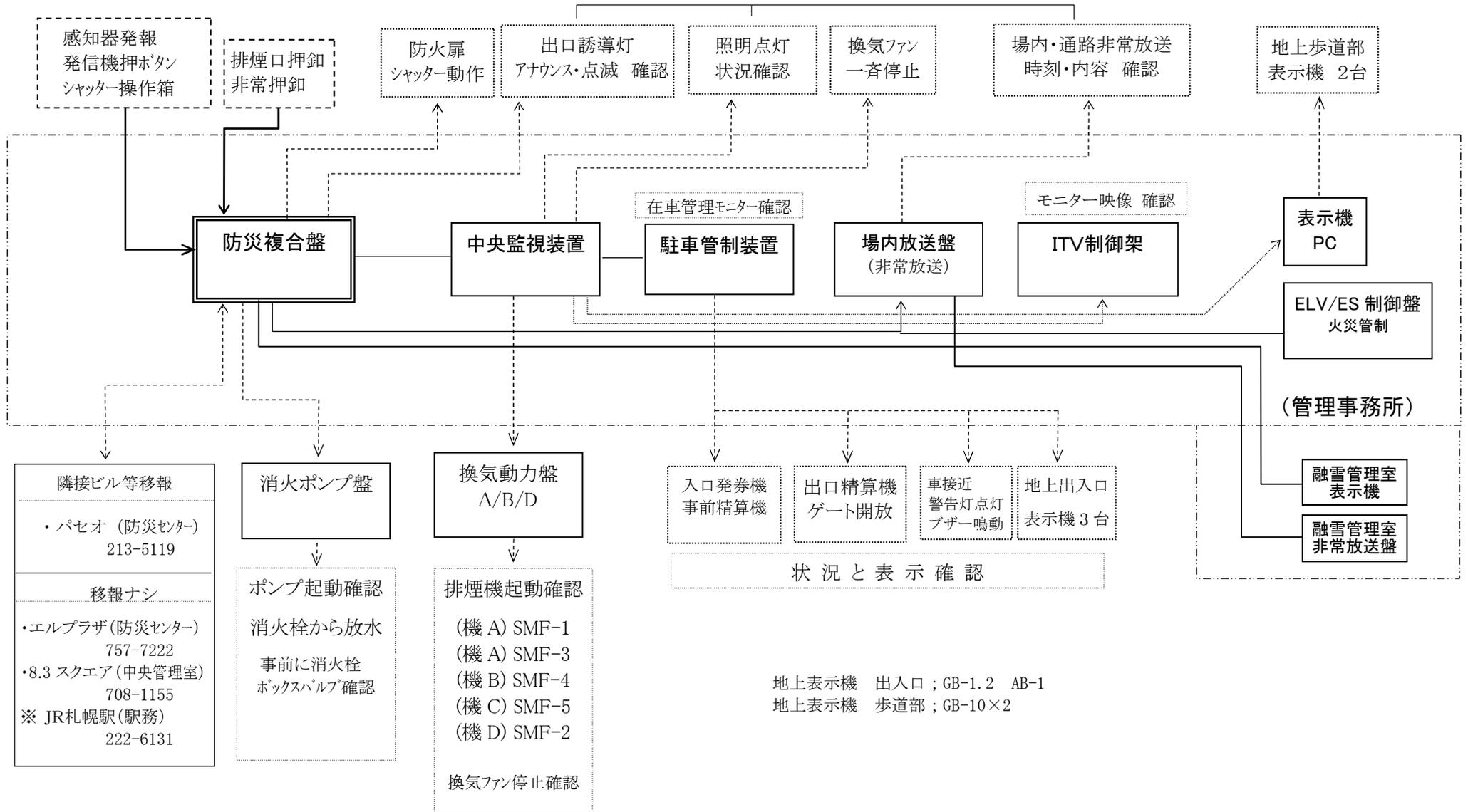
別紙

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考
		日 1 回	週 1 回	月 1 回		
3 衛 生 設 備 等	16. 汚水排水ポンプ					
	湧水排水ポンプ	機器運転電流値の確認、記録	○			
	揚水ポンプ	圧力計の点検			○	
	除砂装置	運転中振動・異音の点検			○	
		自動交互・追従運転の確認			○	
		運転時間計の確認・記録			○	
		絶縁抵抗値の測定・記録				年 1 回
		フロートスイッチの動作点検				年 1 回
		本体腐食・損傷の点検				年 1 回
		ケーブルの損傷・劣化等の点検				年 1 回
		チャッキバルブの点検			○	
		ストレナーの砂点検				年 1 回
		17. 雑排水槽				
	湧水槽	水槽内浮遊物・沈殿物の点検				年 1 回
		損傷・亀裂・漏水の点検				年 1 回
		マンホールの密閉状態の確認				年 1 回
		配管接続部変形・腐食・損傷等の点検				年 1 回
		各水槽清掃				年 1 回
	18. 汚水槽					
		水槽内浮遊物・沈殿物の点検				年 2 回
		損傷・亀裂・漏水の点検				年 2 回
		マンホールの密閉状態の確認				年 2 回
		配管接続部変形・腐食・損傷等の点検				年 2 回
		水槽清掃				年 2 回
	19. 外壁	異常の有無を確認する				年 1 回
	20. 視覚障害者 誘導ブロック	異常の有無を確認する				年 1 回
	21. 建具	異常の有無を確認する				年 1 回
		エキスパンションジョイントの変位				年 2 回
	22. 車椅子用駐車 スペース	障害物の有無	○			

別紙

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考
		日 1 回	週 1 回	月 1 回		
4 電 気 設 備 等	23. 受変電設備 (駐輪場含む)	扉開閉施錠の有無		○		
		異音・振動・異臭・変形・亀裂の有無		○		
		雨水浸入、ホコリ等堆積の有無、清掃		○		
		変圧器温度指示確認		○		
		交流遮断器、負荷開閉器、電磁接触器の 異音・振動・異臭の有無		○		
		指示計器、表示操作類の記録確認		○		
	24. 低圧機器	開閉器類の異音・異臭・過熱・変色の有無		○		
		開閉表示状態の(指示、点灯)を確認		○		
		指示計器、表示操作類の記録確認		○		
	25. 電灯、動力盤	照明器具点灯状態の確認				随時
		各開閉器状態の確認			○	
		指示計器、表示操作類の記録確認	○			
		マンホール内確認・排水作業			○	
	26. 中央監視装置	設備機器の運転・停止の操作、 運転状況の監視又は計測、記録	随時			
		監視装置の腐食、浸水、 異常の有無	○			
		モニターの異常確認、温度上昇、 動作の確認	○			
		換気運転の適正設定値の入力	○			
		プリンターの維持管理	○			
		UPSの異常確認、温度上昇、 動作の確認			○	
	27. 直流電源装置	蓄電池、表示の汚れ損傷の有無		○		
整流器、外箱・扉・換気口・計器・ 表示灯・スイッチの汚れ、損傷の確認		○				
保有距離、換気状況、周囲温度 に異常がないか		○				
28. 非常照明設備	外形損傷. 腐食. 脱落有無	随時				
	反射板. ランプ類の汚損	随時				
	周囲の視覚障害の有無				年 1 回	
	外観点検・機能点検				年 1 回	
	非常用電源で30分以上の点灯				年 1 回	停電作業時
	インバーター回路で点灯				年 1 回	

札幌駅北口施設 火災・事故・防犯 連動系統図



火災・事故・防犯連動動作表

「自火報感知器作動」

設備・装置名	動作確認項目	機械室にて 感知器発報	駐車場にて 感知器発報
防災複合盤	蓄積から火災断定までの時間確認	約 30S	約 30S
	発報区域No.確認	良	良
場内放送盤 (非常放送)	連動で「発報放送」開始	良	良
	「火災放送」までの移行時間確認	120S	120S
	非常放送連動停止と非常復旧ボタンで放送停止	良	良
中央監視装置	動作に対する表示内容	良	良
	照明関連の表示	良	良
	ファン系統の表示	変化なし	変化なし
駐車管制装置	監視モニターの表示	「火災」	「火災」
	入口発券機	停止	停止
	事前精算機	通常	通常
	出口精算機ゲート	開	開
	入口表示機 通常 「空車」	「空車」	「空車」
	場内回転灯点灯、ブザー鳴動	動作	動作
ITV・カメラ制御	非常用モニターにて火災発生附近の映像確認		
照明設備	照明全点灯・通常点灯の別 (出口スロープ 不点)	全点灯	全点灯
コルトンボックス	消灯・点灯の確認	消灯	消灯
避難口誘導灯	誘導音声・フラッシュの確認	動作	動作
表示機	地上歩道、2台分の表示名確認	通常と変化無し	通常と変化無し
換気動力盤	通常換気ファンの停止・運転の別	通常運転	通常運転
	排煙機の起動確認 (全5台)	—	—
ELV.ES 制御盤	火災管制動作	あり	あり

火災・事故・防犯連動動作表

「発信器動作・放水」

設備・装置名	動作確認項目	地下歩道 発信器	消火栓BOX 発信器
防災複合盤	発報区域No.確認	良	良
	消火栓ポンプ起動表示		良
場内放送盤 (非常放送)	連動で「発報放送」開始	良	良
	非常放送連動停止と非常復旧ボタンで放送停止	良	良
中央監視装置	動作に対する表示内容	良	良
	照明関連の表示	良	良
	ファン系統の表示	変化なし	変化なし
駐車管制装置	モニターの表示	火災	火災
	入口発券機	停止	停止
	事前精算機	通常	通常
	出口精算機ゲート	「開」	「開」
	スロープ入口表示機 通常 「空車」「満車」	「空車」	「空車」
	場内回転灯点灯、ブザー鳴動	動作	動作
I T V・カメラ制御	非常用モニターにて火災発生附近の映像確認	—	—
照明設備	照明全点灯・通常点灯の別 (出口スロープ 不点)	全点灯	全点灯
コルトンボックス	消灯・点灯の確認	消灯	消灯
避難口誘導灯	誘導音声・フラッシュの確認	動作	動作
表示機	地上歩道、2台分の表示名確認	通常と変化無し	通常と変化無し
防火シャッター			
防火戸			
消火栓ボックス	ホースによる放水試験		良好
動力盤	通常換気ファンの停止・運転の別	通常運転	通常運転
	当該系統の排煙機 起動確認		
	消火ポンプ運転・停止	—	運 転
エレベーター制御盤	火災管制動作	あり	あり

火災・事故・防犯連動動作表

「排煙口起動」

設備・装置名	動作確認項目	地下歩道 排煙口	駐車場内 排煙口
防災複合盤	発報区域No.確認	良	良
	排煙機起動表示	良	良
場内放送盤 (非常放送)	連動で「発報放送」開始		
	「火災放送」までの移行時間確認		
	非常放送連動停止と非常復旧ボタンで放送停止		
中央監視装置	動作に対する表示内容	良	良
	照明関連の表示	良	良
	ファン系統の表示	一般ファン停止	一般ファン停止
駐車管制装置	モニターの表示	通常	通常
	入口発券機	通常	通常
	事前精算機	通常	通常
	出口精算機ゲート	通常	通常
	スロープ入口表示機 通常 「空車」「満車」	通常	通常
	場内回転灯点灯、ブザー鳴動	通常	通常
I T V・カメラ制御	非常用モニターにて火災発生附近の映像確認	附近映像 良	附近映像 良
照明設備	照明全点灯・通常点灯の別 (出口スロープ 不点)	全点灯	全点灯
コルトンボックス	消灯・点灯の確認	消灯	消灯
避難口誘導灯	誘導音声・フラッシュの確認	—	—
表示機	地上歩道、2台分の表示名確認	—	—
換気動力盤	通常換気ファンの停止・運転の別	全停止	全停止
	排煙機の起動確認 (動作まで45S)	起 動	起 動
ELV. ES 制御盤	火災管制動作	—	—

火災・事故・防犯連動動作表

「防火シャッター・
防火戸作動」

設備・装置名	動作確認項目	シャッター 感知器にて 連動作動	シャッター 非常手動	駐車場防火戸 感知器閉止
防災複合盤	発報区域No.確認	良	良	良
	シャッター・防火戸動作表示	良	良	良
場内放送盤 (非常放送)	連動で「発報放送」開始			
	「火災放送」までの移行時間確認			
中央監視装置	動作に対する表示内容	良	良	良
	照明関連の表示	良	良	良
駐車管制装置	モニターの表示	通常	通常	通常
	入口発券機	通常	通常	通常
	事前精算機	通常	通常	通常
	出口精算機ゲート	通常	通常	通常
	スロープ入口表示機 通常 「空車」「満車」	通常	通常	通常
	場内回転灯点灯、ブザー鳴動	点灯・鳴動	通常	通常
I T V・カメラ制御	非常用モニターにて火災発生附近の映像確認	—	—	—
照明設備	照明全点灯状態 (出口スロープ 不点)	—	—	—
コルトンボックス	消灯・点灯の確認	—	—	—
避難口誘導灯	誘導音声・フラッシュの確認	動作	—	動作
表示機	地上歩道、2台分の表示名確認	—	—	—
防火戸	閉止状況			良
換気動力盤	通常換気ファンの停止・運転の別	—	—	—
	排煙機の起動確認 (全5台)	—	—	—
ELV. ES 制御盤	火災管制動作	—	—	—

火災・事故・防犯連動動作表

「防犯関連」

設備・装置名	動作確認項目	歩道非常押ボタン作動	
防災複合盤	発報区域No.確認		
	シャッター動作表示		
場内放送盤 (非常放送)	連動で「発報放送」開始		
	「火災放送」までの移行時間確認		
	非常放送連動停止と非常復旧ボタンで放送停止		
中央監視装置	動作に対する表示内容	良	
	照明関連の表示	良	
駐車管制装置	モニターの表示		
	入口発券機		
	事前精算機		
	出口精算機ゲート		
	スロープ入口表示機 通常 「空車」「満車」		
	場内回転灯点灯、ブザー鳴動		
I T V・カメラ制御	非常用モニターにて火災発生附近の映像確認	附近映像 良	
照明設備	照明全点灯・通常点灯の別 (出口スロープ 不点)	全点灯	
コルトンボックス	消灯・点灯の確認	消 灯	
避難口誘導灯	誘導音声・フラッシュの確認		
表示機	地上歩道、2台分の表示名確認		
換気動力盤	通常換気ファンの停止・運転の別		
	排煙機の起動確認 (全5台)		
ELV. ES 制御盤	火災管制動作		

札幌駅北口施設

火災・事故・防犯連動試験

試験結果表

試験実施日：令和 年 月 日

5. 加圧給水装置保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した加圧給水装置の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 日常点検

別紙「札幌駅北口施設電気・空調・換気・衛生設備等保守点検業務仕様書」の点検項目に準じて実施のこと。

(2) 定期点検

定期点検は、年1回とし製造メーカーの点検項目及び別紙のエバラ JES 仕様書 (F310、F1300、F3100) の判定基準に準じて実施すること。

(3) 故障時点検

加圧給水装置が故障した場合は、要請(夜間・休日)により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

- (1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。
- (2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

(株)荏原製作所製

名 称	形 式	スペック	数量(台)
加圧給水装置 (飲用水用)	40BNBME1.5N	40φ×65φ×240ℓ/min×22m	1
加圧給水装置 (飲用水用)	32BNIPMD5.75	32φ×50φ×70ℓ/min×18m	1
加圧給水装置 (雑用水用)	40BNBME2.2N	40φ×65φ×550ℓ/min×28m	1
加圧給水装置 (雑用水用)	40BNBME2.2N	40φ×65φ×420ℓ/min×35m	1

6. I T V装置保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した I T V装置の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、年2回とし、製造メーカーの点検項目(別紙)及び判定基準に準じて実施すること。

(2) 故障時点検

I T V装置が故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。

なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担とし、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

(パナソニック製)

機 器 名	型 式	数 量 (台)
電動式カラーカメラ	WV-C S 580、WV-C W590A	5 1
固定式カラーカメラ	WV-C F-0、WV-C F-32	1 4
液晶モニター(19型)	F D S 1 9 0 1	7
システムコントローラー	WV-C U 6 5 0	1
デジタルディスクレコーダー	W J -H D 7 1 6	3
カメラ駆動ユニット	WV-P S 1 7 8	2
マトリックススイッチャー	W J -S X 6 5 0	1
CPU連動ユニット/端子盤ユニット		1
電源制御ユニット	WU-L 6 7	2
端子台ユニット		3
シーケンシャルスイッチャー	S S - 1 0 0 0	8
4入力マルチビューワ	D M V - 4 4 2	1 0
収納架・監視卓		2

7. 駐車管制装置保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した駐車場管制装置の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、製造メーカーの点検項目及び判定基準に準じて実施すること。点検は、駐車場営業時間外で行うことを基本とし、その他は協議のうえ決定すること。

(2) 故障時点検

駐車場管制装置が故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査し復旧を行うこと。

3. 費用の負担

(1) 受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。

(2) 簡易な部品の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

裏面に記載

5. 設備概要

(日本信号(株)製)

名 称	仕 様	数量(台)	備 考
(1) 中央監視装置関係			
①精算管理装置	E L 5610A	1	年 2 回
②在車庫管理操作パネル	E W1637A-913	1	
③在車庫管理操作制御部	E W1637A-912	1	
④在車表示板	E W5469A-002	1	
⑤カード発行機 (処理機含む)	E L 2714D	1	年 3 回
⑥プリンター	L B P 3410	1	年 2 回
⑦インターホン親機 (10 局)	E W1637A-915	10	
(2) 精算処理関係			年 3 回
①駐車券発行機	T I M	1	※全自動料金精算機は、 西出口のみ 3 回
②全自動料金精算機	A C T 1、2	1	
③事前料金精算機	P C T 1~5	5	
④カーゲート	C G 1~3	3	年 2 回
⑤ループ検出器 (車路用)	L D 1~5	5	
⑥プリペードカード販売機	K C -514	1	年 3 回
(3) 各端末装置関係			
①ローカル制御器	L U 1~4、L U7	5	年 2 回
②案内表示器	G B 1~9	9	
③出庫表示灯	A B 1, 2	2	
④まねき灯	E S 1~87	87	
⑤車両接近警告灯	A S 1~6	6	
⑥車両検知センサー	P H	1	
⑦在車検出器	W S 1~230	230	
⑧ループ検出器 (ハ`スパ`ス用)	L D 1~10	10	

7. 駐車場管制装置点検 仕様書

第1回目

第2回目

定期点検項目表

1、点検実施日
令和 年 月 日 ()、月 日 ()

2、点検者

3、点検実施装置

1	精算管理装置・在庫管理操作パネル		2台
2	在車管理操作制御部		1台
3	在車表示板		1台
4	カード発行機 (処理機含む)		1台
5	プリンター		1台
6	インターホン		10台
7	ローカル制御盤	LU	5台
8	案内表示板	GB	9台
9	車輛検知センサー	PH	1台
10	出庫表示灯	AB	2台
11	在車検出器	WS	230台
12	まねき灯	ES	87台
13	車両接近警告灯	AS	6台
14	ループ検出器 (ハースパス)	LD	10台
15	駐車券発行機	TIM	1台
16	カーゲート	CG	2台
17	ループ検出器 (車路管制)	LD	5台
18	全自動料金精算機	ACT	1台
19	事前料金精算機	PCT	5台
20	カード発売機		1台

4、結果

点検者印	点検者印	点検者印	点検者印	点検者印

1、 <精算管理装置・在車管理操作パネル>

[精算管理装置]

部位	項	点 検 箇 所	結 果	備 考
本 体	1	コネクタの点検		
	2	各部清掃		
	3	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値= V
	4	総合動作確認		
	5			
	6			
特記事項				

[在車管理操作パネル]

部位	項	点 検 箇 所	結 果	備 考
本 体	1	スイッチ及び表示の点検		
	2	各シート、コネクタ及び端子板の点検		
	3	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値= V
	4	フレーム取付ビスの点検		
	5	各部清掃		
	6	総合動作確認		
特記事項				

2、 <在車管理操作制御部>

[在車管理操作制御部] MC (L)

部位	項	点 検 箇 所	結 果	備 考
本 体	1	各種表示ランプの点検		
	2	スイッチ及び機能の点検		
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検		
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値= V
			DC +24V±10%	測定値= V
			DC + 5V± 5% (LCU-1)	測定値= V
5	各部清掃			
6	総合動作確認			
特記事項				

3、 <在車表示板>

[在車表示板]

部位	項	点 検 箇 所	結 果	備 考
本 体	1	各種表示ランプの点検		
	2	各シート、コネクタ及び端子板の点検		
	3	フレーム取付ビスの点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

4、 <カード発行機>

[カード発行機] (処理機含む)

部位	項	点検箇所	結果	備考	
カード発行機	1	ロール紙取付部の点検			
	2	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	3	ファン及びフィルターの点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%		測定値= V
	5	ゴム、ピンチ、各ローラーの点検			
	6	サーマルヘッド及び印字状態の点検			
	7	カッター及び可動部の点検			
	8	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	9	各種ベルトの点検		測定値= mm	
	10	フレーム取付ビスの点検			
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
処理部	13	コネクタの点検			
	14	各部清掃			
	15	電源電圧の点検 AC 100V±10%		測定値= V	
	16	総合動作確認			
特記事項					

5、 <プリンター>

[プリンター]

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	表示部の点検		
	2	印刷状態の点検		
	3	各部清掃		
	4	総合動作確認		
特記事項				

6、 <インターホン>

[インターホン] 親機:

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	スイッチ及び機能の点検		
	2	呼び出し表示ランプの点検		
	3	通話状態の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

7、 <ローカル制御盤>

[ローカル制御盤] LU1

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10% (PS1)		測定値= V
			DC +24V±10% (PS2)		測定値= V
			DC +5V±5% (LCU-1)		測定値= V
5	フレーム取付ビスの点検				
6	各部清掃				
7	総合動作確認				
特記事項					

[ローカル制御盤] LU2

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10% (PS1)		測定値= V
			DC +24V±10% (PS2)		測定値= V
			DC +5V±5% (LCU-1)		測定値= V
5	フレーム取付ビスの点検				
6	各部清掃				
7	総合動作確認				
特記事項					

[ローカル制御盤] LU3

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10% (PS1)		測定値= V
			DC +24V±10% (PS2)		測定値= V
			DC +5V±5% (LCU-1)		測定値= V
5	フレーム取付ビスの点検				
6	各部清掃				
7	総合動作確認				
特記事項					

[ローカル制御盤] LU4

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10% (PS1)		測定値= V
			DC +24V±10% (PS2)		測定値= V
			DC +5V±5% (LCU-1)		測定値= V
5	フレーム取付ビスの点検				
6	各部清掃				
7	総合動作確認				
特記事項					

[ローカル制御盤] LU7

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%(LCU-1)		測定値= V
	5	フレーム取付ビスの点検			
6	各部清掃				
7	総合動作確認				
特記事項					

8、 <案内表示板>

[案内表示板] GB1 : 入口満車灯

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +9V±10%(POW2)		測定値= V
			DC +5V±5%(POW1)		測定値= V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB2 : 進入禁止表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +9V±10%(POW2)		測定値= V
			DC +5V±5%(POW1)		測定値= V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB3 : ブロック案内表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
表示部	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%(POW1)		測定値= V
			DC +5V±5%(POW2)		測定値= V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
ローカル制御盤(LU5)	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%(POW3)		測定値= V
			DC +5V±5%(LCU-1)		測定値= V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB4 : 車路案内表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC + 9V±10%(POW2)	測定値=	V
			DC + 5V±5%(POW1)	測定値=	V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB5 : 出口車路案内表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC + 9V±10%(POW2)	測定値=	V
			DC + 5V±5%(POW1)	測定値=	V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB6 : Eブロック・左右車路案内表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC + 9V±10%(POW2)	測定値=	V
			DC + 5V±5%(POW1)	測定値=	V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB7 : Cブロック・満空車表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC + 9V±10%(POW2)	測定値=	V
			DC + 5V±5%(POW1)	測定値=	V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB8 : Dブロック・満空車表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC + 9V±10%(POW2)	測定値=	V
			DC + 5V±5%(POW1)	測定値=	V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

[案内表示板] GB9 : Eブロック・満空車表示板

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示の点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC + 9V±10%(POW2)		測定値= V
			DC + 5V±5%(POW1)		測定値= V
5	各部清掃				
6	総合動作確認				
特記事項					

9、 <車両検知センサー>

[車輛検知センサー] PH : 入口高さ検知用

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	光軸の点検、調整		
	2	各部清掃		
	3	総合動作確認	良	
特記事項				

10、 <出庫表示灯>

[出庫表示灯] AB1 : 西出口

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	ブザー音の確認			
体	5	電源電圧の確認	AC 100V±10%		測定値= V
			DC + 9V±10%(POW2)		測定値= V
			DC + 5V±5%(POW1)		測定値= V
6	各部清掃				
7	総合動作確認				
特記事項					

[出庫表示灯] AB2 : 東出口

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	スイッチ及び機能の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	ブザー音の確認			
体	5	電源電圧の確認	AC 100V±10%		測定値= V
			DC + 9V±10%(POW2)		測定値= V
			DC + 5V±5%(POW1)		測定値= V
6	各部清掃				
7	総合動作確認				
特記事項					

11、 <在車検出器>

[在車検出器] 超音波感知器 (UX-100)、WS1~WS230

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	外線端子台の点検		
	2	感知範囲の点検、調整		
	3	外觀の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

12、 <まねき灯>

[空車表示灯] ES1～ES87

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	LED表示灯の点検		
	2	外線端子台の点検		
	3	外観の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

13、 <車両接近警告灯>

[車接近警告灯] AS1： 入口

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	LED回転灯の点検		
	2	外線端子台の点検		
	3	ブザー音の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

[車接近警告灯] AS2： D・Eブロック

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	LED回転灯の点検		
	2	外線端子台の点検		
	3	ブザー音の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

[車接近警告灯] AS3： Bブロック

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	LED回転灯の点検		
	2	外線端子台の点検		
	3	ブザー音の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

[車接近警告灯] AS4： Cブロック

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	LED回転灯の点検		
	2	外線端子台の点検		
	3	ブザー音の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

[車接近警告灯] AS5： Dブロック

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	LED回転灯の点検		
	2	外線端子台の点検		
	3	ブザー音の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

[車接近警告灯] AS6 : Eブロック

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体	1	LED回転灯の点検		
	2	外線端子台の点検		
	3	ブザー音の点検		
	4	各部清掃		
	5	総合動作確認		
特記事項				

14、 <ループ検出器> (バスバース用)

[ループ検出器] バスバース1 LD1盤内 LD1 : LC21, LC22

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本体	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC21)	測定値= mm			
			CH2 (LC22)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
本体	3	総合動作確認					
	4	D SWの設定確認	D SW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM		OFF	ON
			3	FREQ2	ON	ON	
			2	FREQ1	ON	ON	
	1	OPERATE	ON	ON			
特記事項							

[ループ検出器] バスバース2 LD1盤内 LD2 : LC23, LC24

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本体	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC23)	測定値= mm			
			CH2 (LC24)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
本体	3	総合動作確認					
	4	D SWの設定確認	D SW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM		OFF	ON
			3	FREQ2	ON	ON	
			2	FREQ1		OFF	OFF
	1	OPERATE	ON	ON			
特記事項							

[ループ検出器] バスバース3 LD1盤内 LD3 : LC25, LC26

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本体	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC25)	測定値= mm			
			CH2 (LC26)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
本体	3	総合動作確認					
	4	D SWの設定確認	D SW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM		OFF	ON
			3	FREQ2		OFF	OFF
			2	FREQ1	ON	ON	
	1	OPERATE	ON	ON			
特記事項							

[ループ検出器] バスバース4 LD1盤内 LD4 : LC27, LC28

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC27)	測定値= mm			
			CH2 (LC28)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
	3	総合動作確認					
体	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM		OFF	ON
			3	FREQ2		OFF	OFF
			2	FREQ1		OFF	OFF
			1	OPERATE	ON	ON	
特記事項							

[ループ検出器] バスバース5 LD2盤内 LD5 : LC29, LC30

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC29)	測定値= mm			
			CH2 (LC30)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
	3	総合動作確認					
体	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM		OFF	ON
			3	FREQ2		OFF	OFF
			2	FREQ1	ON	ON	
			1	OPERATE	ON	ON	
特記事項							

[ループ検出器] バスバース6 LD2盤内 LD6 : LC31, LC32

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC31)	測定値= mm			
			CH2 (LC32)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
	3	総合動作確認					
体	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM		OFF	ON
			3	FREQ2		OFF	OFF
			2	FREQ1		OFF	OFF
			1	OPERATE	ON	ON	
特記事項							

[ループ検出器] バスバース7 LD3盤内 LD7 : LC33, LC34

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC33)	測定値= mm			
			CH2 (LC34)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
	3	総合動作確認					
体	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM		OFF	ON
			3	FREQ2	ON	ON	
			2	FREQ1	ON	ON	
			1	OPERATE	ON	ON	
特記事項							

[ループ検出器] バスバース8 LD3盤内 LD8 : LC35, LC36

部位	項	点検箇所	結果	備考		
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC35)	測定値= mm		
			CH2 (LC36)	測定値= mm		
体	2	各部清掃				
	3	総合動作確認				
	4	DSWの設定確認	DSW			
			8	SENSE4	ON	ON
			7	SENSE2		OFF
			6	SENSE1	ON	ON
			5	LONG		OFF
			4	NORM		OFF
			3	FREQ2	ON	ON
			2	FREQ1	ON	OFF
1	OPERATE	ON	ON			
特記事項						

[ループ検出器] バスバース9 LD4盤内 LD9 : LC37, LC38

部位	項	点検箇所	結果	備考		
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC37)	測定値= mm		
			CH2 (LC38)	測定値= mm		
体	2	各部清掃				
	3	総合動作確認				
	4	DSWの設定確認	DSW			
			8	SENSE4	ON	ON
			7	SENSE2		OFF
			6	SENSE1	ON	ON
			5	LONG		OFF
			4	NORM		OFF
			3	FREQ2		OFF
			2	FREQ1	ON	ON
1	OPERATE	ON	ON			
特記事項						

[ループ検出器] バスバース10 LD4盤内 LD10 : LC39, LC40

部位	項	点検箇所	結果	備考		
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC39)	測定値= mm		
			CH2 (LC40)	測定値= mm		
体	2	各部清掃				
	3	総合動作確認				
	4	DSWの設定確認	DSW			
			8	SENSE4	ON	ON
			7	SENSE2		OFF
			6	SENSE1	ON	ON
			5	LONG		OFF
			4	NORM		OFF
			3	FREQ2		OFF
			2	FREQ1		OFF
1	OPERATE	ON	ON			
特記事項						

15、 <駐車券発行機>

[駐車券発行機] (TIM)

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	案内放送の確認			
	6	インターホンの通話確認			
	7	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	8	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC +24V±10%	測定値=	V
			DC +12V±10%	測定値=	V
DC +5V±5%			測定値=	V	
9	各部清掃				
10	総合動作確認				
カード処理部	11	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	12	各センサーの点検			
	13	カッター刃及び可動部の点検			
	14	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)	測定値=	mm	
	15	サーマルヘッド及び印字の点検			
	16	各種ベルトの点検			
	17	ロール紙供給部の点検			
	18	フレーム取付ビスの点検			
	19	各部清掃			
	20	総合動作確認			
特記事項					

16、 <カーゲート>

[カーゲート] CG1 入口

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	各部清掃			
	2	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	3	バー取付状態及び角度の点検・調整			
	4	落下防止センサーの点検	測定値=	mm	
	5	各スイッチの点検			
	6	モーター及び減速器の点検			
	7	電源電圧の確認	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC 24V±10%	測定値=	V
DC 5V±10%			測定値=	V	
8	総合動作確認				
ループ検出器	9	LC感度レベルの点検	ループ ①	測定値=	mm
			ループ ②	測定値=	mm
	10	DSWの設定確認	DS	設定#2	設定
			DS#1	ループAの周波数	OFF
			DS#2	ループBの周波数	OFF
			DS#3	リレ設定・能動・受動	OFF
			DS#4	自動感度上昇	OFF
			DS#5	リレA機能・存在・矩形波	OFF
			DS#6	リレA矩形波・タイプ	OFF
			DS#7	リレB機能・存在・矩形波	OFF
			DS#8	リレB矩形波・タイプ	OFF
			DS#9	両方リレ矩形波ON時間	OFF
DS#10	シングルループ	OFF			
特記事項					

[カーゲート] CG2 入口

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	各部清掃			
	2	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	3	バー取付状態及び角度の点検・調整			
	4	落下防止センサーの点検		測定値＝ mm	
	5	各スイッチの点検			
	6	モーター及び減速器の点検			
	7	電源電圧の確認	AC 100V±10%	測定値＝ V	
			DC 24V±10%	測定値＝ V	
DC 5V±10%			測定値＝ V		
8	総合動作確認				
ループ検出器	9	LC感度レベルの点検	ループ①	測定値＝ mm	
			ループ②	測定値＝ mm	
	10	DSWの設定確認	DS	設定#2	設定
			DS#1	ループAの周波数	OFF
			DS#2	ループBの周波数	OFF
			DS#3	リレ設定・能動・受動	OFF
			DS#4	自動感度上昇	OFF
			DS#5	リレA機能・存在・矩形波	OFF
			DS#6	リレA矩形波・タイプ	OFF
			DS#7	リレB機能・存在・矩形波	OFF
			DS#8	リレB矩形波・タイプ	OFF
			DS#9	両方リレ矩形波ON時間	OFF
	DS#10	シングルループ	OFF		
	特記事項				

17、 <ループ検出器> (車路用)

[ループ検出器] 車路 LD1 : LC11, LC12

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC11)	測定値= mm			
			CH2 (LC12)	測定値= mm			
	2	各部清掃					
体	3	総合動作確認					
	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2	ON		OFF
			6	SENSE1		OFF	ON
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM	ON	ON	
			3	FREQ2		OFF	OFF
			2	FREQ1		OFF	OFF
	1	OPERATE	ON		ON		
特記事項							

[ループ検出器] 車路 LD2 : LC13

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC13)	測定値= mm			
			CH2 (--)	—			
	2	各部清掃					
体	3	総合動作確認					
	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON		OFF
			7	SENSE2		OFF	ON
			6	SENSE1		OFF	OFF
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM	ON	ON	
			3	FREQ2		OFF	OFF
			2	FREQ1		OFF	OFF
	1	OPERATE	ON		ON		
特記事項							

[ループ検出器] 車路 LD3 : LC14, 15

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC14)	測定値= mm			
			CH2 (LC15)	測定値= mm			
	2						
体	3	総合動作確認					
	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG	ON	ON	
			4	NORM		OFF	OFF
			3	FREQ2	ON	ON	
			2	FREQ1	ON	ON	
	1	OPERATE	ON		ON		
特記事項							

[ループ検出器] 車路 LD4 : LC16, LC17

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC16)	測定値= mm			
			CH2 (LC17)	測定値= mm			
体	2	各部清掃					
	3	総合動作確認					
	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM	ON	ON	
			3	FREQ2		OFF	OFF
			2	FREQ1		OFF	OFF
1	OPERATE	ON	ON				
特記事項							

[ループ検出器] 車路 LD5 : LC18, LC19

部位	項	点検箇所	結果	備考			
本	1	LC感度レベルの点検	CH1 (LC18)	測定値= mm			
			CH2 (LC19)	測定値= mm			
体	2	各部清掃					
	3	総合動作確認					
	4	DSWの設定確認	DSW		CH1	CH2	
			8	SENSE4	ON	ON	
			7	SENSE2		OFF	OFF
			6	SENSE1	ON	ON	
			5	LONG		OFF	OFF
			4	NORM	ON	ON	
			3	FREQ2	ON	ON	
			2	FREQ1	ON	ON	
1	OPERATE	ON	ON				
特記事項							

18、＜全自動料金精算機＞

[全自動料金精算機] ACT1 西出口

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC + 5V± 5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

19、 <事前料金精算機>

[事前料金精算機] PCT1

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT2

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT3

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC +24V±10%	測定値=	V
			DC +12V±10%	測定値=	V
			DC +5V±5%	測定値=	V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)	測定値=	mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT4

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC +24V±10%	測定値=	V
			DC +12V±10%	測定値=	V
			DC +5V±5%	測定値=	V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)	測定値=	mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT5

部位	項	点 検 箇 所	結果	備 考	
本 体 部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC + 5V± 5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カ ー ド 処 理 部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金 銭 処 理 部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

20、 <カード販売機>

[カード販売機] (PCT4横)

部位	項	点検箇所	結果	備考
本体部	1	各表示ランプの点検		
	2			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検		
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値= V
	5	各センサー		
	6	ファン及びフィルターの点検		
	7	フレーム取付ビスの確認		
	8	各部清掃		
	9	総合動作確認		
金銭処理部	10	コインメック・硬貨選別装置の点検		
	11	コインメック・釣銭排出装置の点検		
	12	硬貨金庫部の点検		
	13	紙幣鑑別部の点検		
	14	紙幣収納金庫部の点検		
特記事項				

7. 駐車場管制装置点検 仕様書

第3回目

定期点検項目表

1、点検実施日
令和 年 月 日 ()

2、点検者

3、点検実施装置

1	カード発行機 (処理機含む)		1台
2	駐車券発行機	T I M	1台
3	全自動料金精算機	A C T	1台
4	事前料金精算機	P C T	5台
5	カード発売機		1台

4、結 果

点検者印	点検者印	点検者印	点検者印	点検者印

1、 <カード発行機>

[カード発行機] (処理機含む)

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	各種表示ランプの点検			
	2	ロール紙取付部の点検			
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC +24V±10%	測定値=	V
			DC +5V±5%	測定値=	V
	5	絶縁の確認(10MΩ以上)			
	6	ファン及びフィルターの点検			
7	各部清掃				
8	総合動作確認				
メカ部	9	ゴム、ピンチ、各ローラーの点検			
	10	サーマルヘッド及び印字状態の点検			
	11	カッター及び可動部の点検			
	12	磁気ヘッドの点検(平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)	測定値=	mm	
	13	各種ベルトの点検			
	14	フレーム取付ビスの点検			
	15	各部清掃			
	16	総合動作確認			
特記事項					

2、 <駐車券発行機>

[駐車券発行機] (TIM)

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	案内放送の確認			
	6	インターホンの通話確認			
	7	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	8	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC +24V±10%	測定値=	V
			DC +12V±10%	測定値=	V
DC +5V±5%			測定値=	V	
9	各部清掃				
10	総合動作確認				
カード処理部	11	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	12	各センサーの点検			
	13	カッター刃及び可動部の点検			
	14	磁気ヘッドの点検(平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)	測定値=	mm	
	15	サーマルヘッド及び印字の点検			
	16	各種ベルトの点検			
	17	ロール紙供給部の点検			
	18	フレーム取付ビスの点検			
	19	各部清掃			
	20	総合動作確認			
特記事項					

3、 <全自動料金精算機>

[全自動料金精算機] ACT1 西出口

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

4、 <事前料金精算機>

[事前料金精算機] PCT1

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT2

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT3

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC +24V±10%	測定値=	V
			DC +12V±10%	測定値=	V
			DC +5V±5%	測定値=	V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)	測定値=	mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT4

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値=	V
			DC +24V±10%	測定値=	V
			DC +12V±10%	測定値=	V
			DC +5V±5%	測定値=	V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)	測定値=	mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
	20	フレーム取付ビスの点検			
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

[事前料金精算機] PCT5

部位	項	点検箇所	結果	備考	
本体部	1	接客パネル部スイッチの点検			
	2	各表示ランプの点検			
	3	ロール紙取付部の点検			
	4	シャッター機構部の点検			
	5	警報機能の点検			
	6	案内放送の確認			
	7	インターホンの通話確認			
	8	各シート、コネクタ及び端子板の点検			
	9	電源電圧の点検	AC 100V±10%		測定値= V
			DC +24V±10%		測定値= V
			DC +12V±10%		測定値= V
			DC +5V±5%		測定値= V
10	ファン及びフィルターの点検				
11	各部清掃				
12	総合動作確認				
カード処理部	13	ゴム・ピンチ等、各ローラーの点検			
	14	各センサーの点検			
	15	カッター刃及び可動部の点検			
	16	磁気ヘッドの点検 (平面・均一磨耗幅=4.9mm以内)		測定値= mm	
	17	サーマルヘッド及び印字の点検			
	18	各種ベルトの点検			
	19	ロール紙供給部の点検			
20	フレーム取付ビスの点検				
金銭処理部	21	コインメック・硬貨選別装置の点検			
	22	コインメック・釣銭排出装置の点検			
	23	硬貨金庫の点検			
	24	紙幣鑑別部の点検			
	25	紙幣収納金庫の点検			
	26	釣り札払出機の点検清掃			
特記事項					

5、 <カード発売機>

[カード発売機] (PCT4横)

部位	項	点 検 箇 所	結 果	備 考
本 体 部	1	各表示ランプの点検		
	2	警報機能の点検		
	3	各シート、コネクタ及び端子板の点検		
	4	電源電圧の点検	AC 100V±10%	測定値= V
	5	各センサー		
	6	ファン及びフィルターの点検		
	7	フレーム取付ビスの確認		
	8	各部清掃		
	9	総合動作確認		
金 銭 処 理 部	10	コインメック・硬貨選別装置の点検		
	11	コインメック・釣銭排出装置の点検		
	12	硬貨金庫部の点検		
	13	紙幣鑑別部の点検		
	14	紙幣収納金庫部の点検		
特記事項				

8. 自動制御設備保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した自動制御設備の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、年1回とし、制御機器の製造メーカーの点検項目及び判定基準である別紙に準じて実施すること。点検実施にあたっては、中央監視装置の点検業務と連携をもってあたること。

(2) 故障時点検

自動制御設備が故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。

なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

裏面に記載

5. 設備概要

(山武ビルシステムカンパニー(株)製)

名 称	型 式	数量 (台)
室内型温湿度検出器	HY7099A	10
室内型温度調節器	T631A	11
室内型温度調節器	T631C	3
室内型湿度調節器	H615A	3
CO濃度発信器	CY7200A	6
CO ₂ 濃度発信器	CY7000A	4
デジタル指示調節計	R315GA	6
デジタル指示調節計	R205GA	1
デジタル指示調節計	R200DA	5
アイソレーター	RY7910S	7
レシオバイアス設定器	RY7910B	7
リミッター	RY7910Y	6
V/I変換器	FV-2A-K	10
直結形ダンパー操作器	MY6040A	39
直結形ダンパー操作器	GM24	24
直結形ダンパー操作器	AS1D15F/A	2
タイマー	MS4SM	4
制御盤CP-A	1400W×2150H×440D	1面
制御盤CP-B	2100W×2150H×440D	1面
制御盤CP-C	1400W×1250H×440D	1面
制御盤CP-D	700W×2150H×440D	1面
制御盤CP-E	700W×1600H×250D	1面
制御盤CP-F	700W×2150H×440D	1面
制御盤CP-G	1400W×2150H×440D	1面

別紙

機器名称	点検項目
(1) 温度・湿度センサー 型番：HY7099A	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 誤差チェック 検出器取付場所の実測値と、調節計及び中央監視盤の指示値の誤差が許容範囲以内かチェックを行う。 ③ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。
(2) CO濃度・圧力・差圧発信 型番：CY7200A	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 誤差チェック 調節計及び中央監視盤の指示値の誤差が許容範囲以内かチェックを行う。 ③ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。
(3) サーモスタット・ヒューミデ イスタット（電気式ON/OFF） 型番：T631A, H615A	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 設定ツマミ操作の円滑性のチェック 下限から上限までの設定操作が円滑であるかチェックを行う。 ③ 設定値との誤差チェック 調節器取付場所の実測値と、調節器の設定を上下操作し、動作点の読み値の誤差が許容範囲以内かチェックを行う。 ④ 動作隙間値のチェック 調節器の設定を上下操作し、設定の目盛上にて動作隙間を計り、動作隙間の誤差が許容範囲以内かチェックを行う。 ⑤ ループチェック 調節器のスイッチングと制御対象が、正しく、確実に動作するかチェックを行う。 ⑥ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。
(4) 指示調節計 型番：R20, R31, KID	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 指示値との誤差チェック 計測機器等による実測値と、調節計の指示値の誤差が許容範囲以内かチェックを行う。 ③ ループチェック 検出器・操作器及び調節計を通じて制御が正しく、確実に作動するかチェックを行う。 ④ 各種パラメータのチェック ループチェックの動作に対して、適切な数値の校正を行う。 ⑤ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。
(5) AC・DC 24V電源 (制御盤内)	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 出力電圧・電流チェック 計測機器により出力電圧・電流のチェックを行う。 ③ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。

コントロール機器

別紙

	機器名称	点検項目
コントロー ル機器	(6) 補助リレー (制御盤内)	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 動作チェック 規定の電圧印加し、リレーが確実に動作するかチェックを 行う。 ③ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。
	(7) ダンパーモーター 型番： MY6040A, GM24, AS1D15F	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 動作の円滑性のチェック 0～100%の駆動信号に対して円滑に動作するかチェ ックを行う。 ③ モーターの回転角のチェック 回転角が規定の範囲以内にあるかチェックを行う。 ④ ストローチェック 駆動モーターを0～100%にしたときバブル又はダン パーが対応する位置になっているかチェックを行う。 ⑤ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。
	(8) CO ₂ 濃度発信器 型番： CY7000A	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 標準ガスによる、ゼロ点及びスパンの校正・調整を行う。 ③ 指示値に対して出力値のチェックを行う。 ④ フィルタのチェックを行う。 ⑤ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。
	(9) 変換器 型番： RY780, RY791, RY7910B	① 外観チェックと清掃 機器の損傷及び取付状況をチェック、清掃を行う。 ② 出力信号のチェック 入力値に対して正常な出力信号が出ているかチェックを 行う。 ③ 各種パラメータのチェック 入出力信号にに対して、適切な数値の校正を行う。 ④ 取付ビス、端子ビスの増締めを行う。

9. 中央監視装置保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した中央監視装置の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、年1回とし、製造メーカーの点検項目及び判定基準である別紙に準じて実施すること。

また、年2回の清掃に関する事項について実施のこと。

点検実施にあたっては、自動制御設備の点検業務と連携をもってあたること。

(2) 故障時点検

中央監視装置が故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、地下通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

(三菱電機株製)

機器名称	仕様	数量
中央監視装置 (CPU)	本体：32ビットCPU 主記録：16Mバイト 補助記録装置：HD540Mバイト FD1.44Mバイト 光磁気ディスク 3.5インチ 230Mバイト	各1式
ローカルエリアコントローラー (LAE)	本体：32ビットコンピュータシステム マルチポートシステム 主記録：IC-ROM、IC-RAM(停電補償付)	各1式
CRTディスプレイ	サイズ：20インチ 表示数：1280×768ドット	各1式
データ/メッセージプリンター	印字方式：24ワイヤードットマトリックス方式 レーザーショット	各1台
C V C F (無停電電源装置)	中央監視制御用、RS用 (内蔵)	各1式
リモートユニット	現地リモートユニット	10箇所

1. 点検対象

1. 1 システム構成図

札幌駅北口駅前広場施設 中央監視装置のシステム構成図を図1-1に示します。

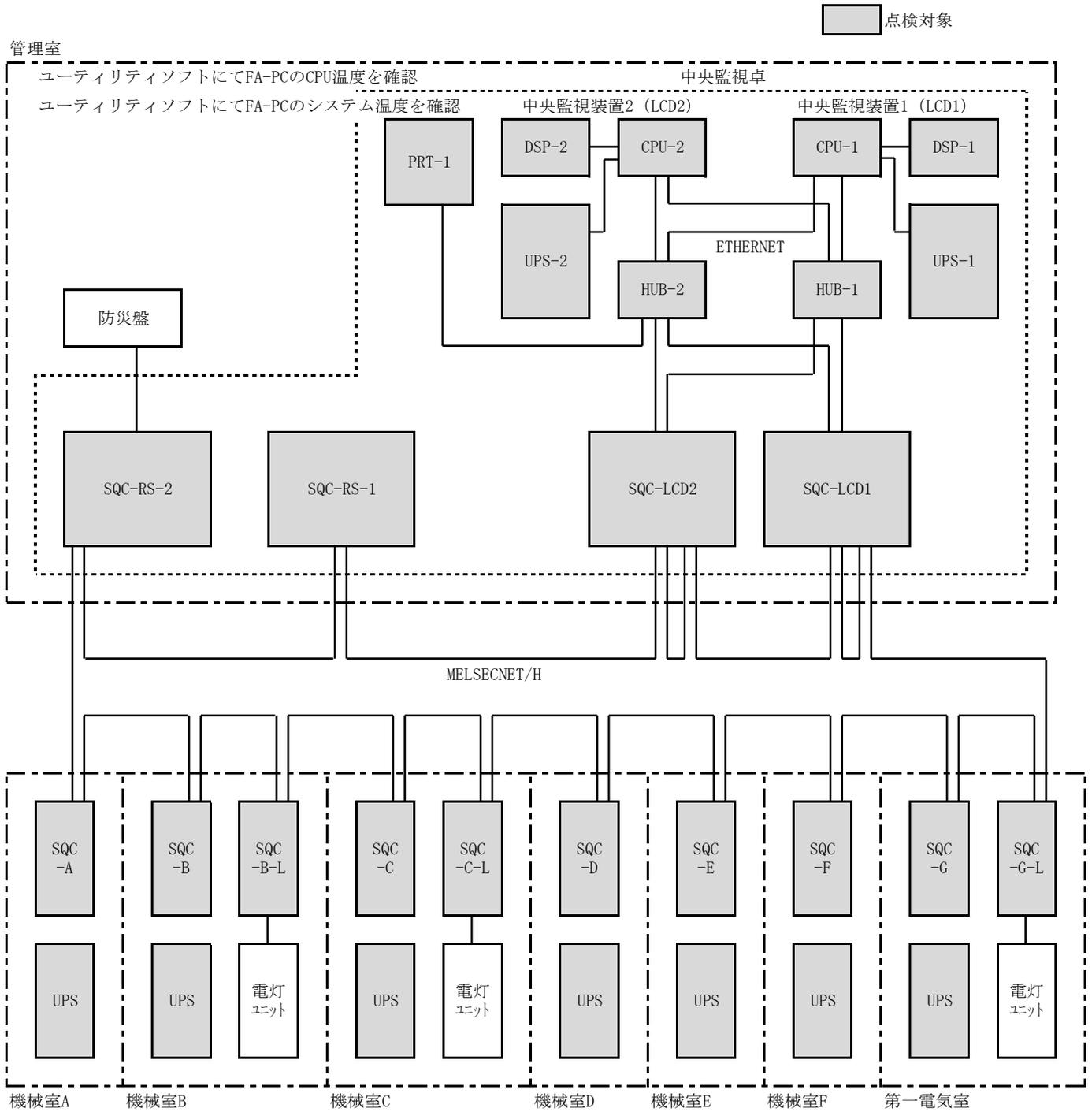


図1-1 システム構成図

1. 2 中央監視装置一覧表

No	名称	略称	型式	メーカー	台数	点検内容
1	F Aパソコン	CPU-1	VPC-1500	CONTEC	1	清掃・動作確認
2	F Aパソコン	CPU-2	VPC-1500	CONTEC	1	清掃・動作確認
3	23型ワイド液晶ディスプレイ	DSP-1	LCD-EA234Wmi-BK	NEC	1	外観清掃・目視
4	23型ワイド液晶ディスプレイ	DSP-2	LCD-EA234Wmi-BK	NEC	1	外観清掃・目視
5	プリンタ	PRT-1	LP-S620	EPSON	1	外観清掃・動作確認
6	スイッチングハブ	HUB-1	CentreCOM GS908L V2	アライドテレシス	1	外観清掃・目視
7	スイッチングハブ	HUB-2	CentreCOM GS908L V2	アライドテレシス	1	外観清掃・目視
8	UPS	UPS-1	FW-F10H-0.5K	三菱電機	1	外観清掃・目視
9	UPS	UPS-2	FW-F10H-0.5K	三菱電機	1	外観清掃・目視

1. 3 PLC一覧表

1	PLC	SQC-LCD1	Q03UDECPU QJ71E71-100 (Ethernet) QJ71LP21G (NET/H 光GI) QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
2	PLC	SQC-LCD2	Q03UDECPU QJ71E71-100 (Ethernet) QJ71LP21G (NET/H 光GI) QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
3	PLC	SQC-RS-1	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
4	PLC	SQC-RS-2	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI) QJ71C24N	三菱電機	1	外観清掃・目視
5	PLC	SQC-A	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
6	PLC	SQC-B	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
7	PLC	SQC-B-L	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI) QJ71C24N	三菱電機	1	外観清掃・目視
8	PLC	SQC-C	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
9	PLC	SQC-C-L	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI) QJ71C24N	三菱電機	1	外観清掃・目視
10	PLC	SQC-D	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
11	PLC	SQC-E	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
12	PLC	SQC-F	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
13	PLC	SQC-G	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI)	三菱電機	1	外観清掃・目視
14	PLC	SQC-G-L	Q03UDECPU QJ71LP21G (NET/H 光GI) QJ71C24N	三菱電機	1	外観清掃・目視
13	UPS	UPS	FW-F10H-0.5K	三菱電機	7	外観清掃・目視

※ CPU、通信ユニットを記載しています。 詳細は次ページ以降の機器構成を参照ください。

1. 4 機器構成図

管理室

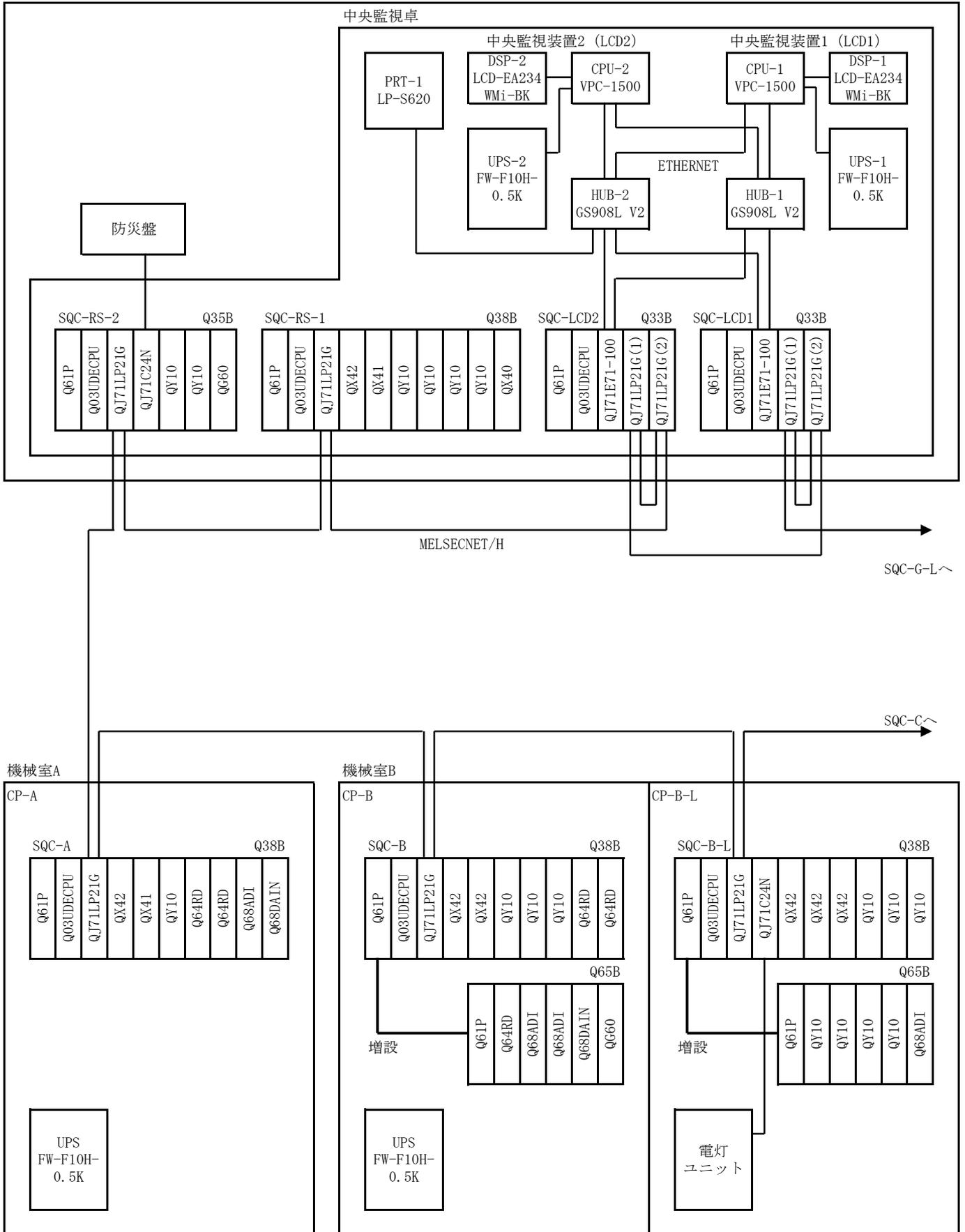


図 1 - 2 機器構成図1

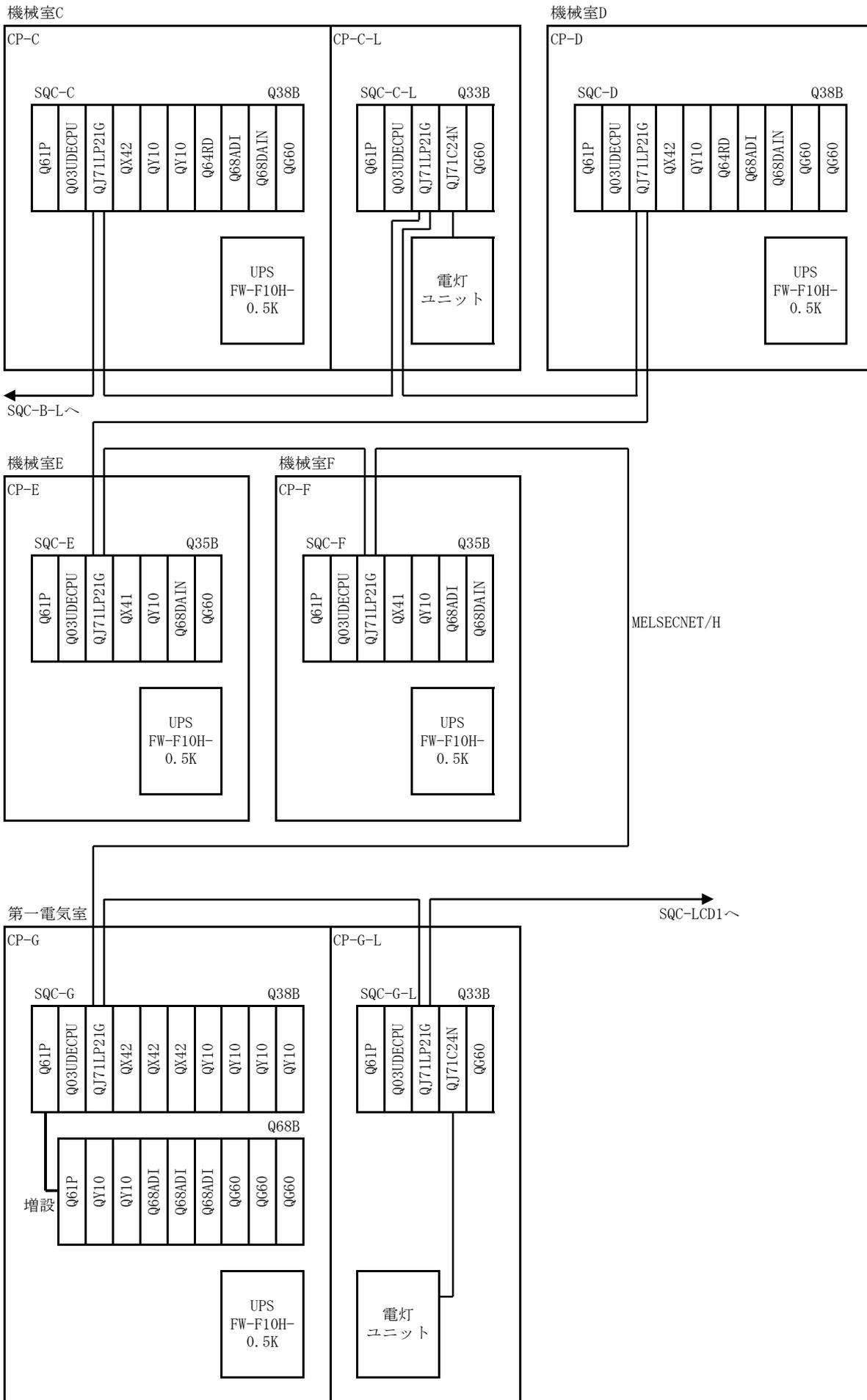


図 1 - 3 機器構成図2

2. PLC点検記録

PLC点検記録1

点検対象 SQC-LCD1

点検日

点検者

(管理室)

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(管理室)

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(管理室)

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(管理室)

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(機械室A (CP-A))

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(機械室B (CP-B))

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(機械室B (CP-B-L))

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(機械室C (CP-C))

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(機械室C (CP-C-L))

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(第一電気室 (CP-G))

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

点検日

点検者

(第一電気室 (CP-G-L))

No	点検項目	点検方法	判定基準	規定値・点検処置結果	判定	備考
1	周囲環境	周囲温度	温度計で測定	0～55℃		
		周囲湿度	湿度計で測定	10～90%RH		
		雰囲気	流入経路確認	腐食性ガスのないこと		
		清掃	清掃実施	清掃が実施されていること		
2	取付状態	ゆるみ、ガタ	ユニットを動かしてみる	強固に取付けられていること		
		ごみ、異物の付着	目視	付着がないこと		
3	接続状態	端子ネジのゆるみ	ドライバーによる増し締め	ゆるみがないこと		
		圧着端子の近接	目視	適正な間隔のこと		
		コネクタのゆるみ	目視	ゆるみがないこと		
4	ベースユニットの取付け状態	取付けネジのゆるみやカバーの外れを確認	確実に取付けられていること			
5	入出力ユニットの取付け状態	ユニットの外れかかりやフックが確実になっているか確認	確実に取付けられていること			
6	LED表示の確認	目視	ERR表示がされていないこと			
7	CPU機能 1)プログラム保存 2)状態確認	PPによるバックアップとPC診断確認	PC診断にてエラーが無いこと			

特記事項

3. 電源電圧測定記録

点検日

点検者

No	点検項目	測定箇所	判定基準	測定値	判定	備考
1	電源電圧測定 各場所の電源電圧測定を行う	SQC-LCD1 供給電圧	AC85V～132V	AC		管理室(CP-6 2次側)
		SQC-LCD2 供給電圧	AC85V～132V	AC		管理室(CP-6 2次側)
		SQC-RS-1 供給電圧	AC85V～132V	AC		管理室(CP-4 2次側)
		SQC-RS-2 供給電圧	AC85V～132V	AC		管理室(CP-5 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		管理室(CP-3 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		管理室(CP-3 2次側 PS OUT)
		SQC-A 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室A(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室A(UPS 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		機械室A(UPS 2次側 PS OUT)
		SQC-B 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室B(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室B(UPS 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		機械室B(UPS 2次側 PS OUT)
		SQC-B-L 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室B(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室B(UPS 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		機械室B(UPS 2次側 PS OUT)
		SQC-C 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室C(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室C(UPS 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		機械室C(UPS 2次側 PS OUT)
		SQC-C-L 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室C(UPS 2次側)
		SQC-D 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室D(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室D(UPS 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		機械室D(UPS 2次側 PS OUT)
		SQC-E 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室E(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室E(UPS 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		機械室E(UPS 2次側 PS OUT)
		SQC-F 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室F(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		機械室F(UPS 2次側)
		I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		機械室F(UPS 2次側 PS OUT)
		SQC-G 供給電圧	AC85V～132V	AC		第一電気室(UPS 2次側)
		I0用 供給電圧	AC85V～132V	AC		第一電気室(UPS 2次側)
I0用 出力電圧	DC21.6～26.4V	DC		第一電気室(UPS 2次側 PS OUT)		
SQC-G-L 供給電圧	AC85V～132V	AC		第一電気室(UPS 2次側)		

使用測定器

機器名称	型式	メーカー	製造番号	校正有効期限	管理番号

4. 通信状態記録

点検日

点検者

4. 1 ネットワーク診断

No	点検項目	対象機器	ネットワーク種別	判定	備考
1	ネットワーク診断 試験用PCよりネットワーク診断を実施し、正常に動作していること	SQC-LCD1	MELSECNET/H (GI光ケーブル)		管理室
		SQC-LCD2			管理室
		SQC-RS-1			管理室
		SQC-RS-2			管理室
		SQC-A			機械室A (CP-A)
		SQC-B			機械室B (CP-B)
		SQC-B-L			機械室B (CP-B-L)
		SQC-C			機械室C (CP-C)
		SQC-C-L			機械室C (CP-C-L)
		SQC-D			機械室D (CP-D)
		SQC-E			機械室E (CP-E)
		SQC-F			機械室F (CP-F)
		SQC-G			第一電気室 (CP-G)
		SQC-G-L			第一電気室 (CP-G-L)

4. 2 PINGの確認

No	点検項目	対象機器	IPアドレス	判定	備考
1	PINGの確認 試験用PCより各機器にPINGを実施し、正常にPINGが戻ってくること	中央監視装置1 (CPU-1)	192. 170. 10. 11		管理室
			192. 168. 1. 11		管理室
		中央監視装置2 (CPU-2)	192. 170. 10. 21		管理室
			192. 168. 1. 21		管理室
		SQC-LCD1	192. 170. 10. 10		管理室
			192. 168. 1. 10		管理室
		SQC-LCD2	192. 170. 10. 20		管理室
			192. 168. 1. 20		管理室
		プリンタ	192. 168. 1. 100		管理室

5. 光レベル測定記録

点検日

点検者

No	点検項目	測定箇所	測定値	判定	備考	
1	光レベル測定 各場所の受信側の光レベルの測定を行う 判定基準 中心波長：850nm 最大：-14dbm 最小：-28dbm	Fループ				
		SQC-LCD-1 (1) → SQC-LCD-1 (2)			管理室	
		SQC-LCD-1 (2) → SQC-LCD-2 (1)			管理室	
		SQC-LCD-2 (1) → SQC-LCD-2 (2)			管理室	
		SQC-LCD-2 (2) → SQC-RS-1			管理室	
		SQC-RS-1 → SQC-RS-2			管理室	
		SQC-RS-2 → SQC-A			機械室A (CP-A)	
		SQC-A → SQC-B			機械室B (CP-B)	
		SQC-B → SQC-B-L			機械室B (CP-B-L)	
		SQC-B-L → SQC-C			機械室C (CP-C)	
		SQC-C → SQC-C-L			機械室C (CP-C-L)	
		SQC-C-L → SQC-D			機械室D (CP-D)	
		SQC-D → SQC-E			機械室E (CP-E)	
		SQC-E → SQC-F			機械室F (CP-F)	
		SQC-F → SQC-G			第一電気室 (CP-G)	
		SQC-G → SQC-G-L			第一電気室 (CP-G-L)	
		SQC-G-L → SQC-LCD-1 (1)			管理室	
		Rループ				
		SQC-LCD-1 (1) ← SQC-LCD-1 (2)			管理室	
		SQC-LCD-1 (2) ← SQC-LCD-2 (1)			管理室	
		SQC-LCD-2 (1) ← SQC-LCD-2 (2)			管理室	
		SQC-LCD-2 (2) ← SQC-RS-1			管理室	
		SQC-RS-1 ← SQC-RS-2			管理室	
		SQC-RS-2 ← SQC-A			管理室	
		SQC-A ← SQC-B			機械室A (CP-A)	
		SQC-B ← SQC-B-L			機械室B (CP-B)	
		SQC-B-L ← SQC-C			機械室B (CP-B-L)	
		SQC-C ← SQC-C-L			機械室C (CP-C)	
		SQC-C-L ← SQC-D			機械室C (CP-C-L)	
		SQC-D ← SQC-E			機械室D (CP-D)	
SQC-E ← SQC-F			機械室E (CP-E)			
SQC-F ← SQC-G			機械室F (CP-F)			
SQC-G ← SQC-G-L			第一電気室 (CP-G)			
SQC-G-L ← SQC-LCD-1 (1)			第一電気室 (CP-G-L)			

使用測定器

機器名称	型式	メーカー	製造番号	校正有効期限	管理番号

6. システムチェックリスト

点検対象 中央監視装置1・2

点検日

点検者

(管理室)

6. 1 システム共通

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	ユーティリティソフトにてFA-PCのCPU温度を確認			
2	ユーティリティソフトにてFA-PCのシステム温度を確認			
3	CPU電源入りでシステムが起動するか			
4	帳票データは収集しているか			
5	シーケンサとの通信は正常に行われているか			
6	UPSからのシャットダウン信号でシャットダウンが実行されるか			
7	監視装置シャットダウン後、UPSが停止するか			
8	UPS復帰でシステムが自動起動すること			
9	警報発生時スピーカーより警報音が鳴るか。また、画面右下付近の警報停止ボタンが点滅するか			
10	警報停止ボタンを押下することで警報音が停止するか。また、警報停止ボタンの点滅は消灯するか			
11	スピーカーアイコンを押下することで警報音が消音するか			
12	警報発生・復帰で画面下方の最新警報履歴(4行)に警報内容が表示されるか			
13	警報復帰した項目は確認ボタンで消去できるか			
14	画面左部の画面切替ボタンを押下することで選択した画面に正常に遷移できるか			
15	画面ハードコピーボタン・ピクチャ保存ボタンを押下することで現在表示されている画面の印刷・保存ができるか			
16	ポップアップ画面表示ボタンを押下することでポップアップ画面を(最大4画面)表示できるか			

6. 2 フロー図

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	各機場の名称, 項目名, データ, モード, 状態が正常に表示されているか			
2	機器が運転時または入時, 対応した機器が赤く表示されるか, また機器が停止時または切時, 対応した機器が緑に表示されるか			
3	防災信号発生時, 対応した機器またはエリアが赤く点滅表示されるか			
4	制御、設定ボタンクリックで制御画面、設定画面が開かれるか			
5	機器の制御が正しく行えるか			
6	設定値の設定が正しく行えるか			

6. 3 トレンドグラフ表示

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	データは収集しているか			
2	日付選択、設備名称選択で、任意のトレンドグラフを表示できるか			
3	グラフは左方向へスクロールするか			
4	グラフは右方向へスクロールするか			
5	画面印刷スイッチで、画面印刷出力するか			
6	時間軸の変更ができるか			
7	任意拡大表示ができるか			
8	各グラフ線の表示、非表示描画ができるか			
9	グラフ上に指示値線を正しく表示するか			
10	トレンドデータのバックアップ、読出しが正しくできるか			
11	リアルタイムモード時、高速モード10秒、低速モード1分でデータが更新されるか			
12	グループ設定で任意にグループ内容を編集できるか			

6. 4 履歴

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	メッセージ内容、表示順序に異常がないか			
2	画面スクロールが正常に行えるか			
3	発生、復帰を正しく表示しているか			
4	表示設備の選択表示ができるか			
5	表示種類(故障・状態・制御)の選択表示ができるか			
6	任意の文字列で検索し絞込表示できるか			
7	表示日数・件数が選択でき、任意の日付履歴を表示できるか			
8	個別表示・同一表示の画面切り替えができるか			
9	履歴印刷が正常に行えるか			
10	履歴データのバックアップ、読出しが正しくできるか			
11	リアルタイムモード時、自動で表示が更新されるか			

6. 5 警報設定

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	バーグラフを正常に表示しているか			
2	グループ選択で、グループが変更されるか			
3	設定された警報が出力されるか			

6. 6 帳票

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	自動印字と手動印字は同一フォーマットで印字しているか			
2	正時でデータ収集は正常に動作しているか			
3	データ修正が正しく行われるか			
4	帳票データのバックアップが正しくできるか			
5	保存されている帳票データが正しく読み出せるか			
6	自動印字が正しく行われるか			
7	記事欄の編集が正しく行われるか			

6. 7 積算値表示

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	積算値が正常に表示されているか			
2	グループ選択で、グループが変更されるか			
3	設定された警報が出力されるか			

6. 8 デマンド監視

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	現在値・予測値が正常に表示されているか			
2	設定された警報が出力されるか			
3	警報一時停止ボタンの押下で警報が停止するか			

6. 9 スケジュール

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	設定したスケジュールが正常に表示されているか			
2	パターン選択で、パターンが変更されるか			
3	カレンダーに任意の特定日を設定できるか			
4	スケジュールパターンに任意の時刻を入力できるか			
5	グループ選択で任意の機器、グループを設定できるか			

6. 10 遠方個別発停・グループ発停

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	モード・機器状態が正常に表示されているか			
2	制御ボタンクリックで制御画面が開かれるか			
3	機器の制御が正しく行えるか			

6. 1 1 CPU

No	点検項目	判定		備考
		LCD1	LCD2	
1	異常表示がないか、異音等の異常がないか			
2	入力装置のケーブル、データ通信用ケーブルが正しく接続されているか			
3	マウスは正常に動作するか（クリック、ダブルクリック、ドラッグ等）			
4	キーボードは正常に動作するか（文字入力ができるか）			

6. 1 2 HUB

No	点検項目	判定	備考
1	HUB-1 LEDは正常に表示されているか		
2	HUB-1 本体が異常に発熱していないか、異音等の異常がないか		
3	HUB-1 ケーブルは正しく接続されているか		
4	HUB-2 LEDは正常に表示されているか		
5	HUB-2 本体が異常に発熱していないか、異音等の異常がないか		
6	HUB-2 ケーブルは正しく接続されているか		

6. 1 3 プリンタ

No	点検項目	判定	備考
1	異常表示がないか、異音等の異常がないか		
2	カラーハードコピーは、印字色、文字化け、印字内容に誤りがないか		
3	帳票プリンタは、文字化け、印字内容に誤りがないか		

6. 1 4 UPS

No	点検項目	判定		備考
		UPS-1	UPS-2	
1	異常表示がないか、異音等の異常がないか			
2	停電時のバックアップは正常に行われるか			
3	テストが正常に終了するか			

7. 最終チェックリスト

点検日

点検者

7. 1 基本チェック項目

No	チェック項目	判定	備考
1	バックアップは完了したか		
2	ユーティリティソフトにてFA-PCのCPU温度を確認		
3	ユーティリティソフトにてFA-PCのシステム温度を確認		
4	DVD-Rの媒体は使用できるか		
5	帳票データは収集しているか		
6	ハードコピーは正常に印字しているか		
7	帳票プリンタは正常に印字しているか		
8	帳票の演算式は正常に動作しているか		
9	ディスプレイは正常に表示されるか		
10	キーボードは正常に使用できるか		
11	マウスは正常に使用できるか		
12	ケーブル類は確実に接続されているか		
13	取り外したネジ、金具等は元通りに取り付けしたか		

7. 2 追加チェック項目

NO	チェック項目	判定	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

8. その他

NO	内 容	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

9. 消耗品交換推奨期限リスト

9. 1 中央監視装置

No	対象品名	本体型式	容量	台数	停電時間	消耗品寿命 (期待寿命)	製作年月	備考
		消耗品型式					前回交換	
		製造メーカー					次回交換推奨	
1	FAパソコン用HDD	VPC-1500	250G	2台	-	2~3年	2015/03	RAID1 (ホットスワップ)
		PC-HDD250G-3SATA						
		コンテック					2018/03	
2	ユーティリティソフトにてFA-PCのシステム温度を確認	VPC-1500	-	2台	-	6年	2015/03	メーカー修理扱い
		コンテック					2021/03	
3	UPS用バッテリー (無停電電源装置)	FW-F10H-0.5K	0.5kVA	2台	4min (300W)	5年 (周囲温度20℃)	2015/03	メーカー修理扱い ※設置環境により 変動します
		三菱電機					2020/03	

9. 2 PLC

No	対象品名	本体型式	容量	台数	停電時間	消耗品寿命 (期待寿命)	製作年月	備考
		消耗品型式					前回交換	
		製造メーカー					次回交換推奨	
1	PLC用バッテリー	Q03UDECPU	1800mAh	14台	600hr	5年 (常温5~35℃)	2015/03	停電時間 アラーム点灯後
		Q6BAT						
		三菱電機					2020/03	
2	PLCメモリ用バッテリー	Q3MEM-4MBS	550mAh	2台	50hr	"	2015/03	停電時間 アラーム点灯後
		Q3MEM-BAT						
		三菱電機					2020/03	
15	UPS用バッテリー (無停電電源装置)	FW-F10H-0.5K	0.5kVA	7台	4min (300W)	5年 (周囲温度20℃)	2015/03	メーカー修理扱い ※設置環境により 変動します
		三菱電機					2020/03	

10. 消耗品交換推奨サイクル

No	年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	備 考
	設備供用開始からの年数		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
1	中央監視装置		●										■					管理室 設置		
	FAパソコン用HDD	推奨				▲				▲			▲							
		実施																		
FAパソコン用電源	推奨									▲										
	実施																			
2	PLC		●										■							
	PLC用バッテリー	推奨							▲					▲					各PLC1個 14個	
		実施																		
	PLCメモリ用バッテリー	推奨								▲				▲					各PLC1個 2個	
実施																				
3	UPS(無停電電源装置)		●										■					管理室・機械 室 設置		
	UPS用バッテリー	推奨							▲										2台	
		実施																		
UPS用バッテリー (PLC用)	推奨							▲										7台		
		実施																		

耐用年数 : 

延命処置 : 

注) 上記は標準的な年数を示すものであり、環境・使用頻度により変動いたします。
耐用年数の後半には、設備診断等を実施し、更新計画の推進等をご推奨いたします。

10. 電動シャッター保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した電動シャッターの適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、別紙点検項目に準じて「日本シャッター工業会」認定の「保守点検専門技術者」が行うこと。

(2) 故障時点検

電動シャッターが故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

- (1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。
- (2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。
- (3) 点検は、駐車場の営業時間外及び歩道通路閉鎖後に行うこと。

5. 設備概要

設置場所	型式	寸法	数量	点検回数
入庫口外部	EGR-70X 文化シャッター製	W6535×H2520	1台	年2回
入庫口内部	EGR-50X 文化シャッター製	W4970×H2550	1台	
西出庫口外部	EGR-50X 文化シャッター製	W4605×H2810	1台	
西出庫口内部	EGR-50X 文化シャッター製	W4410×H2460	1台	
東出庫口外部	EGR-50X 文化シャッター製	W4580×H2850	1台	
東出庫口内部	EGR-50X 文化シャッター製	W4580×H2850	1台	
出入口1(合同庁舎EV)	SG2025B 三和シャッター製	W3010×H3140	1台	年1回
出入口1(合同庁舎階段)	SG2025B 三和シャッター製	W3710×H3140	1台	
出入口2・3	SG2025B 三和シャッター製	W1710×H2250	2台	
出入口8・9	SG2025B 三和シャッター製	W1710×H2280	2台	
出入口10	SG2025B 三和シャッター製	W1710×H2500	1台	
出入口11	SG2025B 三和シャッター製	W1710×H2500	1台	
出入口12(エルプラザ)	SG2025B 三和シャッター製	W1585×H2450	1台	
出入口13(8.3スクエア)	SG2025B 三和シャッター製	W1800×H2440	1台	
地下1階附室C	SG2025B 三和シャッター製	W1580×H2500	2台	
地下1階附室D	SG2025B 三和シャッター製	W1580×H2500	2台	

別紙

電動・手動シャッター	外観	1	点検口の状況	点検口の有無及び取付位置が適切で開閉に支障がないこと。	
		2	降下位置障害	シャッターの降下ラインと障害となる物品との距離が適切であること。	
		3	操作障害	押ボタンと手動閉鎖装置の取付位置。	
		4	警告表示・操作説明ラベル	正しく貼付されているか。	
		5	カウンター	実際に開閉してカウントするか確認。	
	機能	6	開閉機	固定ボルトの緩み、取付部の溶接のハガレ、モーターの過熱と異常音、その他変形、損傷及び汚れがないこと。	
		7	ブレーキ装置	中間停止ができ、ソレノイドが正常に働くこと。	
		8	手動装置	チェーン又はハンドルが開閉機にセットされているか、支障なく操作できるか。操作方法の表示があり判読できるか確認。	
		9	スプロケット・ローラチェーン	スプロケット相互の芯のずれ、変形及び破損の確認。スビルキイの状態、ローラチェーンの錆、摩耗や弛みの状態とジョイントの確認。	
		10	ロープ車・ワイヤロープ	ワイヤロープの摩耗、損傷及びワイヤ車の変形・破損のないこと。スビルキイの状態、ワイヤロープの固定状態と余巻のあること。	
		11	巻取りシャフト・ブラケット	シャフトに曲損、片寄り及びブラケットの取合いに無理がないこと。カラーの固定状態、アンカー、固定ボルトの緩み、変形、損傷がなく円滑に回転すること。	
		12	スラット・吊元	スラットの片寄り、片下がり、変形・損傷がないこと。端金物の状態。シャフトに確実に固定されているか。	
		13	座板	変形・損傷がないこと。座板ネジは確実に締まっているか。	
		14	ケース・まぐさ・押し車	ケース・まぐさに変形、損傷がないこと。押し車の摩耗、取付回転状態。	
		15	ガイドレール	ガイドレールに変形、損傷及び錆がないこと。呑口の開き状態。	
		16	制御盤	盤、ボックスの変形、損傷がないこと。端子の緩み等制御盤の作動状態の確認	
		17	リミットスイッチ	リミットチェーンの張り具合、スプロケットとの芯のずれ。 リミットスイッチ・エマーゼンシススイッチの作動確認。	
		18	押ボタンスイッチ	蓋、旋錠の良否。押し具合、接点及び端子の緩みの確認。	
		19	ヒューズ装置	装置、メタルに変形、損傷及び錆がないこと。確実に作動するか確認。	
		20	手動閉鎖装置	変形、損傷がないこと。閉鎖確認を実際に行う。表示有無の確認。	
		21	自動閉鎖装置	変形、損傷がないこと。連動部分は確実に接続され自動閉鎖が出来ること。	
		22	連動制御器・バッテリー	変形、損傷がないこと。バッテリーの耐用年数と容量の確認。	
		23	絶縁抵抗	電動機主回路、制御回路、信号回路の確認。	
		動作	24	遮煙装置	遮煙材と煙返しの破損、硬化、接触状況の確認。
			25	降下状況	電動・手動及び自動閉鎖装置により円滑に降下すること。 異常音の発生のないこと。
	26		降下速度	3.0～7.0m/mimであること。	
	27		巻上状況	電動・手動操作により円滑に巻上がること。	
	28		煙(熱)感知器	煙(熱)をかけて作動確認。 *当社工事した場合のみ点検。	
	29		障害物感知装置	作動確認とバッテリーの容量の確認。タッチアップの確認。	
	30		無線装置	発信器による作動、バッテリーの容量の確認。	
パネル	外観	31	枠・扉・パネルの変形損傷	扉・枠・パネルに変形、損傷がないこと。	
		32	ヒンジ・ドアチェックの状況	変形、損傷、油漏れがないこと。閉鎖力を有すること。	
		33	順位調整器	変形、損傷がなく、開閉順序が制御できること。	
	機能	34	召し合せ	両扉の間隔を完全にカバーしていること。	
		35	把手・錠	変形がなく堅固に取付していること。	
		36	ヒューズ装置	装置、メタルに変形、損傷及び錆がないこと。確実に作動するか確認。	
		37	自動閉鎖装置	変形、損傷がないこと。可動部分に錆がなく確実に閉鎖するか確認。	
		38	開閉状況・閉鎖速度	床・枠に当たりのないこと。	
		39	煙(熱)感知器・ヒューズテスト	煙(熱)をかけて作動確認。 *当社工事した場合のみ点検。	

*製品仕様により一部点検が不要な項目があります。

*点検は「日本シャッター工業会」認定の「防火シャッター保守点検専門技術者」が行う。

1 1. ロードヒーティング設備保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口広場及び札幌駅北口施設出入口に設置したヒーティング設備の適切な運用を確保するため、保守点検するためのもので、履行にあたってはこの仕様によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 日常点検

別表のロードヒーティング設備点検項目にもとづき実施すること。

(2) 定期点検

① 開始前点検……ロードヒーティング設備の運転開始前に実施すること。

② 終了時点検……ロードヒーティング設備の運転終了後に実施すること。

※定期点検は、ロードヒーティング設備の製造メーカの点検項目及び判定基準に準ずること。

(3) 故障時点検

ヒーティング設備が故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

(古河電工製)

区 別	概 要	数 量
地上広場車路・歩道部 (敷設面積 5,469.4 m ²)	親制御盤、4要素制御(RHコントローラ盤・RH制御盤)	2面
	子制御盤、RH-A~D	17面
	ヒーティングユニット	217ユニット
駐車場車路部 (敷設面積 892.5 m ²)	親子兼用制御盤、2要素制御、RH-1~3	3面
	ヒーティングユニット	25ユニット
地下歩道出入口階段部 (広場トイレ含む) (敷設面積 433.13 m ²)	親子兼用制御盤、2要素制御、RH-4~13・広場トイレ)	11面
	ヒーティングユニット	29ユニット

別表

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考	
		日 1 回	週 1 回	月 1 回			
ロ ー ド ヒ ー テ ィ ン グ 設 備	1. ヒーター部	舗装面の点検 (目視)	○			年 2 回 開始点検 10月 終了点検 4月	
		各ユニットの絶縁抵抗測定 (測定)					
		各ユニットの抵抗値測定 (測定)					
		融雪状況の確認	○				
	2. 親・子制御盤 電気室受電盤	外観点検 (目視)	○				
		主幹電流測定 (測定)					
		端子等の接続部確認 (増縮)					
		表示、ヒューズ切れ確認 (目視)	○				
		盤内清掃 (清掃)					
		マグネットまたは、SSCの動作確認 (目視、操作)	○				
		電源ON作業 (操作)					
		電源OFF作業 (操作)					
	3. センサー	外観点検 (目視)					
		動作確認 (操作)					
		抵抗値測定 (測定)					
	4. 自動制御装置	外観点検 (目視)					
		設定値確認 (目視)					
		動作・機能確認 (測定)					
		端子接続部の確認 (増縮)					
	5. 定期点検報告	点検報告書作成 (作成)					
6. 故障時点検報告	故障ヶ所原因調査				随時		
	故障時点検報告書 (作成)						

1 2. 自家発装置保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した非常用発電機設備の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、年1回とし、各製造メーカーの点検項目及び判定基準に準じて実施すること。

(2) 故障時点検

非常用発電機設備が故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

(三菱電機(株)製)

機器名称	仕 様				数量		
発電機	形式	CFC-D		容量	500KVA	各 1 式	
	出力電圧	415V		周波数	50Hz		
	電流	696A		回転数	1500min-1		
	相数	3		極数	4		
	絶縁種	F		軸受	E 側		6224CM
	励磁方式	交流励磁機方式			F 側		6219ZZCM
	製造番号	ECA078H0101		製造年月	1997 年 3 月		
制御盤	盤面数	1		製造番号	ESF078HA101		
	遮断器	形式	AE1000-SS	MELGIC	形式	MELGIC II	
		製番	E96V10036		製番	2SF078HA301	
	製造年月	1996 年 12 月		AVR 装置	形式	VRG-BS7LF	
	制御電圧	DC24V			製番	0306540J824	
原動機	製造者名	(株)新潟鐵工所		形式	NGT1B-T		
	起動方式	電気式		回転数	1500 min-1		
	装置番号	T2091					
設備共通	蓄電池	始動	HS-500E	電圧	24V		
		制御	HS-500E	製造者名	GS ユアサ		
	燃料タンク	950 ㍓		燃料種類	灯油		
内発協認定証	合格証番号	MWTS-22 1044		起動回数	回		
	発電機	G-22		運転時間	h m		
	原動機	E-05		発電電力量	Kwh		
	制御盤	P-22		特記			

(ヤンマーエネルギーシステム(株)製)

機器名称	仕 様					数量	
発電機	形式	FNB/OS-400		容量	80KVA		
	出力電圧	200V		周波数	50Hz		
	電流	231A		回転数	1500min-1		
	相数	3		極数	4		
	絶縁種	F		軸受	E 側	-	
	励磁方式	ブラシレス			F 側	6311ZZ	
	製造番号	5MP-0394		製造年月	2015 年 11 月		
制御盤	盤面数	1		製造番号	-		
	遮断器	形式	NF400-CW	ECU	形式	P30-303	
		製番	-		製番	500194	
	製造年月	2015 年 11 月		AVR 装置	形式	NTA-3M-2T	
	制御電圧	DC24V			製番	-	
原動機	製造者名	ヤンマー(株)		形式	6B105T-GL		
	起動方式	電気式		回転数	1500 min-1		
	装置番号	359199					
設備共通	蓄電池	始動	MSE100	電圧	24V		
		制御		製造者名	GS ユアサ		
	燃料タンク	942 リットル×2 基		燃料種類	軽油		
内発協認定証	合格証番号	SWDO-111 No. 0067		起動回数	回		
	発電機	G-34S		運転時間	h	m	
	原動機	E-11S(M)		発電電力量	Kwh		
	制御盤	P-34		特記			

1 3. 直流電源装置保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した直流電源装置の適切な運用を確保するために、保守点検するもので、履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 日常点検

別表の直流電源装置点検項目にもとづき実施すること。

(2) 定期点検

定期点検は、年2回とし、製造メーカーの点検項目及び判定基準に準じて実施すること。

(3) 故障時点検

直流電源装置が故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し点検調査を行い復旧すること。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、消耗品及び点検時に行う部品の取替並びに受託者の不注意により生じた破損等について負担すること。なお、簡易な修繕等の費用は受託者負担し、その他は協議のうえ決定すること。

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

(ジーエス・ユアサパワーサプライ製)

用途	整流器	蓄電池
自家発始動用	SGB3-28-50CA (DC24V50A)	鉛蓄電池 HS-500E-12(24V500AH/1HR)
操作・制御用	GTSQ100-20V (DC100V20A)	アルカリ蓄電池 AHH E52-90(108V52AH/1HR)
粉末消火設備用 (A室) (B2)		鉛蓄電池 HS-30(24V18AH/1HR) × 2台 小型制御弁式鉛電池 PWL12V38型 38Ah/20HR

※令和5年度の設備更新工事により機器変更予定で、点検内容にも変更が生じる可能性があるため、業務実施前に本市担当者と協議すること。

別表

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考		
		日 1 回	週 1 回	月 1 回				
1 蓄 電 池	外 観 点 検	(1)電解液面	全セルの電解液面を確認すること				年2回	
		(2)電槽、ふた	亀裂、変形、汚れ、損傷、漏液の有無の確認				年2回	
		(3)各種栓体・パッキン	損傷の有無の確認、触媒栓が有効期限内であることの確認				年2回	
		(4)封口部	はがれ、亀裂、ふくれ、へこみの有無を確認				年2回	
		(5)接続部	変形、発熱、緩み、変色、発錆の有無の確認				年2回	
		(6)蓄電池内部	極注・ストラップ・極板・セパなどの状態を確認すること。				年2回	
		(7)減液警報装置	断線・腐食・変形の有無を確認				年2回	
		(8)架台・箱	汚れ、損傷の有無を確認				年2回	
		(9)表示	汚れ、損傷の有無を確認	○			年2回	
機 能 点 検	(1)浮動充電中の蓄電池総電圧	蓄電池端子で測定する (0.5級以上の電圧計使用)				年2回		
	(2)浮動充電中の端子電圧、電解液比重、温度 (6ヶ月)	全セルの端子電圧、温度、内部抵抗を測定 JIS C 1102(指示電圧計器) 0.5級以上の電圧計、 JIS B 7525(比重浮ひょう) 許容差±0.005級以上の電圧計 JIS B 7411(ガラス製棒状温度計) 許容差±1℃以上の精度				6ヶ月		
	(3)浮動充電中の端子電圧、電解液比重、温度 (1ヶ年)	全セルの端子電圧、温度、内部抵抗を測定 使用計器は(2)項に同じ				年1回		
	(4)停電時の負荷容量	負荷容量に増減があった場合、 所定の時間放電できることを確認				年2回		
	(5)均等充電の実施状況					年2回		
	(6)接続部の増し締め	規定トルク値まで締め付ける				年1回		

別表

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考		
		日 1 回	週 1 回	月 1 回				
2 イ ン バ ー タ ー 整 流 器	外 観 点 検	(1)外箱、扉、 換気口 計器、表示灯、 スイッチ	汚れ、損傷の有無を確認	○		年 2 回		
		(2)各部品	汚れ、損傷、過熱、変色、腐食、 異音、異臭の有無を確認				年 2 回	
		(3)開閉器、 遮断器	汚れ、損傷、過熱、変色、腐食 異音、異臭の有無を確認				年 2 回	
			正規の位置（o n又はo f f）の 位置にあることを確認				年 2 回	
機 能 点 検	(1)交流入力電圧							
		入力端子をテストで測定する				年 1 回		
	(2)直送入力電圧	入力端子をテストで測定する				年 1 回		
	(3)浮動充電電圧	0.5級以上の電圧計で測定する				年 1 回		
	(4)インバー タ出力電圧	0.5級以上の電圧計で測定する				年 1 回		
	(5)負荷電圧 (浮動/均等)	0.5級以上の電圧計で測定する				年 1 回		
	(6)インバータ 出力周波数	周波数カウンタで測定する				年 1 回		
(7)出力電流	盤面電流計により測定する				年 1 回			
(8)負荷電流	盤面電流計により測定する				年 1 回			
(9)電圧調整範囲					年 1 回			
(10)負荷電圧 補償範囲					年 1 回			
(11)垂下特性					年 1 回			

別表

区 分	点 検 項 目	日 常 点 検			定期点検	備 考	
		日 1 回	週 1 回	月 1 回			
2 イン バー タ — 整 流 器	(12)インバータ 起動・停止	数回起動⇄停止を繰り返し、動 作に以上がないか確認する				年 1 回	
	(13)インバータ 給電⇄直送 給電の切換	インバータ給電⇄直送給電が正 常に切り換わることを確認する					年 1 回
	(14)接続部	各接続部の緩みの有無を確認する					年 1 回
(15)盤面電圧計	校正を行うこと					年 1 回	
(16)警報回路の 動作	警報が正常に作動することを確認する					年 1 回	
(17)出力波形観測						年 1 回	
3 直 流 電 源 装 置	(1)停電試験	停電時、負荷端子に電力が供給 されていることを確認する				年 1 回	
	(2)絶縁抵抗測定	絶縁抵抗計 (DC500V) で測定する					年 1 回
(3)耐震措置	基礎ボルトの緩みの有無					年 1 回	
(4)保守用具 予備品	完備されているか					年 1 回	
(5)図面、取設注 意ラベル、認定 証票、標識など	汚れ、損傷はないか、完備され ているか					年 1 回	
(6)周囲状況	保有距離、換気状況、周囲温度 に異常がないか	○				年 1 回	

1 4. 自動開閉装置保守点検 仕様書

1. 適用

札幌駅北口施設に設置した自動扉の適切な運用を確保するため、保守点検するものである。履行にあたってはこの仕様書によるほか、電気設備の技術基準、保安規程及び道路法等を遵守するものとする。また、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、年4回とし別紙に定める製造メーカーの点検項目及び判定基準に準ずること。

(2) 故障時点検

自動扉の不具合及び故障した場合は、要請により随時技術者を派遣し故障原因の調査及び復旧を行うこと。

3. 費用の負担

受託者は、点検に必要な機械器具、不時の故障の際の消耗部品の交換（吊車、Vベルト、脱線防止金具、防振ゴム）及び受託者の不注意により生じた破損等については無償とすること。

但し、下記の機械本体及び構成部品について、交換の必要が生じた場合は有償とし、所有者の負担とする。

- | | |
|-----|------------------------|
| I | 駆動装置ユニット（モーター・ギヤユニット部） |
| II | コントローラーユニット（制御部） |
| III | 検出装置本体（センサー・補助光線スイッチ） |
| IV | 上レール台板 |

4. その他

(1) 作業実施にあたっては、広場及び通路利用者の通行を妨げないように注意すること。

(2) この業務の遂行に当たり細部について疑義のある場合は、指示を求め滞りなく業務を進めること。

5. 設備概要

・寺岡オートドア(株)製

設置場所	開閉方式	台数	機種	備考
アトリウムA	両引式	1	200KLDM	
アトリウムB南側	両引式	1	200KLDM	
アトリウムB北側	片引式	1	200KLDM	
合同庁舎側EV前	片引式	1	200KLDM	
地下通路(北側)	片引式	1	200KLDM	
地下駐車場身障者トイレ	片引式	1	AS15	PHP装置付
地上部身障者トイレ	片引式	1	AS15	PHP装置付
地下通路外部(東側)	二重片引式	1	AS15	
地下通路内部(東側)	二重片引式	1	AS15	
地下通路外部(西側)	二重片引式	1	AS15	
地下通路外部(西側)	二重片引式	1	AS15	

・ナブコシステム(株)製

設置場所	開閉方式	台数	機種	備考
地下通路内部(東側)	両引式	1	DSN150	

別紙

設備概要	寺岡オートドア（株）製 片引式自動扉（身障者トイレ） AS-15 2台	
項目	点検内容	回数
駆動装置	(1) 駆動装置の取付緩み、防振ゴムの損傷	4回/年
	(2) モーターの回転具合、異音、過熱	〃
	(3) 駆動ギア・プーリーの締付緩み、異音、損傷	〃
	(4) ベルトの張具合、亀裂、損傷	〃
制御装置	(1) 制御装置（コントローラー）の取付緩み、異音、過熱	〃
	(2) パワースイッチ・パイロットランプの機能	〃
	(3) ブレーキ（スピード）・タイマー・押し力・各ボリュームの機能	〃
	(4) 各リレー・プリント基盤の機能、損傷	〃
	(5) ドア位置検出ユニットの取付緩み、位置	〃
	(6) マイクロスイッチ・近接スイッチの機能、損傷	〃
	(7) PHP装置の取付緩み、異音、過熱	〃
扉懸架装置	(1) 走行レールの取付緩み、曲がり、下がり、勾配	〃
	(2) 走行レール偏磨耗、損傷	〃
	(3) 吊車の磨耗、破損、軸部ベアリングのガタ、損傷	〃
	(4) ハンガー吊元部の取付緩み、取付位置	〃
	(5) 結合用タンバックル・ベルトつかみの締付緩み	〃
	(6) 扉脱線防止装置の締付緩み、磨耗、走行レールの隙間具合	〃
操作部	(1) 電源スイッチの機能、損傷	〃
	(2) 各操作スイッチ類の機能、取付緩み、損傷	〃
検出装置	(1) 検出装置（起動スイッチ）の取付具合、外観損傷状態	〃
	(2) 検出装置（起動スイッチ）の機能、感度の具合	〃
	(3) 検出（感知）範囲の状態、安全性	〃
	(4) 補助光線スイッチの機能、投受光面の汚れ	〃
扉建具部	(1) 扉吊元部補強下地の取付緩み、脱落、損傷	〃
	(2) 扉上下の隙間（チリ）の具合、建付状態	〃
	(3) 扉召し合せ部のチリ、全閉時の戸先隙間の具合	〃
	(4) 戸当りクッション材の状態	〃
	(5) 扉下部振れ止めの取付状態、磨耗、損傷	〃
	(6) ガイドレール内の異物、煽動抵抗、異音	〃
	(7) 点検カバー緩み、ビスの欠落	〃
電気	(1) 電源・電圧の状態	〃
	(2) 絶縁抵抗、漏電の状況	〃
	(3) 電気配線の引っ掛かり、損傷、断線の状態	〃
	(4) リード線・コネクター線の結線、接続状態	〃
総合動作	(1) 開閉力、開閉速度、開タイマーの状況	〃
	(2) 減速時、反転時の扉の踊り具合	〃
	(3) 閉り側一時停止の位置。微動、クッションの状態	〃
	(4) 動作の円滑性、共通騒音の具合	〃

別紙

設備概要	寺岡オートドア (株) 製 二重片引式自動扉 AS-15 4台 両引式自動扉 200K LDM 2台 片引式自動扉 200K LDM 3台	ナブコシステム (株) 製 両引式自動扉 D S N150 1台	
項目	点検内容		回数
駆動装置	(1) 駆動装置の取付緩み、防振ゴムの損傷		4回/年
	(2) モーターの回転具合、異音、過熱		〃
	(3) 駆動ギア・プーリーの締付緩み、異音、損傷		〃
	(4) ベルトの張具合、亀裂、損傷		〃
制御装置	(1) 制御装置 (コントローラー) の取付緩み、異音、過熱		〃
	(2) パワースイッチ・パイロットランプの機能		〃
	(3) ブレーキ (スピード) ・タイマー・押し力・各ボリュームの機能		〃
	(4) 各リレー・プリント基盤の機能、損傷		〃
	(5) ドア位置検出ユニットの取付緩み、位置		〃
	(6) マイクロスイッチ・近接スイッチの機能、損傷		〃
扉懸架装置	(1) 走行レールの取付緩み、曲がり、下がり、勾配		〃
	(2) 走行レール偏磨耗、損傷		〃
	(3) 吊車の磨耗、破損、軸部ベアリングのガタ、損傷		〃
	(4) ハンガー吊元部の取付緩み、取付位置		〃
	(5) 結合用タンバックル・ベルトつかみの締付緩み		〃
	(6) 扉脱線防止装置の締付緩み、磨耗、走行レールの隙間具合		〃
操作部	(1) 電源スイッチの機能、損傷		〃
	(2) 各操作スイッチ類の機能、取付緩み、損傷		〃
検出装置	(1) 検出装置 (起動スイッチ) の取付具合、外観損傷状態		〃
	(2) 検出装置 (起動スイッチ) の機能、感度の具合		〃
	(3) 検出 (感知) 範囲の状態、安全性		〃
	(4) 補助光線スイッチの機能、投受光面の汚れ		〃
扉建具部	(1) 扉吊元部補強下地の取付緩み、脱落、損傷		〃
	(2) 扉上下の隙間 (チリ) の具合、建付状態		〃
	(3) 扉召し合せ部のチリ、全閉時の戸先隙間の具合		〃
	(4) 戸当りクッション材の状態		〃
	(5) 扉下部振れ止めの取付状態、磨耗、損傷		〃
	(6) ガイドレール内の異物、煽動抵抗、異音		〃
	(7) 点検カバー緩み、ビスの欠落		〃
電気	(1) 電源・電圧の状態		〃
	(2) 絶縁抵抗、漏電の状況		〃
	(3) 電気配線の引っ掛かり、損傷、断線の状態		〃
	(4) リード線・コネクター線の結線、接続状態		〃
総合動作	(1) 開閉力、開閉速度、開タイマーの状況		〃
	(2) 減速時、反転時の扉の踊り具合		〃
	(3) 閉り側一時停止の位置。微動、クッションの状態		〃
	(4) 動作の円滑性、共通騒音の具合		〃

令和6年度

3. 清掃業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路維持課

清掃業務 仕様書

1. 適用

札幌駅北口駅前広場施設を快適で清潔な状態を確保するため、清掃業務を行う。履行にあたってはこの仕様書によるほか、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

「3. 作業内容」に基づき、清掃業務を実施する。

「3. 作業内容」に記載のない事項については、札幌市と協議して行う。

3. 作業内容

日常清掃及び定期清掃を行う。業務主任は、施設内の環境を快適な状況に保つため、日常清掃・定期清掃の点検・指導を行なうこと。

(1) 日常清掃

作業は日曜・祝日を含む毎日供用時間内とし、業務遂行のため適正人員を配置し、下表の作業を実施すること。

No.	施設名 (面積㎡)	主な作業内容	説明	最低回数
1	地下歩道 (5,032)	はき・拭き掃除	<ul style="list-style-type: none"> ほうき等を用いて床の土、砂、ほこりを取り除く 床の汚れは、状況に応じ水拭き又は適正洗剤で拭き取る 	1回/日
	アトリウム (194)			
	内部階段 (314)			
	階段踊場 (358)			
	階段出入口 (233)	付着物除去	床面に付着したガム等を除去する	適時
	連絡通路 (184)	ドア清掃	各出入口の扉・ガラスを拭く	1回/日
	附室 (51)			
	連絡階段 (139)	手すり拭き	階段手すり及びエスカレーターのベルト・側面カバーを拭く	1回/日
	エレベータ (5基)			
	エスカレータ (9基)	側溝清掃	<ul style="list-style-type: none"> 階段部分の側溝の土砂を取り除く 地下歩道の側溝の土砂を取り除く 	1回/日
エレベータ	1回/日			
ホール (75)	1回/週			
廊下 (56)				
2	地下駐車場 (8,851)	塵芥収集	紙屑・飛散塵芥を収集する	1回/日
		床・側溝清掃	<ul style="list-style-type: none"> ほうき等を用いて床の土、砂、ほこりを取り除く 側溝内の土砂を取り除く 	適時
		冬期間の床・側溝清掃	<ul style="list-style-type: none"> 車両から落下した雪・泥等の除去 融雪剤等の汚れ・泥は状況に応じ水洗い洗浄し、ポンプにて排水処理する 	
3	トイレ (地上) (41)	はき・拭き掃除	<ul style="list-style-type: none"> ほうき等を用いて床の土、砂、ほこりを取り除く 床の汚れは、状況に応じ水拭き又は適正洗剤で拭き取る 	1回/日
	(地下) (53)			
		付着物除去	床面に付着したガム等を除去する	適時
		間仕切り等清掃	扉・間仕切りを拭く	1回/日
		衛生器具清掃	衛生陶器類を適正洗剤で拭き取る	2回/日
		洗面台清掃	洗面台を清掃し、鏡を磨きあげる	1回/日
		汚物処理	汚物を搬出処理する	1回/日
	衛生消耗品補充	トイレットペーパーを補充する	適時	

No.	施設名 (面積㎡)	作業内容	説明	最低回数
4	給湯室 (4)	はき・拭き掃除	<ul style="list-style-type: none"> ・ほうき等を用いて床のほこりを取り除く ・床の汚れは、状況に応じて水拭き又は適正洗剤で拭き取る 	1回/日
		紙屑処理	<ul style="list-style-type: none"> ・屑入れの内容物を資源物・一般ごみに分別し収集・処理する 	1回/日
		流し台等清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台及びその周辺を清掃する 	1回/日
5	管理室 (123) 休憩室 (20) 融雪槽管理室及び休憩室は冬期間のみ	はき・拭き掃除	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除機等を用いて床のほこりを取り除く ・床の汚れは、水拭き又は適正洗剤で拭き取る 	1回/日
		紙屑処理	<ul style="list-style-type: none"> ・屑入れの内容物を資源物・一般ごみに分別・処理する 	1回/日
		ドア掃除	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の扉・ガラスを拭く 	1回/日
6	広場車路 (4,500) 広場その他 (4,689) (駐輪場西棟屋上・階段を含む)	塵芥収集	<ul style="list-style-type: none"> ・紙屑・落葉・飛散塵芥を収集する 	1回/日
		付着物除去	<ul style="list-style-type: none"> ・床面に付着したガム等を除去する 	適時
		はき掃除	<ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー乗降場ベンチ及び柵のほこりを取り除く 	1回/日
		積雪処理	<ul style="list-style-type: none"> ・地上出入口付近の積雪を除去し、滑り止め等の処理をする ・広場内歩行通路の氷結箇所に滑り止め等の処理をする ・各種構造物笠木・手すり部の積雪を除去する ・シェルター軒部分の危険な雪庇を除去する ・バス・タクシー乗降場ベンチ上の積雪を除去する 	適時
7	モニュメント・コルトンボックス (56個)	はき・拭き掃除	<ul style="list-style-type: none"> ・ほこりを取り除き、拭く 	1回/日

(2) 定期清掃作業

年間作業工程表にもとづき、下表の作業を実施し作業前後の写真を提出すること。

施設の供用時間以外に作業を実施しようとする時は、委託者と協議し承諾を得ること。

No.	施設名 (面積㎡)	作業内容	説明	最低回数
1	地下歩道 (5,032)	床洗浄	・洗浄器により適正洗剤を用い、土、砂汚れ、しみを除去する	2回/年
	アトリウム (194) 階段踊場 (358) 階段出入口 (233) 連絡通路 (184) 附室 (51) エレベーターホール (75)		・床面に応じたワックス等を塗布する	1回/年
2	エレベーター (床) (75)	床洗浄	・適正洗剤を用いて汚れを除去する ・床面に応じたワックス等を塗布する	2回/年
	(壁) (102) (ガラス) (2)	壁面等清掃	・壁面・天井・扉ガラス面を適正洗剤で清掃する	2回/年
3	地下駐車場 (8,851)	床洗浄	・水洗いにより、土、砂ほこりを除去	3回/年
		汚泥枡清掃	・泥溜枡(23箇所)内部の汚泥除去・洗浄を行なう	2回/年
4	トイレ (床) (94)	床洗浄	・適正洗剤を用いて、土、砂汚れ、しみを除去する。	2回/年
	(壁) (110)	壁面清掃	・排気口、壁面・天井を適正洗剤で清掃する	
5	広場 側溝 (2箇所)	側溝清掃	・アトリウム周辺の側溝の土砂・雑草を除去する	2回/年
	シェルター (502)	塵芥収集	・シェルター上の落ち葉等を収集する	2回/年
		流水経路清掃	・流水経路の土砂・異物等を除去する	
6	廊下 (56)	床洗浄	・適正洗剤を用いて汚れを除去する	2回/年
7	給湯室 (4)	床洗浄	・適正洗剤を用いて汚れを除去する ・床面に応じたワックスを塗布する	2回/年
8	アトリウム・トップライト・階段出入口 (1,647)	ガラス清掃 (内面) ※R4は外面実施	・適正洗剤を用いて汚れを除去する	1回/年

(3) 塵芥処理

収集及び回収した塵芥は、本市が別途指定する塵芥置き場に集積すること。

塵芥置き場は、ねずみ・昆虫が発生しないよう定期的に点検・清掃すること。

4. 費用の負担

清掃作業に係る機械器具・材料等は、すべて受託者の負担とする。ただし、トイレットペーパー、ゴミ袋、融雪剤は委託者が支給する。

5. その他

- (1) 清掃作業に使用する洗剤、ワックス等は、厚生労働省が定めたシックハウス症候群の原因物質として濃度指針を定めた物質を含むものは使用しないこと。
- (2) 衛生消耗品(トイレットペーパー、ゴミ袋、融雪剤)の在庫が少なくなった場合は、ただちに委託者に連絡すること。
- (3) 新幹線工事などの影響により、作業面積に変更が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

令和6年度

4. 警備業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路維持課

警備業務 仕様書

1. 適用

札幌駅北口駅前広場施設の常駐巡回警備業務、札幌駅北口地下駐車場の駐車場管理及び料金収納業務を行う。履行にあたってはこの仕様書によるほか、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

- 「3. 作業内容」に基づき、警備業務を実施する。
- 「3. 作業内容」に記載のない事項については、札幌市と協議して行う。

3. 作業内容

- 施設常駐巡回警備業務及び駐車場管理・料金収納業務を行う。
 - 警備の責任者を日勤で常駐させ、業務の統括指揮・監督にあたること。
 - 業務者を最低2名以上で24時間常駐させ、管理・監視にあたること。
- なお、深夜の警備（出入口施錠後）については、原則カメラ監視とするが必要に応じ、別途巡回を指示する。
- 業務主任者は、「避難確保計画」・「緊急事態発生時対応マニュアル」の更新を行うこと。
 - 受託者が直接雇用関係にある警備員指導教育責任者が1ヶ月に1度以上、業務者の指導にあたること。

(1) 札幌駅北口駅前広場施設の作業

2名以上の業務員体制で、以下のア～ウの作業を行うこと。

ア. 管理事務所において下記作業を行うこと。

- 各扉及びシャッターの鍵の保管及び受け渡し
- 管理室出入者の確認、規制及び案内
- 防犯カメラによる画像監視
- 各機器の運行状況の監視
- 駐車場内の在留車の確認
- 電話の受付、連絡
- 拾得物の取り扱い
- その他委託者が必要とする簡易な事務

イ. 下記施設の巡回業務を1名以上で行うこと。

施設名	警備内容
施設全域	・道路区域及び道路付属物の現場管理者として安全な歩行空間の確保 ・施設の設置目的外利用者への指導 (※施設の設置目的—安全で快適な歩行環境と人に優しい広場空間を確保する) ・各倉庫、電気室、機械室の施錠確認 ・ITVによる非常連動の対応
バス乗降場 自家用車タッチスペース	・バス乗降場における目的外駐停車バスへの指導 ・自家用車タッチスペースにおける目的外駐停車車両への指導 ・防犯・防災のための巡回
駅前広場 (歩道・車道)	・防犯・防災のための巡回
地下歩道・地下駐車場	・防犯・防災のための巡回
融雪槽	・水位確認などのための巡回（融雪槽使用時期は除く）

22 : 00	<p>入 庫 口 閉 鎖</p> <p>閉鎖作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口精算機の精算業務中止指示（監視装置により自動的に終了） ・ 入庫口のシャッター閉鎖
24 : 00	<p>閉 場</p> <p>閉場時作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前精算機、出口精算機の精算業務中止指示（監視装置により自動的に終了） ・ 出庫口のシャッター閉鎖、地下通路出入口施錠 ・ 場内泊り車両の有無・駐車場所確認 <p>閉場後作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前精算機、出口精算機、カード自動販売機の売上金回収 ・ 日報の売上データと回収金額の確認、現金出納簿（様式5）の記入 ・ 定期駐車券、カード式駐車券の残枚数確認、各受払簿（様式6）の記入 ・ 売上金による釣銭の準備 ・ 監視装置により各機器動作終了確認
<p>収納金の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収した駐車料金、定期券売上金等は、当日分を翌日までに現金払込書（様式4）により、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。ただし、該当日が金融機関の休日に当たる場合は、その直後の休日でない日に振り込むこと。 ・ 現金払込書の控えは、駐車場管理日報と併せて、委託者に提出すること。 ・ 売上金の回収は、必ず2人以上で行なうこと。 ・ 釣銭準備後の売上金は、管理室内の金庫に保管すること。 	

ウ 領収書の交付

定期駐車券又は駐車利用券の料金を収納したときは、領収書（様式7）に領収日付印を押印して購入者に交付すること。

エ 非常出口の開放

通常の場合、出口は西側のみを使用することとし、東側出口（非常出口）は閉鎖するが、事故等の緊急事態が発生し、その状況から受託者において必要があると判断した場合は、東側出口を開放すること。なお、緊急事態が回避されたときは速やかに東側出口を閉鎖すること。

オ その他

- ① 販売前にき損、汚損又は破損した定期駐車券・カード式駐車券・駐車利用券は各受払簿提出時に併せて提出すること。
- ② 回収した駐車利用券は、確実に廃棄処理すること。
- ③ 収納事務受託者証（様式8）を見やすいところに掲示すること。

4. 服装および装具

業務主任及び業務者は警備業法に基づき所定の服装を常時着用するほか、身分証明書を常に携帯すること。

5. 費用の負担

警備業務に必要な物品等（無線機を除く）は、すべて受託者の負担とする。
ただし、駐車場管制消耗品（駐車券ロール・レシート紙ロール・磁化される前のカード式駐車券・磁化される前の定期駐車券）及び現金払込書は、委託者が支給する。

6. その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

別表 イ. 定形外作業

機器名	作業内容	作業時期	備考
駐車券発行機	駐車券のセット 回収箱の点検 ヘッド・駆動部清掃	・1巻切れの発報時に交換 ・発券エラー時に点検 ・2週間に1回実施	・1巻3,500枚×2巻 ・最大300枚まで回収可能 ・コンプレッサー等による塵芥除去後、アルコール清掃
事前精算機	レシート用紙（再発行券兼用）のセット 回収箱の点検 釣銭の補給 ヘッド・駆動部清掃	・1巻切れの発報時に交換 ・用紙交換時に点検 ・釣銭切れ発報時に補給 ・2週間に1回実施	・1巻700枚×2巻 ・最大2,000枚まで回収可能 ・釣銭補充内容※1 ・コンプレッサー等による塵芥除去後、アルコール清掃
出口精算機	レシート用紙のセット 回収箱の点検 釣銭の補給 ヘッド・駆動部清掃	・1巻切れの発報時に交換 ・用紙交換時に点検 ・釣銭切れ発報時に補給 ・2週間に1回実施	・1巻700枚×2巻 ・最大2,000枚まで回収可能 ・釣銭補充内容※1 ・コンプレッサー等による塵芥除去後、アルコール清掃
カード式自動販売機	カード式駐車券のセット 釣銭の補給	・カード切れ発報時に補充 ・釣銭切れ発報時に補給	・カード補充内容※2 ・釣銭補充内容※3
中央監視装置	在車管理 精算管理 カード式駐車券の磁化 定期駐車券発行 駐車利用券の販売	・台数誤差発生時 ・売上集計時 ・カード式駐車券のセット ・申込時	・各受払簿に記入

※1	出口精算機 事前精算機（1号機）	125,000円 （内訳）10円500枚、50円60枚、100円70枚、 500円20枚、1,000円100枚
	事前精算機（2・3・4・5号機）	121,700円 （内訳）10円170枚、50円60枚、100円70枚、 500円20枚、1,000円100枚
※2	カード式自動販売機	適宜枚数（内訳）1,000円、3,000円、5,000円
※3	カード式自動販売機	100,000円（内訳）1,000円100枚

令和6年度

5. 植栽管理業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路維持課

植栽管理業務 仕様書

1. 適用

札幌駅北口駅前広場植栽の適切な維持管理をするものであり、履行にあたってはこの仕様書によるほか、委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

2. 業務内容

作業内容、作業A～作業Hを4月～11月作業月のとおりに行う。

3. 作業内容 (別図の数値は㎡数を示す。)

- 作業 A ハマナス低木部面積283㎡ (緑色) の剪定を2回行う。
 作業 B オンコ、ドウダンツツジの剪定を1回行う。
 作業 C ラベンダー植栽面積39㎡ (水色) の刈入れを行う。
 作業 D 全植栽面積1,563㎡ (緑・水・黄・桃) の人力除草を3回行う。
 作業 E 全植栽面積1,563㎡ (緑・水・黄・桃) に害虫駆除剤の散布を2回行う。
 作業 F 冬囲いの撤去・剪定及び剪定・冬囲いを行う。また樹木現況調査を行う。

表-1 冬囲い数量表

樹木名	形状	4月・11月分	摘要
ライラック	H 2.0 W 1.0	6 本	むしろ2枚
オンコ	H 2.0 W 1.0	64 本	むしろ2枚
改良ハマナス	H 1.2 W 0.8	318 株	縄2回巻
ドウダンツツジ	H 1.2 W 0.8	94 株	縄2回巻
モンタナマツ	H 0.9 W 0.5	19 本	縄2回巻
ヤマツツジ	H 1.2 W 0.8	46 株	縄2回巻
キンロウバイ	H 0.9 W 0.5	1 株	縄2回巻
オオバキンロウバイ	H 1.2 W 0.8	11 株	縄2回巻
クサツゲ	H 0.9 W 0.5	76 株	縄2回巻
エゾムラサキツツジ	H 1.2 W 0.8	1 株	縄2回巻
ハマナステレーズ・ビューニエ	H 1.2 W 0.8	30 株	縄2回巻
レンギョウ	H 1.2 W 0.8	15 株	縄2回巻
キレンゲツツジ	H 0.9 W 0.5	14 株	縄2回巻

※ 上記による廃棄物を適正に処理すること。

- 作業 G オオバボダイジュ26本・ライラック6本・オンコ64本
(全96本) に施肥を1回行う。

- 作業 H ビンカミノール植栽面積93㎡ (桃色) に各樹2列、均等にインパチェンス
450株を植える。また、ビンカミノール100株を補植する。

- 作業 I 夏季 (6月～9月) 期間中に各樹木、花壇での水やりを行う。
※北口広場施設内にて水を汲み取り、作業を行うこと。

4. 作業月

月期	作業内容
4月期	作業Fの冬囲い撤去及び樹木現況調査
5月期	作業A・D・H
6月期	作業B・E・G
7月期	作業D
8月期	作業A・E
9月期	作業C・D
11月期	作業Fの冬囲い及び樹木現況調査

5. 作業期間・作業時間

作業A～作業Hの作業期間は本市と受託者にて別途協議する。
危険防止のため作業は日中とする。

6. 費用の負担

業務にかかる費用は全て受託者負担とする。

7. 提出書類

作業A～作業Hの作業前、作業後の写真を完了届時に提出すること。
樹木現況調査表を提出すること。提出様式は本市と受託者は別途協議する。

8. その他

- (1) 作業中は「看板」を表示し広場利用者や周囲のへの配慮を行い、通行の妨げとならないよう、事故防止に充分留意すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- (3) 別途工事の進捗状況により、植栽管理業務の数量に変更がある場合は設計変更により協議する。